

地域文教委員会

令和5年1月30日

1 報告事項

【子ども部】

- (1) 児童福祉施設等の設備及び運営基準の見直しについて 【資料】
- (2) 今後の学校等のあり方基本構想の中間報告（案）について 【資料】
- (3) 令和5年4月区立幼稚園・こども園（短時間）入園選考結果 【資料】
- (4) 令和5年4月保育園等入園（一次締切）申込状況 【資料】
- (5) こども家庭庁設置法の施行に伴う千代田区子ども・子育て会議に関する規定整備について 【資料】

【地域振興部】

- (1) 新産業振興・イノベーション創出促進事業に係る調査提案報告について 【資料】
- (2) マイナンバーカードによる住民票等の証明書コンビニ交付状況について 【資料】
- (3) 男女共同参画センター運営事業者の選定結果について 【資料】
- (4) 新ちよだアーツスクエア基本構想（素案）について 【資料】
- (5) 外濠公園総合グラウンドの利用に関する意見募集の状況について 【資料】

2 その他

児童福祉施設等の設備及び運営基準の見直しについて

1 背 景

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部が改正されたため、これらの省令の改正に基づき児童福祉施設等（児童福祉施設、家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業をいう。）に関する規定の整備を行う必要がある。

2 概 要

（１） 民法の改正に伴う見直し

民法改正の趣旨（親が子を戒めることを認める「懲戒権」を削除し、体罰の禁止を明確化）を踏まえた見直し

（２） 安全計画の策定の義務化等

各事業者は、利用者の安全の確保を図るため、安全計画を策定するとともに、その内容について職員に対し、周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

（３） 自動車を運行する場合の所在の確認の義務化等

各事業者は、利用者が自動車の乗車及び降車の際に、点呼等により確実に所在を確認しなければならない。また、自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーなどの見落としを防止する装置を設置しなければならない。

（４） 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の見直し

家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができるが、そのできる場合を「その行う保育に支障がない場合」に限るようにする。

（５） 業務継続計画の策定の努力義務化等

各事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する

支援の提供を継続的に実施するため、業務継続計画を策定するとともに、その内容について職員に対し、周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

(6) 衛生管理等の見直し

各事業者は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施するよう努めなければならない。

3 改正予定条例

(1) 千代田区保育施設等運営基準条例

(2) 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例

(3) 千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

4 施行予定日

- ・ 上記 2 (1) に係る部分は、公布の日
- ・ 上記 2 (1) を除く部分は、令和 5 年 4 月 1 日

今後の学校等のあり方基本構想の中間報告(案)について

1 これまでの経過

令和3年度	検討協議会(全4回)開催及び検討協議会報告書作成
令和4年7月	第1回基本構想策定委員会
8月	第2回 //
10月	第3回 //
12月	第4回 //

2 検討状況

昨年度取りまとめた検討協議会報告書の内容を基に、児童・生徒数の変動への柔軟な対応や、新しい時代の学び・体力づくりのための環境整備を目指し、解決すべき課題を、喫緊の対応が求められる「短期的課題」と、教育行政に関わる国等の動向や社会の変化を見据えた「中期的課題」、「長期的課題」に分類した。

それぞれの課題について、課題解決の方向性や具体的な取組、ロードマップを検討し、「今後の学校等のあり方基本構想中間報告(案)」として取りまとめた。(別添資料参照)

3 今後のスケジュール(予定)

令和5年2月	第5回基本構想策定委員会 基本構想(案)作成
令和5年3月	基本構想策定
令和5年度	地域特性等も踏まえ、より良い教育環境の整備に向けた調査の実施

<参考> 検討体制

学識経験者、学校関係者等で構成する策定委員会を設置し、検討・協議を行う。

「今後の学校等のあり方基本構想策定委員会」委員一覧

氏名	役職等
宇田 剛	大妻女子大学教職総合支援センター教授、前都教育委員会教育監
藤井 千恵子	元国士舘大学体育学部教授、元千代田区教育委員会指導主事
日永 龍彦	山梨大学大学教育センター教授
清水 明	千代田区立九段小学校校長
長田 和義	千代田区立麴町中学校校長
穴原 江美	千代田区立いずみこども園園長
野村 公郎	千代田区立九段中等教育学校校長
佐藤 尚久	千代田区教育委員会事務局子ども部教育担当部長

今後の学校等のあり方基本構想

中間報告（案）

調 整 中

令和 4 年 12 月

今後の学校等のあり方基本構想策定委員会

目 次

はじめに	1
第1章 千代田区の学校等を取り巻く現状	2
1 区の学校等に関わる地域特性	2
(1) 小・中学校別の児童・生徒数、学級数、平均人数	2
(2) 区立学校等の配置	7
(3) 小学校の学区域と特徴	8
(4) 中学校の学区域と特徴	11
(5) 各学校の敷地面積、校舎面積、校庭面積	13
(6) 各学校の教室数・併設している施設の状況等	14
(7) 今後の小学生年齢人口・中学生年齢人口の見込み	15
2 社会情勢の変化と学校教育に関わる政策動向	16
(1) 社会情勢の変化からみた教育行政の現状と課題	16
(2) 教育行政に関わる国等の動向	17
第2章 課題のまとめ及び課題解決の方向性	20
1 短期的課題（今後1～3年に解決すべき課題）	20
2 中期的課題（2030年（令和12年）までに解決すべき課題）	24
3 長期的課題（2030年（令和12年）以降に解決すべき課題）	26
4 その他	27
5 ロードマップ案	28

はじめに

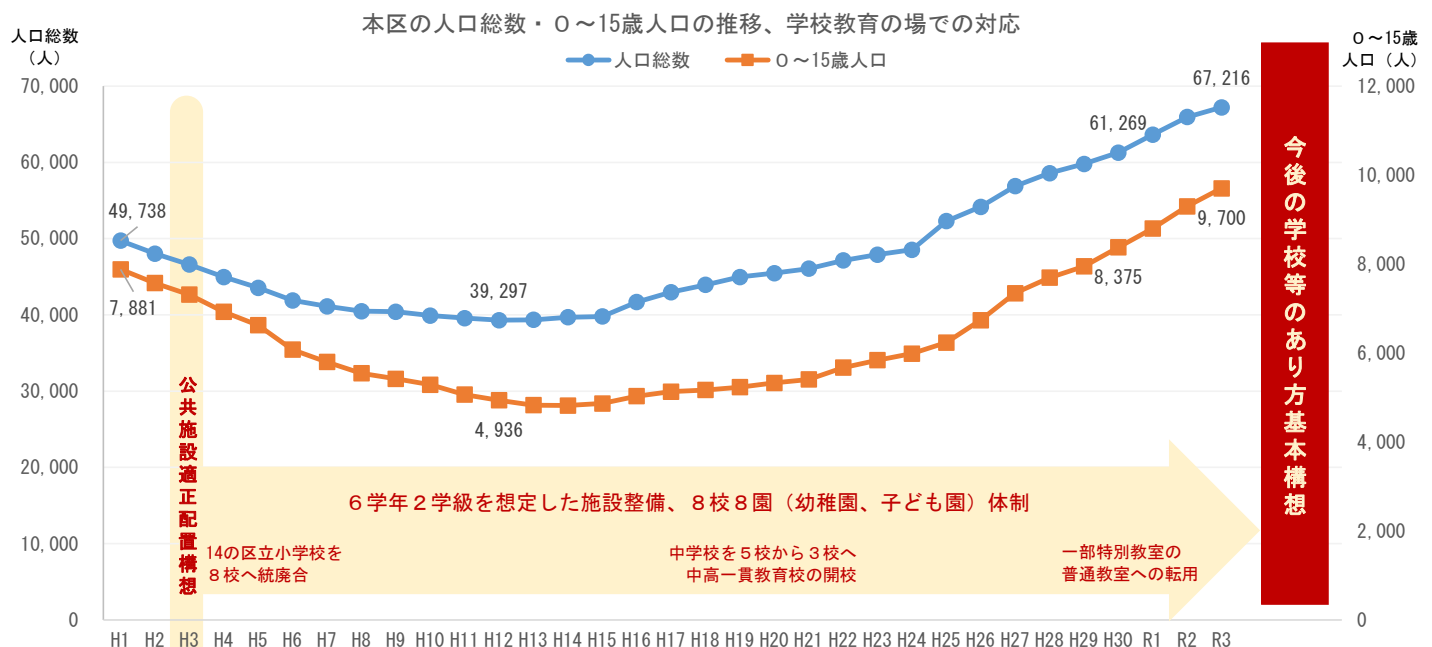
千代田区（以下、「本区」という。）では、日本の高度経済成長とともに業務地化が進行し、人口は昭和31年以降減少し、平成12年には住民基本台帳人口が39,297人まで落ち込みました。この間、平成3年12月に「公共施設適正配置構想（以下、「公適配」という。）」が公表され、当時14校あった区立小学校を8校に統廃合しました。この公適配に基づいて整備された小学校は、6学年各2学級を想定した施設整備を行い、幼稚園との併設や他の施設との合築により校舎を建てました。

加えて、平成17年4月には、当時5校あった中学校を3校とし、3学年各4学級を想定した施設規模としました。さらに、平成18年4月には区立九段中学校と都立九段高等学校を統合して、中高一貫教育校である区立九段中等教育学校を開校しました。

また、本区は、人口回復を主要施策に掲げ、住環境の整備、子育て支援施策の充実などに取り組んだ結果、平成13年以降増加が続き、平成30年には外国人を含む住民基本台帳人口が6万人を超えました。現在もこの傾向は続いており、区内の児童・生徒数も増加していることから、普通教室への改修等を行い、健やかな成長を支える学習生活の場を確保しています。

一方、国では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、全ての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方を検討しています。こうしたことから、従来とは異なる多様な教育方法や学習活動を展開するため、学びの環境や学校のあり方にも大きな変革が求められています。

現在検討中の（仮称）千代田区子育て・教育ビジョン（案）では、「子どもの健やかな育ちをまち全体で支援し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす」という基本理念の実現に向けて、本区の独自性を活かした「今後の学校等のあり方」を検討することが必要です。また、不確実性の高い時代において、柔軟に対応しながら安全・安心な学びの環境を堅持するため、新たな方策を検討することが必要です。



（出典：千代田区住民基本台帳より作成）

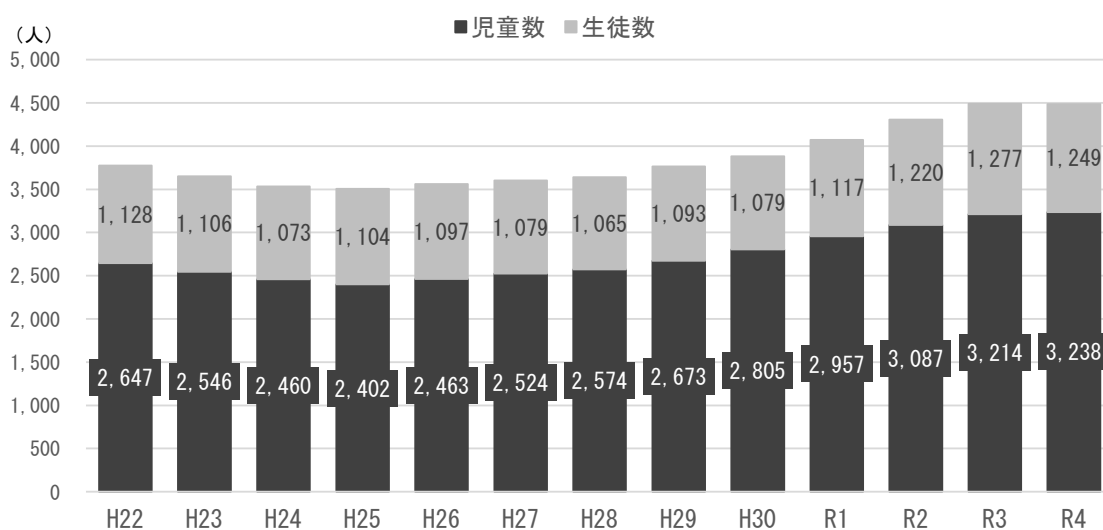
第1章 千代田区の学校等を取り巻く現状

1 区の学校等に関わる地域特性

(1) 小・中学校別の児童・生徒数、学級数、平均人数

ア 児童・生徒数の推移

区立小学校の児童数は増加傾向にあり、令和4年時点で3,238人となっています。区立中学校（中等教育学校前期課程含む）の生徒数は、令和3年度まで増加傾向でしたが令和4年度は横ばいとなっています。



※各年5月1日現在

イ 小学校別・学年別の児童数

令和4年度の各区立小学校別・学年別の児童数は、以下のとおりです。

(単位: 人)	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合計
麹町小学校	84	106	98	108	84	91	571
九段小学校	75	90	87	88	69	91	500
番町小学校	78	62	75	66	69	72	422
富士見小学校	71	99	84	84	81	68	487
お茶の水小学校	58	59	47	50	35	54	303
千代田小学校	48	61	55	56	44	47	311
昌平小学校	45	54	33	48	33	41	254
和泉小学校	74	68	64	55	53	45	359
富士見小学校 (特別支援学級)	2	0	1	1	0	0	4
千代田小学校 (特別支援学級)	6	4	3	7	5	2	27

※令和4年5月1日現在

ウ 小学校別・学年別の通常の学級数

令和４年度の各区立小学校別・学年別の通常の学級数は、以下のとおりです。

なお、「千代田区公共施設適正配置構想に基づく区立学校の適正規模・適正配置及び生涯学習施設の整備について（平成３年１２月２０日発表）」では、小学校での１学年の望ましい学級数は２～３学級、学校全体として１２～１８学級と示しています。

（単位：学級）	１学年	２学年	３学年	４学年	５学年	６学年	合計
麹町小学校	３	４	３	３	３	３	１９
九段小学校	３	３	３	３	２	３	１７
番町小学校	３	２	３	２	２	２	１４
富士見小学校	２	３	３	３	２	２	１５
お茶の水小学校	２	２	２	２	１	２	１１
千代田小学校	２	２	２	２	２	２	１２
昌平小学校	２	２	１	２	１	１	９
和泉小学校	３	２	２	２	２	２	１３

※令和４年５月１日現在

エ 小学校別・学年別の１学級あたり平均人数

令和４年度の各区立小学校別・学年別の１学級あたりの平均人数は、以下のとおりです。

なお、３５人学級への移行については、令和４年度は小学校３年生が対象となり、それ以降毎年１学年ずつ高学年へ繰り上がり、令和７年度に全学年で完了します。

（単位：人）	１学年	２学年	３学年	４学年	５学年	６学年	全体
麹町小学校	２８	２７	３３	３６	２８	３０	３０
九段小学校	２５	３０	２９	２９	３５	３０	２９
番町小学校	２６	３１	２５	３３	３５	３６	３０
富士見小学校	３６	３３	２８	２８	４１	３４	３２
お茶の水小学校	２９	３０	２４	２５	３５	２７	２８
千代田小学校	２４	３１	２８	２８	２２	２４	２６
昌平小学校	２３	２７	３３	２４	３３	４１	２８
和泉小学校	２５	３４	３２	２８	２７	２３	２８

※令和４年５月１日現在

※１学級あたり平均人数＝児童数÷通常の学級数

オ 中学校別・学年別の生徒数・学級数・1学級あたり平均人数

区内の小学校を卒業した子どもの約半数が私立・国立中学校や中等教育学校へ進学しており、区立中学校の入学者数の予測は難しい状況です。

現在、2つある区立中学校は、区内全域からの自由選択制を採用しています。

生徒数・平均人数（単位：人） 学級数（単位：学級）	1 学年（12～13歳）			2 学年（13～14歳）			3 学年（14～15歳）			合計		
	生徒数	学級数	平均人数	生徒数	学級数	平均人数	生徒数	学級数	平均人数	生徒数	学級数	平均人数
麴町中学校	129	4	32	163	5	33	239	6	40	531	15	35
神田一橋中学校	90	3	30	88	3	29	53	2	27	231	8	29
麴町中学校 （特別支援学級）	3			2			4			9		
九段中等教育学校 （前期課程）	161	4	40	158	4	40	159	4	40	478	12	40

※令和4年5月1日現在

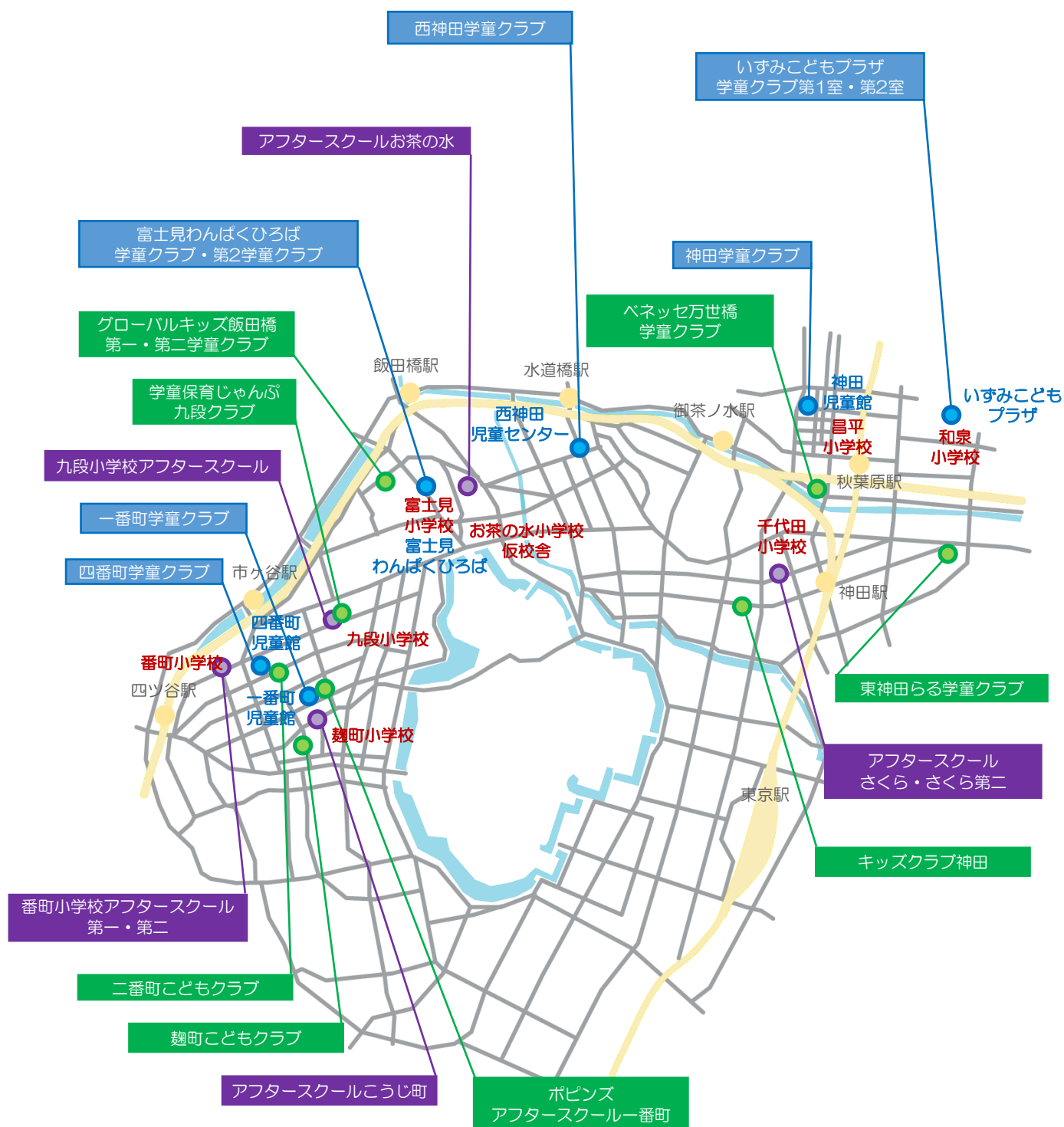
※1学級あたり平均人数＝生徒数÷学級数

カ 学童クラブの在籍状況

学童クラブの在籍状況については、定員に対して利用希望者が多い学童クラブが出てきています。

(7) 区内学童クラブ配置図

- 児童館に設置されている学童クラブ
- 学校内に設置されている学童クラブ
- 夜間保育を実施している学童クラブ



(イ) 学童クラブ学年別在籍状況

(単位：人)

	児童館併設学童クラブ										学校内学童クラブ						
	昌平小					和泉小		富士見小		千代田小		麴町小	番町小		お茶の水小	九段小	
	西神田	神田	四番町	一番町	区営合計	いずみ学童クラブ1	いずみ学童クラブ2	富士見わんぱくひろば学童クラブ	富士見わんぱくひろば第二学童クラブ	アサガハサくら	アサガハサくら第二	アサガハサくらこうじ町	番町小学校アサガハサくら第一	番町小学校アサガハサくら第二	アサガハサくらお茶の水	九段小学校アサガハサくら	
1年生	15	24	2	7	48	21	22	30	11	16	9	24	18	17	14	31	
2年生	29	15	10	12	66	11	11	29	15	22	15	27	11	9	13	20	
3年生	14	12	24	27	77	0	28	16	8	13	11	1	9	12	10	1	
1～3年生合計	58	51	36	46	191	32	61	75	34	51	35	52	38	38	37	52	
4年生	3	8	8	15	34	0	0	1	0	11	8	0	2	1	9	0	
5年生	0	1	5	0	6	0	0	0	0	3	2	0	0	0	2	0	
6年生	0	0	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
4～6年生合計	3	9	15	15	42	1	0	1	0	14	10	0	2	1	12	0	
在籍人数合計	61	60	51	61	233	33	61	76	34	65	45	52	40	39	49	52	
定員 (R4.4.1時点)	50	50	47	42	189	34	54	70	40	65	45	50	38	38	60	50	
令和3年5月1日 現在在籍人数	61	58	47	63	229	34	60	76	34	64	48	56	40	42	40	56	
【備考】	私立3	私立0	私立5	私立1	私立9	私立0	私立0	私立6	私立2	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	
私立学童クラブ																	
	二番町こどもクラブ	ポピンズアフタースクール一番町	グローバルキッズ飯田橋第一学童クラブ	グローバルキッズ飯田橋第二学童クラブ	麴町こどもクラブ	キッズクラブ神田	東神田らる学童クラブ	学童保育じゃんぶ九段クラブ	ベネッセ万世橋学童クラブ	民営合計	学年合計						
1年生	11	8	8	7	7	4	9	5	5	277	325						
2年生	10	11	8	9	9	4	13	4	12	263	329						
3年生	19	15	12	12	3	2	8	14	2	196	273						
1～3年生合計	40	34	28	28	19	10	30	23	19	736	927						
4年生	15	11	19	16	4	6	9	13	2	127	161						
5年生	11	4	4	8	7	1	1	1	3	47	53						
6年生	6	1	3	2	1	0	1	3	1	20	22						
4～6年生合計	32	16	26	26	12	7	11	17	6	194	236						
在籍人数合計	72	50	54	54	31	17	41	40	25	930	1,163						
定員 (R4.4.1時点)	70	50	55	55	45	50	40	40	40	989	1,178						
令和3年5月1日 現在在籍人数	70	50	50	52	33	18	33	24	10	890	1,119						
【備考】	私立19	私立3	私立7	私立2	私立2	私立3	私立1	私立0	私立4	私立49	私立58						

※定員は令和4年5月1日現在

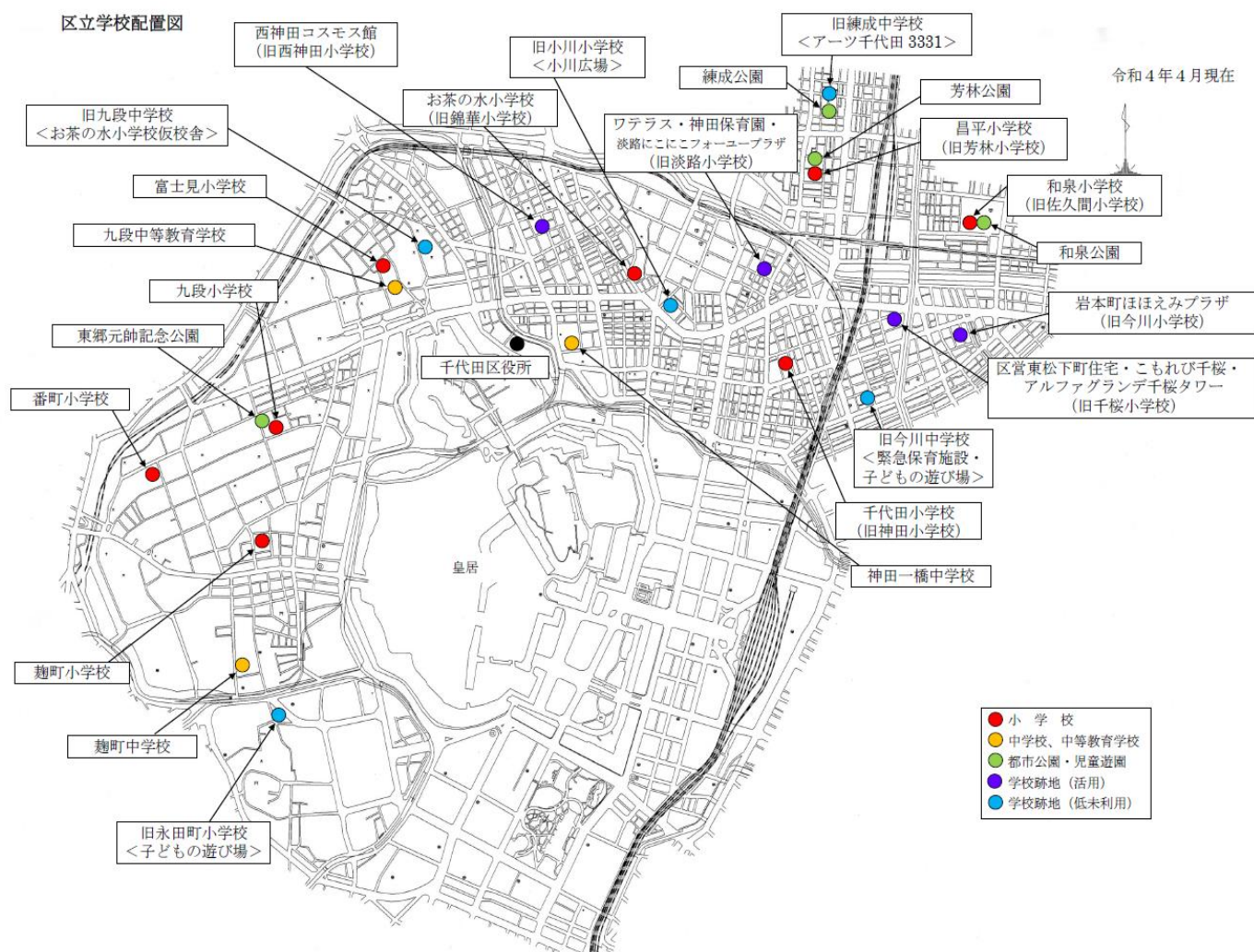
(2) 区立学校等の配置

区内に幼稚園（こども園を含む）8園、小学校8校、中学校2校、中等教育学校1校があり、全ての小学校に幼稚園・こども園を併設しています。

放課後の学校施設を活用して、区立全8小学校の建物内で、子どもたちが「学び」や「遊び」、「体験活動」ができる放課後子ども教室や学童クラブ事業を実施しています。一部の学童クラブについては、定員に対し利用希望者が多く、スペースの有効活用等の工夫が求められています。

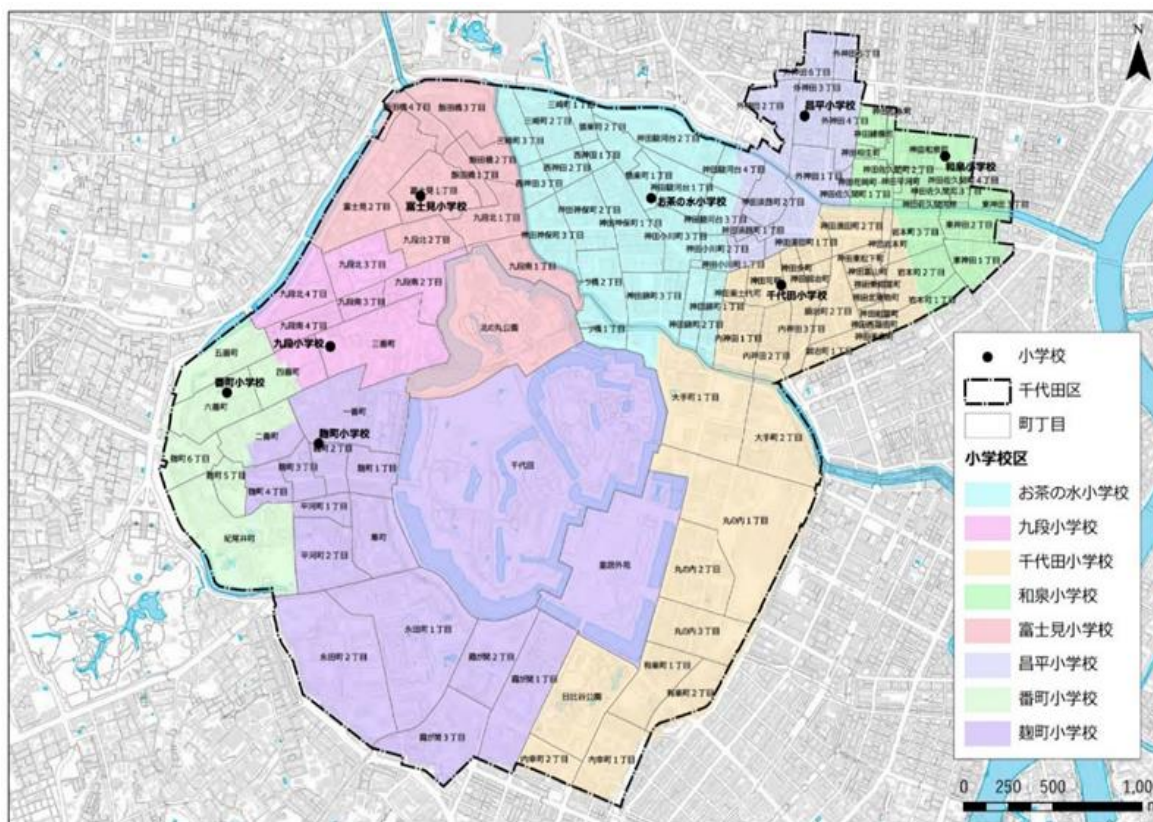
校舎や校庭については、学校教育に支障のない範囲で、町会、区民自主サークル等の活動の場として、地域に開放しています。

特別支援学級については、これまで小学校は千代田小学校、中学校は麹町中学校に設置していましたが、令和4年4月から富士見小学校にも新設しました。



(3) 小学校の学区域と特徴

小学校は、地域コミュニティとの関わりや通学距離・時間等を考慮し、住所によって、就学する区立小学校を指定しています。



ア 麹町小学校・学区の特徴

児童が通学してくる区域は、主に一番町、二番町、麹町、隼町、平河町ですが、学区域は千代田、皇居外苑といった皇居周辺や、霞ヶ関、永田町の官庁街を含んでおり広範囲にわたっています。江戸時代には、旗本御家人の屋敷地であったと言われていますが、現在は国会議事堂、最高裁判所、都道府県会館、国立劇場等、国や地方公共団体の中枢機関を含んだ政治・経済・文化の中心地となっています。

昔のたたずまいを残す邸宅が散在する一方で、新たにマンション開発が進み、麹町大通り（新宿通り）沿いは賑やかな商業地区を形成しています。

イ 九段小学校・学区の特徴

児童が通学してくる地域は、主に九段北、九段南、四番町、五番町で、学区域には靖国神社を含んでいます。

学区域は、山の手の閑静な住宅地で樹木が多く、私立中学校・高校・大学、大使館等があります。靖国通り近くの公道に面しており、古くから商店街が形成され、史跡等も点在していることから訪れる人が多く、人・自然・文化が調和された美しい環境にあります。

また、集合住宅が増加し、他地域から転入してくる核家族の家庭も年々増えつつあります。

ウ 番町小学校・学区の特徴

児童が通学してくる地域は、二番町、四番町、五番町、六番町のほか、麴町、紀尾井町も含んでいます。

学区域は、紀州家・尾張家・井伊家の中屋敷があつたほか、殆どが「番方」の住む江戸の武家屋敷町であつたことから、「番町」という地名がつけました。明治維新後は、この地に政治家や文化人等が多く居住していました。

環境的には、四谷・市ヶ谷の外濠土手、紀州家跡の清水谷公園等、緑の多い高級住宅地として知られています。

近年は、大学や私立学校・在日外国人学校等が増え文教地区を形成しており、国際ホテルや高級マンションが林立し、まちの様相が変わってきています。

エ 富士見小学校・学区の特徴

児童が通学してくる地域は、目白通り以西の飯田橋、富士見、九段北のほか、北の丸公園も含んでいます。

本校の周辺には大使館が点在し、国際色が色濃い地域となっています。

また、私立・公立の幼・小・中・高等学校や大学も多数ある文教地区であるとともに、飯田橋駅周辺から続く商業地域も抱えています。学区域では、6つの町会主催の昔ながらの伝統行事や習わしが継承されています。

オ お茶の水小学校・学区の特徴

児童が通学してくる地域は、神田川、目白通り、内堀通り、本郷通りなどに囲われており、大学をはじめ、各種の学校が多く存在することにより、古くから書店・印刷・製本業・出版社が集中しています。

また、飲食業・スポーツ用品店も数多く見られます。近年、建物の高層化が進み、街の景観が変わり始めています。

地下鉄・JRの駅が近く、交通の至便性が高く、昼間は学生やビジネスマン等の行き来で活気にあふれています。

カ 千代田小学校・学区の特徴

学区域は旧神田区と旧麹町区とにまたがる大変広い地域であり、大手町・丸の内ビジネス街・有楽町商店街・日比谷公園等を含んでいます。

ほとんどの児童は旧神田区から通学しており、神田駅東側の地域は、江戸時代に集まり住んだ職人たちの職業から付けられた昔ながらの町名が残っており、現在も様々な業界の間屋や商店が軒を連ねています。神田駅西側の地域は、江戸時代からの商人と職人の活気あふれる雰囲気が残っています。

また、近年、この地域はマンションを含むビル化が急速に進んでいます。

キ 昌平小学校・学区の特徴

神田川をはさんで学区域は大きく二つに分けられます。神田淡路町、神田須田町、神田小川町、神田駿河台一帯は銀行や老舗の飲食店等があり、比較的落ち着いたまちな様相を呈する一方、外神田一帯は秋葉原を中心とする電気街として発展してきましたが、近年、多様な文化が集積し、国際的な商業地・観光地、サブカルチャーのまちとして新たな賑わいを生み出しています。

学区域にある神田神社（神田明神）で2年に一度行われる神田祭は、山王祭、深川八幡祭りと並び江戸三大祭の一つとされ、また、日本の三大祭りの一つとされています。

ク 和泉小学校・学区の特徴

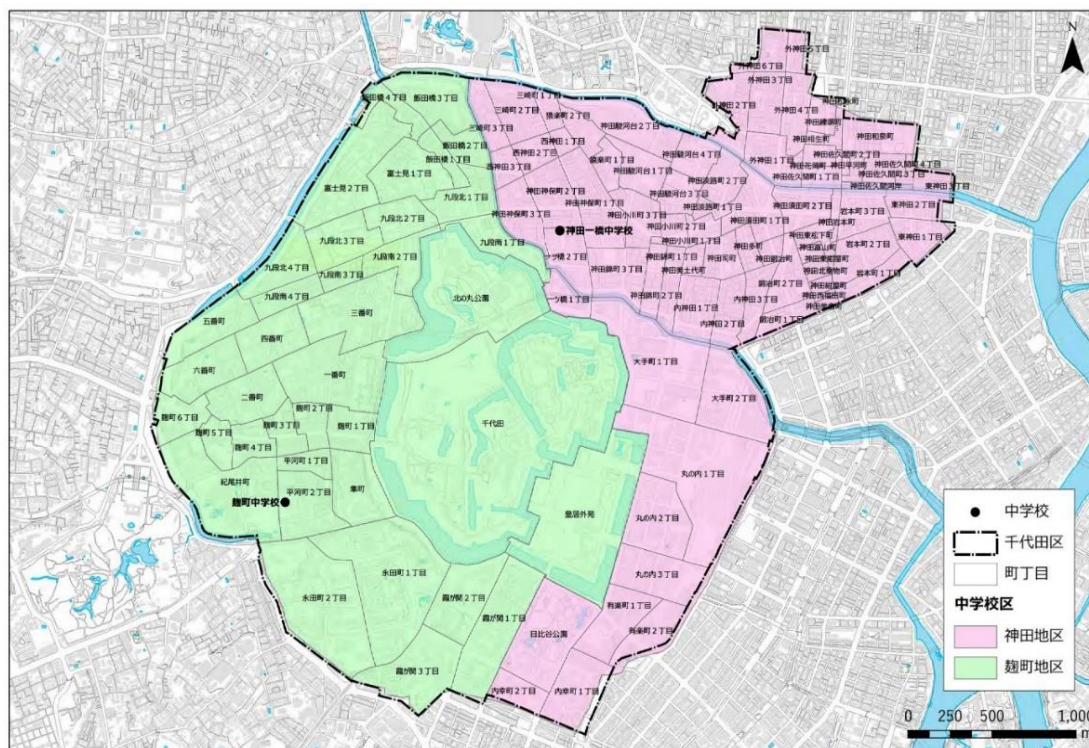
児童が通学してくる地域は、神田和泉町、神田佐久間町、神田佐久間河岸、岩本町、東神田で、学区域は、江戸時代職人のまちであったとともに、神田川を利用した舟運による流通関連の業種が発達した町人のまちでした。

神田川以南の岩本町、東神田地域は、数は減っていますが、繊維問屋や関連企業、商店などが散見されます。

また、神田川以北の神田和泉町は、江戸時代は武家地であり、武家屋敷が存在しており、隣接する神田佐久間町は、木材商のまちでした。

(4) 中学校の学区と特徴

中学校は、各学校の特色や様子をよく理解し、生徒の意思に基づき適した学校「学びたい学校・学ばせたい学校」を、通学区域を設けずに自由に選ぶことができる学校選択制を採用しています。



ア 麹町中学校の特徴

近隣には、皇居の内堀があり、また国会議事堂、最高裁判所、国立劇場等の国や地方公共団体の中枢機関を含んだ施設及びホテルや大学、大使館等が建ち並ぶ、政治・経済・文化の中心的环境にあります。

人間尊重と相互信頼を基盤として、平和で民主的な国家及び社会の形成者を育成することを目指し、次の目標を掲げています。

自律：自ら考え、判断し、行動する。

尊重：違いを理解し、他者を尊重する。

創造：豊かな発想で、新たな価値や解決策を生み出す。

また、国際人として信頼され、考え、行動できる生徒を育成するために、特に次の態度を身に付けさせることを目指しています。

- 様々な場面で言葉や技能を使いこなす
- 信頼できる知識や情報を収集し、有効に活用する
- 見通しをもって計画的に行動する
- 他者の立場で物事を考える
- 感情をコントロールする
- ルールを踏まえて、建設的に主張する
- 目標の合意形成を図り、他者と協働する
- 意見の対立や理解の相違を解決する

イ 神田一橋中学校の特徴

近隣には、皇居の内堀があり、また毎日新聞社、学士会館、如水会館等の施設及び書店や出版関係の事業所が建ち並ぶ等、歴史と伝統が息づく文化的環境にあります。

学校・家庭・地域の緊密な連携を基盤として、子どもたちと共にはぐくむ教育を推進しています。

落ち着いた教育環境のもとに全教職員が一丸となり、学力・情報・進路・地域をキーワードとして、夢・学力・心・体を柱に調和のとれた特色ある教育活動を実践しています。整備された ICT 機器の環境のもと、生徒一人一台のタブレット PC の環境を生かし、授業だけでなく、個に応じた学習や協働的な学習にも積極的に取り組んでいます。

また、神田地区の伝統行事等への参加や地域人材を活用する等、日本の伝統文化について理解を深めるための体験学習の充実を図っています。

ウ 九段中等教育学校の特徴

靖国神社に隣接し、近隣には、大学をはじめとする各種学校や緑豊かな北の丸公園等があり、坂が多いことで有名な地域です。

スクール・ミッションとして、「伝統の『至大至剛』の精神の下、豊かな教養と人間性、高い志を身に付け、創造的・意欲的に行動し、他者と協調・協働して、未来志向で責任をもって未来貢献できる人材を育成し、生徒の可能性を最大限に伸ばさせる学校」を掲げています。

「千代田区教育委員会教育目標」「千代田区立中等教育学校基本計画」及びスクール・ミッションに基づき、スクール・ポリシーとグランドデザインを策定して、新学習指導要領に対応した教育課程を編成・実施・評価し、6年間を一気通貫した特色ある教育活動を展開・発展させています。また、千代田区立保幼小中高一貫教育の先進校として、モデルとなる学校経営の実現を図っています。

【スクール・ポリシー】

グラデュエーション・ポリシー	確かな学力の向上と STEAM 教育、キャリア教育の充実、豊かな人間性の育成を通じて、教養力、主体的挑戦力、調和力、創造力を身に付けさせる
カリキュラム・ポリシー	リベラルアーツと探究学習を基本とし、「学ぶ・生きる・鍛える」の3つの柱で、体験の重視、九段自立プランの実施、学校行事等の充実をもって6年間一气通貫した教育カリキュラムを編成・実施する
アドミッション・ポリシー	思いやりの心と好奇心をもち、何事にも主体的に取り組むやり抜く強い意志があり、将来を見通した目標設定と行動選択ができる人になる意欲ある児童を求める。

(5) 各学校の敷地面積、校舎面積、校庭面積

限られた敷地を有効活用している学校が多く、児童数の多い小学校では、休み時間等の遊び場や居場所について、曜日・時間帯での割付等の工夫しながら対応しています。

小学校	敷地面積				校舎面積				校庭面積			
	面積 (㎡)		児童1人当たりの 面積(㎡)		面積 (㎡)	(23区平均 5,121㎡)	児童1人当たり の面積(㎡)	(23区平均 10.8㎡)	面積 (㎡)	(23区平均 3709.3㎡)	児童1人当たり の面積(㎡)	(23区平均 7.8㎡)
	各学校	23区 平均	各学校	23区 平均	各学校	小学校 設置基準	各学校	設置基準 に基づく	各学校	小学校 設置基準	各学校	設置基準 に基づく
麴町小学校	6,465	8,993.5	11.3	18.9	6,887	2,973	12.1	5.2	1,764	5,710	3.1	10.0
九段小学校	4,479		9.0		6,854	2,760	13.7	5.5	1,559	5,000	3.1	10.0
番町小学校	7,006		16.6		5,598	2,410	13.3	5.7	2,608	4,220	6.2	10.0
富士見小学校	7,261		14.8		7,799	2,733	15.9	5.6	1,914	4,910	3.9	10.0
お茶の水小学校	5,132		16.9		3,887	1,815	12.8	6.0	1,240	3,030	4.1	10.0
千代田小学校	3,379		10.0		9,221	1,990	27.3	5.9	1,232	3,380	3.6	10.0
昌平小学校	3,413		13.4		8,618	1,570	33.9	6.2	1,788	2,540	7.0	10.0
和泉小学校	3,963		11.0		5,048	2,095	14.1	5.8	1,207	3,590	3.4	10.0

中学校 (中等教育学校 前期課程)	敷地面積				校舎面積				校庭面積			
	面積 (㎡)		児童1人当たりの 面積(㎡)		面積 (㎡)	(23区平均 5,970㎡)	児童1人当たり の面積(㎡)	(23区平均 16.2㎡)	面積 (㎡)	(23区平均 5725.9㎡)	児童1人当たり の面積(㎡)	(23区平均 15.5㎡)
	各学校	23区 平均	各学校	23区 平均	各学校	中学校 設置基準	各学校	設置基準 に基づく	各学校	中学校 設置基準	各学校	設置基準 に基づく
麴町中学校	8,794	12,096.2	16.3	32.8	8,625	3,480	16.0	6.4	2,718	6,600	5.0	12.2
神田一橋中学校	6,260		27.1		7,490	1,746	32.4	7.6	2,309	3,600	10.0	15.6
九段中等教育 学校(前期課程)	9,788		20.5		10,239	3,228	21.4	6.8	4,740	5,980	9.9	12.5

※令和4年5月1日現在。

※お茶の水小学校は、仮校舎(旧九段中学校)の面積を記載。

（６）各学校の教室数・併設している施設の状況等

今後も児童数の増加が想定される小学校では、併設施設の外部移転や特別教室の改修等によって普通教室を確保するための検討を行っています。

また、学校施設等の老朽化や劣化状況等を踏まえ、順次、建替え又は改修工事を行っており、和泉小学校や番町小学校の建替えを計画しています。

ア 特別教室やコンピュータ室の普通教室への転用

優先度を考慮して、活用頻度の高くない特別教室を普通教室へ転用してきました。また、GIGA スクール構想により一人一台タブレット端末を整備したことにより、普通教室においても端末を使うことができるようになったため、普通教室の不足が見込まれる学校（麴町小学校、千代田小学校、和泉小学校（令和４年度予定））については、コンピュータ室を普通教室に転用するための工事を行っています。

イ ランチルームを普通教室へ転用

公適配に基づいて整備された学校には、クラスや学年の枠を越えて一堂に会して給食を食べたりする場としてランチルームを設置してきました。

しかし、児童・生徒数の増加や新型コロナウイルス感染症の蔓延等のため、本来の目的での使用は難しくなり、実際には少人数授業を行う際の教室としての使用や、会議室として使用しています。

そのため、普通教室が不足する学校（和泉小学校）については、ランチルームを改修し、普通教室として使用しています。

ウ その他

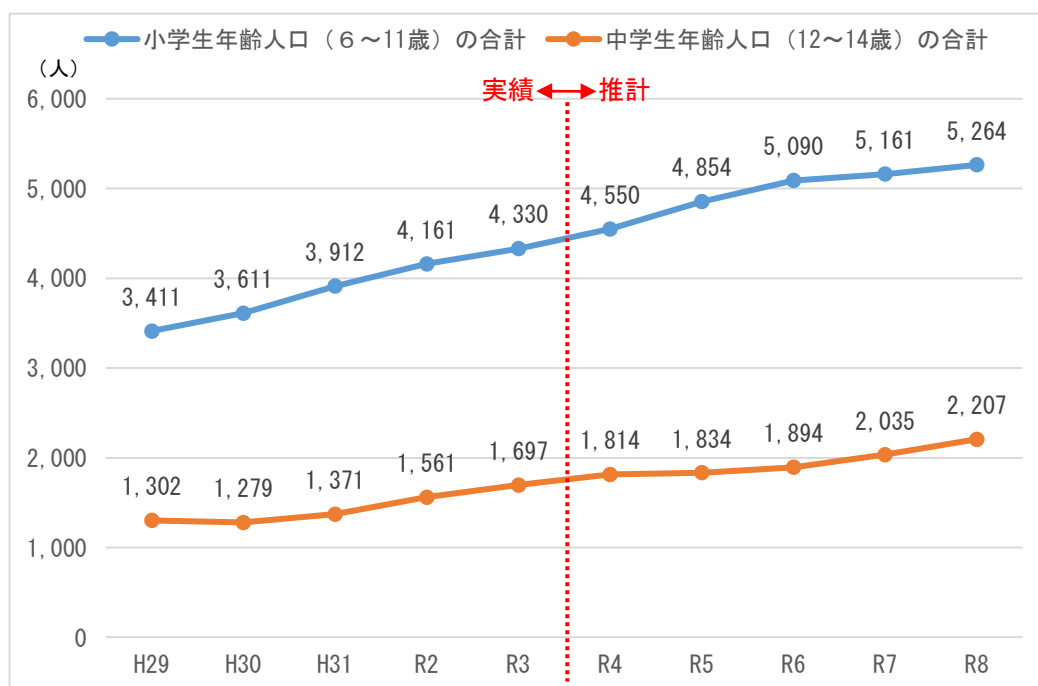
児童数の増加に伴い、普通教室の不足が見込まれる状況となった場合は、併設している施設の一部を移転し普通教室に改修しています（麴町小学校に併設している麴町区民館の一部を普通教室化する工事を令和３年度に実施）。

各学校の普通教室数の推移（平成 25 年度～令和 4 年度）

年度	H25		H26		H27		H28		H29		H30		H31		R2		R3		R4		
	年度当初 使用可能 普通教室 数	改修工事 等による 増数	年度当初 使用可能 普通教室 数	改修工事 等による 増数	年度当初 使用可能 普通教室 数	改修工事 等による 増数	年度当初 使用可能 普通教室 数	改修工事 等による 増数	年度当初 使用可能 普通教室 数	改修工事 等による 増数	年度当初 使用可能 普通教室 数	改修工事 等による 増数	年度当初 使用可能 普通教室 数	改修工事 等による 増数	年度当初 使用可能 普通教室 数	改修工事 等による 増数	年度当初 使用可能 普通教室 数	改修工事 等による 増数	年度当初 使用可能 普通教室 数	改修工事 等による 増数	年度末使 用可能予 定普通教 室数
麹町小学校	14			1増	15	1増	16	2増	18									3増	21		21
九段小学校	18				改築工事								18			1増	19				19
番町小学校	14															2増	16				16
富士見小学校	14								1増	15						2増	17			2増	19
お茶の水小学校	15												改築工事中								
千代田小学校	12														2増	14					14
昌平小学校	12																				12
和泉小学校	12														1増	13	1増	14	1増		15
麹町中学校	15														2増	17					17
神田一橋中学校	12																				12

（７）今後の小学生年齢人口・中学生年齢人口の見込み

コーホート変化率法¹を用いて、平成 29 年から令和 3 年までの計 5 年間の住民基本台帳（各年とも 4 月 1 日時点の値）を基に、今後 5 年間の 0 歳から 15 歳までの年齢ごとの推計を行い（令和 4 年から令和 8 年までの各年）、小学生年齢人口（6～11 歳）及び中学生年齢人口（12～14 歳）の推計結果は以下のとおりとなっています。今後 5 年間は増加傾向が続く見込みとなっています。



¹ 各コーホート（同年に出生した集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に適用できる、比較的簡便な方法といえます。

2 社会情勢の変化と学校教育に関わる政策動向

(1) 社会情勢の変化からみた教育行政の現状と課題

ア 学校や学びのあり方の変革

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）等、先端技術が急速に社会生活に浸透しつつあり、近い将来、仮想空間と現実世界が融合した新たな社会（Society 5.0）が到来しつつあります。

予測困難な時代となり、目の前の事象から解決すべき課題を抽出し、主体的に考え、多様な立場の人と協働しながら解決策を創出する資質・能力が一層求められています。

イ 教職員の負担感の増加

従来から、教職員の業務負担感の増加が問題となっていました。新型コロナウイルス感染症対策等により、その負担感はさらに大きくなっています。

教職員の負担感を軽減するとともに、教職員でなければならない業務に全力投球でき効果的な教育活動ができる環境づくりが求められています。

ウ 多様な学びのニーズに対応

小・中学校の特別支援学級・特別支援教室に在籍する児童・生徒や外国人児童・生徒、日本語指導を必要とする児童・生徒が増加傾向にあります。様々な関係者との協力・連携を深めながら、多様な学びのニーズに対応することが求められています。

エ 防災機能、バリアフリー化、温暖化対策

自然災害の頻発・激甚化により、災害時に地域の避難所を担う重要なインフラである学校施設の役割が重要視されており、学校施設での防災機能の強化やバリアフリー化をより一層推進することが求められています。

また、温暖化対策も求められています。

(2) 教育行政に関わる国等の動向

ア 学習指導要領（平成 29 年告示）

子どもたちが、自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力（生きる力）を育むことを重視した内容となっています。

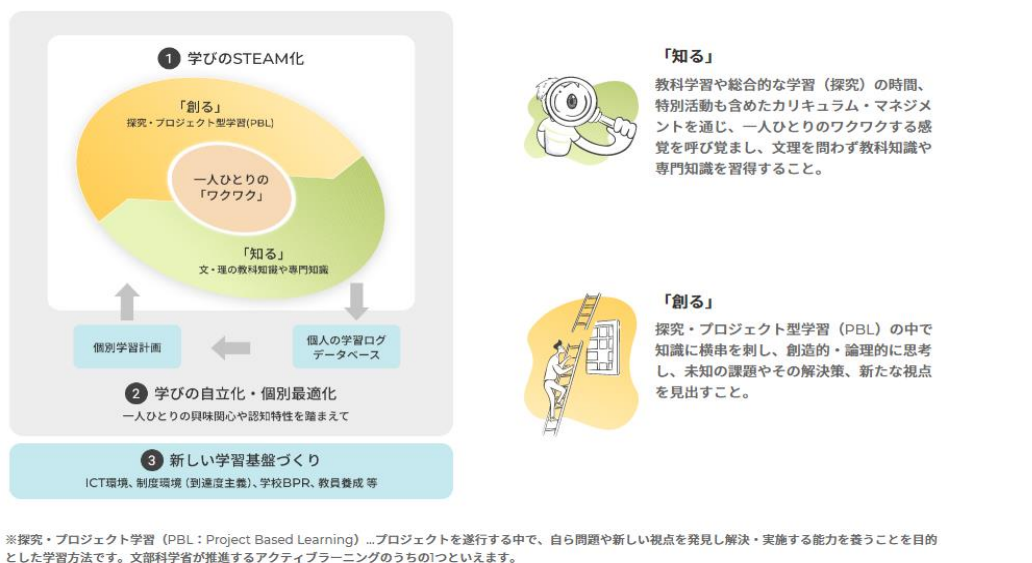
「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的に育むことを目指しており、そのために、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が重要視されています。

イ GIGA スクール構想

学校において、「一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する」ことと、「これまでの我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」ことを目指しています。

ウ STEAM 教育

STEAM は、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（人文社会・芸術・デザイン）、Mathematics（数学）の頭文字を取った言葉です。AI と第四次産業革命の世紀に価値を生み出す力を養うために、学びを「より学際的で、創造的社会的な学び」へとシフトさせていく考え方といえます。国では、「学びのSTEAM 化」として、子ども達のワクワクを起点に「知る」と「創る」の循環的な学びを実現することを目指しています。



エ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正

令和3年3月に法律が改正され、令和3年度から5年かけて、公立小学校の学級編成を1クラスあたり35人に引き下げることになりました。少人数学級と一人一台端末により、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められています。

なお、本改正案は、経過措置として、令和7年3月31日までの間、文部科学大臣が定める特別の事情（例、学級数の増加に伴い教室不足が生じる場合等）がある小学校にあっては、学級編制の標準を40人に据え置くことが可能です。

オ 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

国では、一人一台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策について有識者会議において議論を進め、令和4年3月に報告書として取りまとめました。同報告書では、新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）として「Schools for the Future 「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する」を掲げ、「未来思考」の視点として、以下の4つの視点を示しました。

【未来思考の視点】

1. 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
2. 教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）をもつ。
3. 紙と黒板中心の学びから、一人一台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）をもつ。
4. どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する。

また、5つの姿の方向性として、以下が示されました。

【5つの姿の方向性】

1. 学び：個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
2. 生活：新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
3. 共創：地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現
4. 安全：子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
5. 環境：脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

なお、同報告書には、学校施設の機能面での現状と課題として、以下の視点等が示されています。

1. 明治以来の片廊下一文字型の画一的な学校施設は、省エネ化等が図られていないものが多く、良好な温熱環境の確保が困難
2. 公立小中学校の普通教室の平均面積は64㎡であり約7割の教室が65㎡未満
3. 人的なサポートも含め ICT 環境や学校施設の整備充実が課題
4. 一人一台端末を前提とした学習への対応として、新 JIS 規格の機の導入が必要
5. インクルーシブ教育システムの構築や合意的配慮の基礎となる環境整備としての施設のバリアフリー化等を進めていくことが必要 等

(出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告)

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）



第2章 課題のまとめ及び課題解決の方向性

現在検討している（仮称）千代田区子育て・教育ビジョン（案）では、「子どもの健やかな育ちをまち全体で支援し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす」ことを基本理念とし、未来を担う子どもの姿として、「主体的に判断する」、「多様な人々と共に生きる」、「自ら未来を切り拓く」人づくりを目指しています。

これらを実現するため、区の現状や地域特性も踏まえつつ、よりよい教育環境を整備していく必要があります。

1 短期的課題（今後1～3年に解決すべき課題）

（1）児童・生徒数の変動に対して柔軟に対応した学びの場の確保

児童・生徒数は全体的に増加傾向なものの、学校別・学年別では増減傾向に差異があることから、学校別・学年別の児童増減数に柔軟に対応しながら、各学校で必要な教室数の確保が求められます。

【会議での主な意見】

- ・コンピュータ室を普通教室に転用していくにあたっては、状況変化や外部資源の活用等を考慮する必要がある。
- ・使用頻度ということから考えると、家庭科室は近隣の大学・民間施設の活用等を検討することにより、普通教室への転用の可能性があるのではないかな。
- ・図書室の蔵書を別の空間に移動させることや、電子書籍の活用等を検討することにより、普通教室に転用するのも1つのアイデアとしてあるのではないかな。

（2）必要諸室の整理

小学校設置基準では、小学校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとする規定されています。また、法令等には規定されていないものの、現実的には廃止することが難しい諸室もあることから、今後の教育のあり方を鑑みた上での必要諸室の整理が重要です。

【会議での主な意見】

- ・特別教室にあたる教室をどこかに集約したり、小学校と中学校で共用したりという考え方もある。法令などによりハードルが高いかもしれないが、週に複数回授業をするのではなく、集中して活動した方がいい教科であれば可能かもしれない。
- ・法令上必要な諸室を整理し、外部へ移転できる可能性のある諸室等について検討してもよいのではないかな。

(3) よりよい教育環境の整備

学校設置基準等に基づき、子どもたちにとって、よりよい学びや運動等を実現するための教育環境を整備するため、諸室や校庭等のより効果的な活用可能性を検討していくことが重要です。

【会議での主な意見】

- ・体育の授業において、50m走のコースを直線では取れない学校もある。体力テストを行う際は、近くの中学校や運動場を活用しているケースもある。
- ・昼休みを分割したり、遊べる場所をローテーションしたりするなど、遊び方を工夫している。
- ・併設する幼稚園では、小学校と同じ広さの校庭を使うことができるので、運動量がかなり確保できるというメリットがある。同じ敷地内で小学生の姿を見せながら育てられることも教育的に意義がある。

《課題解決の方向性》

法令等により校舎に備えることが必要とされている諸室を整理するとともに、活用の優先度等を考慮したうえで、特別教室等の普通教室への転用の可能性等、柔軟な教室利用を模索していく必要があります。また、校庭面積の確保や確保が難しい場合には代替となる場所の検討等を行っていく必要があります。

具体的な取組案

〔(1) 及び (2)〕

1. 各学校の転用可能な諸室について、柔軟な教室利用を検討する。

学校設置基準等に明記されており廃止はできない諸室であっても、従来とは異なる学校スペースの利用方法の工夫により、柔軟な教室利用を検討する。
(例. 学校中が図書館になるオープンライブラリー化 等)

1 の取組のほか、様々な側面から、柔軟な教室利用の可能性を追求する。

2-1. 特別教室等の有効活用や近隣施設での代替を検討する。(例. 家庭科室について、近隣の大学やクッキングスクールの活用の可能性 等)

2-2. 学校以外の機能を併設している学校について、他機能部分を学外・近隣へ移転し、空いたスペースを学校が利用できるよう、関係機関と調整する。

2-3. 小学校の通学区域の柔軟な運用により、従来の学区外からも希望する小学校への通学が可能な制度を検討する。

〔(3)〕

公園と隣接している学校について、校庭と公園の一体的な利用の可能性について検討する。

また、学校に隣接する区有地の活用や民有地の積極的な購入について検討する。

【現段階における各種諸室の普通教室への転用可能性】

教室等の名称	転用可能性
理科室（準備室を含む）	各室・空間の形状等は、特定の用途・機能での使用を想定されており、すぐに転用することは難しいと考えられます。
音楽室（準備室を含む）	
図工室（準備室を含む）	
家庭科室（準備室を含む）	外部資源の活用等により転用の可能性が出てくることは考えられます。
コンピュータ室	一人一台の端末が浸透しており、状況変化や外部資源の活用等を考慮した上で、転用可能性はあると考えられます。なお、転用に際しては、採光の問題等、普通教室の要件を満たすことができるかどうか検討が必要です。
図書室	小学校設置基準により、校舎に備えるものとして位置づけられており、すぐに転用することは難しいと考えられます。一方、電子書籍や電子図書館の急速な進展により、図書室の捉え方や利用の仕方に変化が生じる可能性があり、それに伴い転用の可能性が出てくることは考えられます。
特別活動室	各室の用途や利用頻度等により、普通教室への転用可能性はあると考えられます。ただし、少人数授業を行える諸室（スペース）を確保する必要があります。
教育相談室	従来からそれほど大きいスペースが割かれている訳ではないため、すぐに転用することは難しいと考えられます。
給食室	各校の給食室を廃止して、複数校への給食提供を可能とする共同の給食調理場を新設したり、民間委託したりすることで、給食室を廃止する可能性はあります。関係者の理解・協力を得つつ、新たな給食提供方法を検討する等、条件付きではありますが、転用可能性はあると考えられます。
ランチルーム	区内においても既に普通教室への転用実績もあることから、転用可能性はあると考えられます。
プール	消防法により、消防水利として指定されており、すぐに転用することは難しいと考えられます。プールを廃止する際に消防署への届け出が必要であり、廃止後の跡地活用については、各学校や地域等のニーズを十分に踏まえることが重要です。なお、水泳指導の外部委託と合わせて、プールの管理運営のあり方を見直す可能性はあると考えられます。

(4) 学校内学童のあり方の検討

本区では、小学校6年生まで受け入れています、入会希望者が多く、一部の学童では、低学年段階で定員に達しています。

学校内学童クラブについては、ニーズやメリット等も勘案し、そのあり方についても検討することが重要です。

【会議での主な意見】

- ・小学校と同じ敷地内に学童クラブがあることのメリットは大きい。こうした学童クラブは、1・2年生の在籍が多い傾向がみられ、ニーズは高いと感じる。
- ・学童クラブはできる限り学校の敷地内で整備をしたいが、なかなか難しい現状もある。学校近くの民間ビルを活用するという方法も検討していく必要があるのではないか。
- ・学校の近くに学童クラブを単独で新設するのが難しいようであれば、施設を上手く共有する仕組みを考えていくという方向性もあるかもしれない。
- ・千代田区合同学童教室というアイデアもある。千代田区の学童を全員同じところに集め、巡回バスで行きも帰りも送迎する。学童はできるだけ学校の近くが良いと思うが、それが難しいようであれば思い切ってそのようなことをやってみるのも良いかもしれない。学区を越えた友だちもできるかもしれない。

＜課題解決の方向性＞

小学校と同じ敷地内にあり、特に低学年の児童やその保護者にとって安全・安心である学校内学童はニーズが高いといえます。一方、児童数の増加に伴ったスペースの確保が求められていることから、学校内の諸室の整理と併せて検討を行い、場合によっては近隣施設の利用も検討していく必要があります。

具体的な取組案

1. 学校と同じ敷地内に学童クラブがあることはメリットも大きくニーズも高いため、学校内学童クラブは引き続き設置する。



2. 児童数の増加に伴いスペースの確保が難しい学童クラブについては、学校や併設施設とのスペースの共有も視野に調整する。(例. 特別教室の学校との共有 等)



3. 学童クラブの需要が高い学校については、近隣への新たな学童クラブの整備を検討する。

2 中期的課題（2030 年（令和 12 年）までに解決すべき課題）

（1）大学等各種学校、企業等との連携（産学官連携）強化

本区の地域特性の一つである、大学や私立学校・在日外国人学校等が集積する文教のまちという側面を活かしつつ、地域の中で学びを実践する各主体との連携・協働により、子どもたちの主体性や創造力を育むための実践的な学びの機会を創出することが重要です。

各学校において、既に大学や企業との連携による取組は実施されており、そうした取組をさらに深化・継続させるための仕組みの構築が重要です。

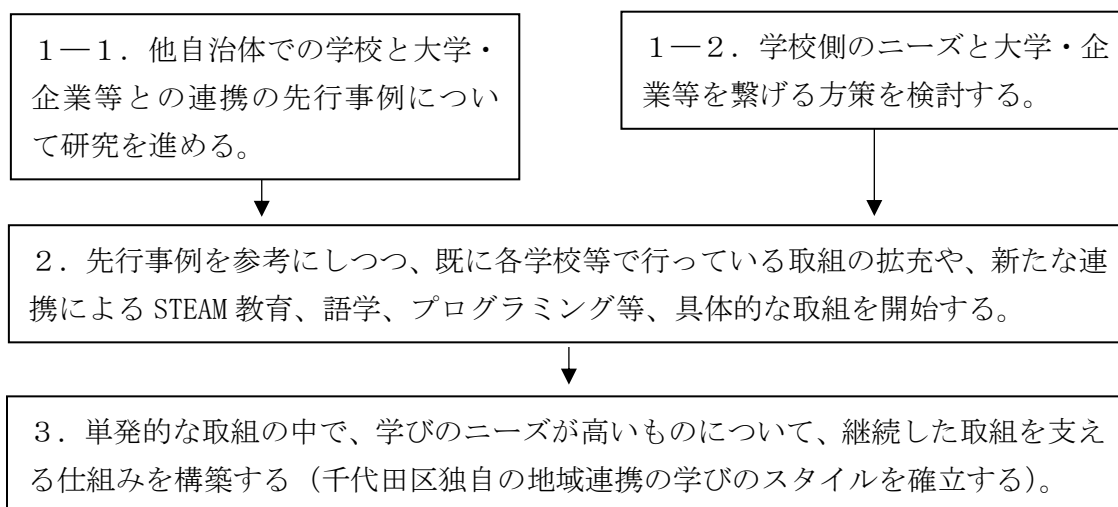
【会議での主な意見】

- ・大学施設が集まっている千代田区でしかできないことがあると考えている。例えば、午前中は各学校で授業をして、午後からは子どもたちが大学等自分で好きな場所を選んで学びに行けるというような仕組みができれば面白いのではないか。
- ・千代田区ならではの連携ということでは、大学だけではなく、企業や国際的な機関等との連携も考えられるのではないか。

＜課題解決の方向性＞

大学、企業等と既に連携を行っている事例を研究し、本区の地域特性や各地域・学校の特色を活かした、新たな学びのスタイルの確立について検討していく必要があります。

具体的な取組案



（２）建替え、大規模改修

施設の建替えや大規模改修に際しては、児童・生徒数の増減に柔軟に対応することを念頭に置いた教室・空間を整備する等、子どもたちがいきいきと活動し、安全・安心に過ごせる施設環境を確保することが重要です。

【会議での主な意見】

- ・ 建替えや大規模改修の際に校舎を高層化することに関しては、日陰の問題等について、地域住民の理解を得る必要がある。こうした課題については、日常的に子どもたちがいる姿を見せていき、子どもがたくさんいる地域であることを地域住民に実感してもらうアプローチも必要なのではないか。
- ・ 一方、校舎の地下化については、メリット・デメリット、コストも含めて慎重な検討が必要であろう。

（３）近隣施設の利用

従来の固定概念に捉われずに、環境変化に応じて柔軟で創造的な学習空間を確保するために、現在の各学校に併設している機能を近隣の施設に転換していくことの可能性について検討することが重要です。

【会議での主な意見】

- ・ 千代田区は、小学校に他の施設を併設しているため、併設している施設もあわせてどうあるべきかを考えていく必要があるだろう。
- ・ 自治体によっては学校のプールを廃止して、公立や民間のプールを利用している。屋内のオールシーズン使えるプールを活用するという考えは新たな発想につなげていけるかもしれない。

＜課題解決の方向性＞

- ・ 子どもの安全・安心を重視した教育環境や地域全体で子どもの健やかな育ちを支える環境づくりのために、施設の建替えや大規模改修、学校に併設している機能の近隣施設への移転等を検討していく必要があります。

具体的な取組案

〔（２）及び（３）〕

1. 児童・生徒数の将来推計も踏まえつつ、安全・安心、地域との連携を考慮した建替え、改修計画及び移転計画策定に向けた協議体制づくりに着手する。



2. 改修計画及び移転計画策定のための各種基礎調査を実施し、計画を策定する。



3. 改修計画及び移転計画に基づく、設計・工事、移転を開始する。
児童・生徒数の増減に柔軟に対応できる教室・空間を確保する。

3 長期的課題（2030 年（令和 12 年）以降に解決すべき課題）

（1）特認校制の導入検討

通学区域に関係なく、希望により就学できる制度（特認校制）の導入が、近隣区で導入されています。

児童・生徒の個性に合った学校選びが可能であり、各校の特色を活かした学校づくりを推進できる点を踏まえて、特認校制の導入を検討することが重要です。

【会議での主な意見】

- ・選ばれる学校とそうでない学校が出ないように魅力作り等を進めていかなければならないだろう。
- ・小学生、特に低学年は地域との繋がりなどの面で、特認校制度を導入することへの課題もあるのではないかな。

（2）新たな学校種別（小中高一貫教育校、義務教育学校等）の整備検討

6・3・3制では難しい長期的な視野に立った教育により、児童・生徒の特徴にあった指導ができる小中高一貫教育校が、全国初めて都内に開校しました。

新しい時代の学びを実現するという観点から、本区において、新たな学校種別（小中高一貫教育校、義務教育学校等）の整備について検討することが重要です。

【会議での主な意見】

- ・新設の学校を建てるとした場合には、義務教育学校や施設一体型の小・中学校など、これまでと異なるものを据えるという方向性がよいのではないかな。
- ・令和4年4月に、公立初の小中高一貫教育校となる都立立川国際中等教育学校の附属小学校が開校するが、例えば、九段中等教育学校に附属の小学校を設置するという発想もあるかもしれない。同じ敷地に整備するのが難しいのであれば、別の敷地に小学校部門を整備して運用していく方法もあるかもしれない。

＜課題解決の方向性＞

児童・生徒及び保護者に新たな選択肢を提供し、新たな学びを実現するという観点から、特認校制や新たな学校種別の整備について、他自治体の事例を調査し、本区における導入の可能性を検討していく必要があります。

具体的な取組案

〔(1) 及び (2)〕

1. 新たな選択肢を提供し、児童・生徒の個性に合った学校選びや新しい時代の学びを実現するため、従来の通学区域に関わらず就学できる特認校制や、小中高一貫教育校や義務教育学校等、新たな学校種別の整備等を検討する。



2. 他自治体の先行事例を調査し、本区の特性を活かした制度の導入可能性を検討する。



3. 各校や地域の特色を活かした独自の学びのプログラム・場づくりを検討し、新たな制度を導入した場合の効果、問題点・課題を整理し、導入可否を判断する



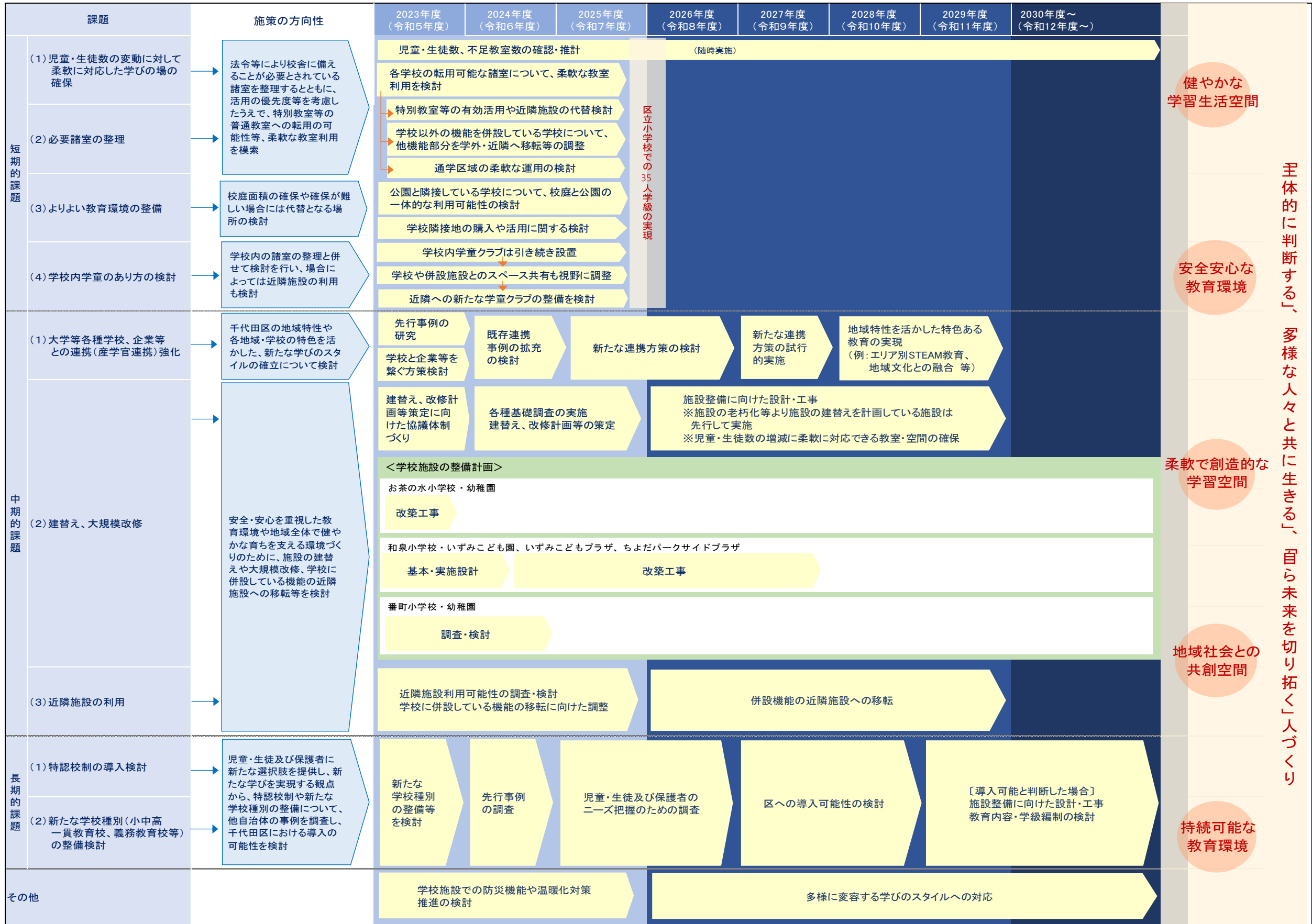
4. 導入が可能と判断された場合、施設整備に向けた設計・工事、教育内容・学級編成等を検討する。

4 その他

【会議での主な意見】

- ・地域の核として、学校の避難所機能という面も重要だろう。
- ・他自治体と比較して検討する場合、23区全体と比較するよりも、状況（児童・生徒数の増加等）が類似した自治体と比較するのが良いのではないかと。

5 ロードマップ案



今後の学校等のあり方基本構想

中間報告（案）

【資料編】

調 整 中

令和 4 年 12 月

今後の学校等のあり方基本構想策定委員会

目 次

1	23 区の学校選択制、義務教育学校等の状況（令和 4 年度）	1
2	都立小中高一貫教育校の開校	2
3	各学校の教室数・併設している施設の状況等	3
4	令和 4 年度「特色ある教育活動」等における大学・企業等との連携について	8
5	区内にある学びに関わる大学・企業等	15
6	小学校設置基準等の関係法令	16
7	短期的課題に関連した参考資料・事例	25
8	中期的課題に関連した参考資料・事例	38
9	長期的課題に関連した参考資料・事例	46

1 23 区の学校選択制、義務教育学校等の状況（令和 4 年度）

学校選択制の状況をみると、小学校においては、地域の児童数等実情に応じ、隣接区域選択制や特認校制等を実施している区もあります。中学校については多くの区で自由選択制を実施しています。

	区名	小学校					中学校					小中一貫校 義務教育学校 等
		自由 選択制	ブロック 選択制	隣接区域 選択制	特認校制	特定地域 選択制	自由 選択制	ブロック 選択制	隣接区域 選択制	特認校制	特定地域 選択制	学校名 (太字は義務教育学校)
1	千代田区						○					
2	中央区				○ R4:5校	○	○					
3	港区			○			○					・お台場学園＜施設一体型＞ ・白金の丘学園＜施設一体型＞
4	新宿区						○					
5	文京区						○					
6	台東区						○					
7	墨田区			○			○					
8	江東区	○ 徒歩2km以内					○					・有明学園＜施設一体型＞ ・有明小学校・中学校 [※] ※小中併設。小中一貫校ではない
9	品川区			○			○					・日野学園＜施設一体型＞ ・伊藤学園＜施設一体型＞ ・八潮学園＜施設一体型＞ ・荏原平塚学園＜施設一体型＞ ・品川学園＜施設一体型＞ ・豊葉の杜学園＜施設一体型＞
10	目黒区			○ 当面休止					○			
11	大田区											
12	世田谷区											・芦花小学校・芦花中学校 [※] ※小中併設。小中一貫校ではない。
13	渋谷区						○					・渋谷本町学園＜施設一体型＞
14	中野区											
15	杉並区											・杉並和泉学園＜施設一体型＞ ・高円寺学園＜施設一体型＞
16	豊島区			○					○			・池袋本町小学校・池袋中学校 [※] ※小中併設。小中一貫校ではない。
17	北区											・王子小学校・王子桜中学校 [※] ※小中併設。小中一貫校ではない。
18	荒川区			○			○					
19	板橋区			○			○					
20	練馬区						○					・大泉桜学園＜施設一体型＞
21	足立区			○			○					・興本扇学園＜施設分離型＞ ・新田学園＜施設分離型＞
22	葛飾区											・新小岩学園＜施設分離型＞ ・高砂けやき学園＜施設分離型＞
23	江戸川区	○ 徒歩1.2km 以内					○					・葛西小学校・葛西中学校 [※] ※小中併設。小中一貫校ではない。
	合計	2	0	8	1	1	15	0	2	0	0	小中一貫校 10 義務教育学校 7 その他（小中併設） 5

自由選択制	当該区市町村内の全ての学校について選択を認めるもの
ブロック選択制	当該区市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該区市町村内のどこからでも選択を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

参考：東京都教育委員会ホームページ

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/primary_and_junior_high/school_choice.html

各区ホームページ

2 都立小中高一貫教育校の開校

令和4年4月に、全国初の公立小中高一貫教育校である、東京都立立川国際中等教育学校附属小学校が開校しました。

同校は、小学校から中等教育学校までの12年間一貫した教育課程を編成し、次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成することを目的としています。

都立小中高一貫教育校が目指す教育	小学校から中等教育学校までの12年間一貫した教育課程を編成し、次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成することを目的とする学校です。
都立小中高一貫教育校の教育方針	○自ら課題を認識し、論理的に考え、判断し、行動できる力を育てます。 ○世界で通用する語学力を育み、それを支える言語能力を向上させます。 ○日本の伝統・文化を理解し尊重するとともに、多様な価値観を受容し、主体的に国際社会に参画する力を育てます。 ○異学年との学習活動や地域連携、国際交流を通じて、他者を思いやり、協働して新しい価値を想像する力を育てます。

(出典：東京都教育委員会ホームページ)

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/consistent_school/about.html#moku4

3 各学校の教室数・併設している施設の状況等

学校名	教室等の名称		数	併設している施設	備考
麴町小学校	普通教室		19	・麴町幼稚園【1階】 ・アフタースクールこうじ町 (学校内学童クラブ)【1階】 ・麴町出張所【1階、地下1階】	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：21 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：21
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		2		
	図工室（準備室）		1		
	調理実習室（準備室）		1		
	図書室		1		
	特別活動室	特別支援教室	2		
		少人数算数室	1		
		スクールカウンセラー室	1		
		ランチルーム	1		
	教育相談室		1		
	給食室		1		
	一時未使用室		1		
九段小学校	普通教室		17	・九段幼稚園【1，2階】 ・九段小学校アフタースクール (学校内学童クラブ)【1階】	施設設計当時の普通教室数：当初12⇒設計変更18 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：19 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：20
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		1		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	図書室		1		
	特別活動室	通級教室	3		
		少人数教室	2		
		ランチルーム	1		
	教育相談室		1		
	給食室		1		

※令和4年4月時点。

学校名	教室等の名称		数	併設している施設	備考
番町小学校	普通教室		14	・番町幼稚園【独立園舎】 ・アフタースクール番町第一・第二 （学校内学童クラブ）【地下1階】	施設設計当時の普通教室数：24 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：16 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：19
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		1		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	コンピュータ室		1		
	図書室		2		
	特別活動室	特別支援教室	1		
		少人数教室	1		
		英語少人数教室	1		
		ランチルーム	1		
	教育相談室		1		
	給食室		1		
	準備室		1		
	倉庫		1		
富士見小学校	普通教室		15	・ふじみこども園【2，3階】 ・富士見わんぱくひろば【5階】	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：16 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：20
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		1		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	特別支援学級用教室		1		
	コンピュータ室		1		
	図書室		1		
	特別活動室	特別支援教室	2		
		ステップ教室	1		
		算数少人数教室	1		
		ラーニングルーム	1		
		ランチルーム	1		
	教育相談室		1		
	給食室		1		
	多目的スペース		2		
お茶の水小学校	普通教室		15	・お茶の水幼稚園【1階】 ・アフタースクールお茶の水 （学校内学童クラブ）【2階】	特別教室等を含めた普通教室使用可能数：18 ※新設予定の校舎における教室数等を記入
	理科室（準備室）		1		
	生活科		1		
	音楽室（準備室）		2		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	図書室（メディアスペース・ルーム）		1		
	特別活動室		1		
	ランチルーム		1		
	教育相談室		2		
	給食室		1		
	学習室		2		

学校名	教室等の名称		数	併設している施設	備考
千代田小学校	普通教室		12	・ マミーズエンジェル千代田 保育園【1階】 ・ 神田まちかど図書館【1階】 ・ 千代田幼稚園【2階】 ・ 児童・家庭支援センター（さくらキッズ）【6階】 ・ 教育研究所【7階】 ・ アフタースクールさくら第一・第二（学校内学童クラブ）【7階】	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：14 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：14
	特別支援学級用教室		4		
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		1		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	図書室		1		
	特別活動室	特別支援教室（ステップ）	2		
		ことばの教室	1		
		少人数学習教室	1		
		プレイルーム	1		
		児童会室	1		
	教育相談室		1		
	給食室		1		
	会議室		1		
昌平小学校	普通教室		9	・ 昌平幼稚園【1階】 ・ 小学館アカデミー昌平保育園【1階】 ・ 昌平まちかど図書館【1階】 ・ 神田児童館【5階】	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：12 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：12
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		1		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	図書室		1		
	特別活動室	ステップ教室	1		
		なかよし相談ルーム	1		
		少人数学習教室	1		
		児童会室	1		
	教育相談室		1		
	給食室		1		
	（普通教室を分割）		3		
和泉小学校	普通教室		13	・ いずみこども園【1階】 ・ いずみこどもプラザ【5、6階】 ・ ちよだパークサイドプラザ【5～7階】	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：14 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：15
	理科室（準備室）		1		
	音楽室（準備室）		1		
	図工室（準備室）		1		
	家庭科室（準備室）		1		
	特別活動室	特別支援教室	1		
		算数ルーム	1		
		学習教室	1		
		多目的室	1		
	給食室		1		

学校名	教室等の名称		数	備考
麴町中学校	普通教室		15	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：17 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：17
	理科室（準備室）		2	
	音楽室（準備室・楽器庫）		1	
	美術室（準備室）		1	
	技術室（準備室）		1	
	家庭科室（準備室）		1	
	図書室（準備室）		1	
	コンピュータ準備室		1	
	特別活動室	特別支援学級	3	
		生徒会室	1	
		合同教室（階段教室）	1	
		特別支援教室	1	
		会議授業室	1	
		22 教室（小人数教室）	1	
		カフェテリア（ランチルーム）	1	
		41 教室（小人数教室）	1	
		42 教室（小人数教室）	1	
	教育相談室		3	
	給食室		1	
	武道場		1	
	合同教室		1	
	礼法室		1	
	多目的スペース		3	

学校名	教室等の名称		数	備考
神田一橋中学校	普通教室		8	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：12 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：12
	理科室（準備室）		2	
	音楽室（楽器庫）		2	
	美術室（準備室）		2	
	技術室（準備室）		1	
	家庭科室（準備室）		2	
	コンピュータ室		1	
	図書室		1	
	特別活動室	英語科センター①（小人数教室）	1	
		英語科センター②（小人数教室）	1	
		英語科センター③（小人数教室）	1	
		社会科センター①（小人数教室）	1	
		社会科センター②（小人数教室）	1	
		数学科センター（小人数教室）	1	
		数学科センター①（小人数教室）	1	
		数学科センター②（通信教育室）	1	
		生徒会室	1	
		理科センター①（小人数教室）	1	
		通級教室 1	1	
		通級教室 2	1	
		通級教室 3	1	
		通級教室 4	1	
		通信保健室	1	
		ユーティリティ教室	1	
	教育相談室		1	
	厨房		1	
	会議室		2	
	多目的スペース		1	
	武道場		1	
	和室		2	
	ICT 準備室		1	
	社会・英語教材室		1	
	国語・数学教材室		1	
	通信相談室		1	

4 令和4年度「特色ある教育活動」等における大学・企業等との連携について

(1) 大学等との連携

事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
自然に親しむ	大妻女子大学	栽培に必要な専門的な知識、実際の栽培の仕方を知るため、講師を招聘して指導を受ける。
自然体験	大妻女子大学	四季を通して、植物や虫と触れ合えるよう、草花を育てる活動や虫などの生き物呼び込む自然環境をつくる。また、園庭で育てた草花を鑑賞のために飾ったり、翌年のために土を耕したりするなど、一連の作業を子どもたちと共に行う。
教育アシスタント (学生ボランティア特別支援)	学生ボランティア	保育中や預かり保育の中で、個別に安全の確保をしたり援助をしたりする必要がある場合に個別の支援を行う。
中国の獅子舞と触れ合う	東京中華学校 高校生	東京中華学校の獅子舞の公演を見る。
ふじみアート	東京藝術大学	5歳児を対象に、様々な素材や道具を使って、創作活動を行う。
お話コンチェルト	洗足学園音楽大学	絵本のストーリーに合わせ生演奏を聴く。使用する楽器の特徴を知る。
生活の中のエコ	東京家政学院大学	講師による食育指導 エコとは何か？なぜ必要なのか？を理解する。自分にできるエコについて考え、目標を立てる。
はやね はやおき あさごはん	東京家政学院大学	講師による食育指導 朝ごはんをしっかりと食べて健康な体づくりに努める。
星と月の学習	大妻女子大学	大学教授から専門的な話や観察の仕方を学び、児童の興味・関心を高める。宿泊体験活動における天体観測との接続を図る。

事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
ふれあい体験広場	大妻女子大学	本校行事の「ふれあい体験広場」で、大学の教授と学生から科学体験について学ぶ。
大豆のパワー	大妻女子大学	講師による食育指導 「姿を変える」という視点から、大豆が様々な食品に姿を変えることを知る。大豆に含まれる栄養素のはたらきを知る。
学習支援	学校近隣の教員志望の学生	個に応じた指導の充実を図るため、低学年・中学年の主に国語や算数で IT の授業を実施する。
水泳指導の充実	大妻女子大学	特別支援学級在籍児童とともに活動を行うため、より安全確保を行う。また、児童の泳力向上を目指した指導の充実を図る。
マーチングバンドの指導	東京音楽大学	本校の伝統であるマーチングバンドの技術向上を図るため、パートごとに練習を行う。
地域との連携 (国際理解教育)	東京医科歯科大学	留学生の出身国についての講話を聞いた後に、日本文化を紹介する。
人権教育授業	昭和大学	全学年を対象に低学年と高学年に分け授業を行い人に対する思いやりや誰に対しても公平の気持ちを培う。
【アフタースクール】補習塾・発展塾 自習サポーター ティーチングアシスタント	各大学	希望する生徒及び習熟が必要な生徒に対し、各学年ごとに、数学、英語について、授業に沿った補習的な内容を指導する。また、理解が進んでいる生徒に対しては、国語、数学、英語について発展的な内容について指導する。3年生に対しては高校入試対策の授業も行う。さらに、支援が必要な生徒に対し、個別指導を行う。
探究ワークショップ	東京大学	「総合的な探究の時間」において課題解決の方法を学ぶ。
東大金曜講座	東京大学	興味関心に応じた学びの深化
イングリッシュシヤワー	各大学 (留学生)	英語学習

(2) 企業等との連携

事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
雅楽に親しむ	日枝神社宮司	誕生会で、雅楽を鑑賞する。
劇団風の子ワークショップ	劇団 風の子	劇団風の子の参加型作品の上演に参加する。
造形活動	アーツ千代田 3 3 3 1	身近な自然物を使って、開園 20 周年を祝う作品作りをする。
パラリンピアンとの交流	株式会社プラ ミン	車いす陸上または車いすバスケの選手を招聘し、話を聞き、車いすを体験する。
運動遊び	(株) 総合体 育研究所	幼児が園生活や遊びの中で、経験の少ない動きについて教師が捉え、それらを経験できる遊びを運動遊びのインストラクターと共に検討する。園内や施設内の場、遊具・用具を活用して、検討した遊びを行う。
親子体験活動	公益社団法人 日本シェアリ ングネイチャ ー協会 総合体育研究 所 保育と自然を つなぐ研究会 ウレシパシモ リ	3～5 歳児各学年を 3 つずつの親子のグループに分け、自然コーナー、運動遊びコーナー、自然物を使った造形コーナーの 3 つのコーナーを回って体験する。
コーディネーシ ョントレーニング	JACOT	4・5 歳児を対象に、講師の指導のもとに、遊びながら頭と体を使うことを楽しむ。
移動動物園	(株) どうぶつ むら	園庭を会場とし、業者が準備したコーナーを全園児が順番に体験する。
音と遊ぼう	野仲音楽事務 所	園で親しんでいる歌を選曲し、乳児部と幼児部に分け、コンサートを実施する。

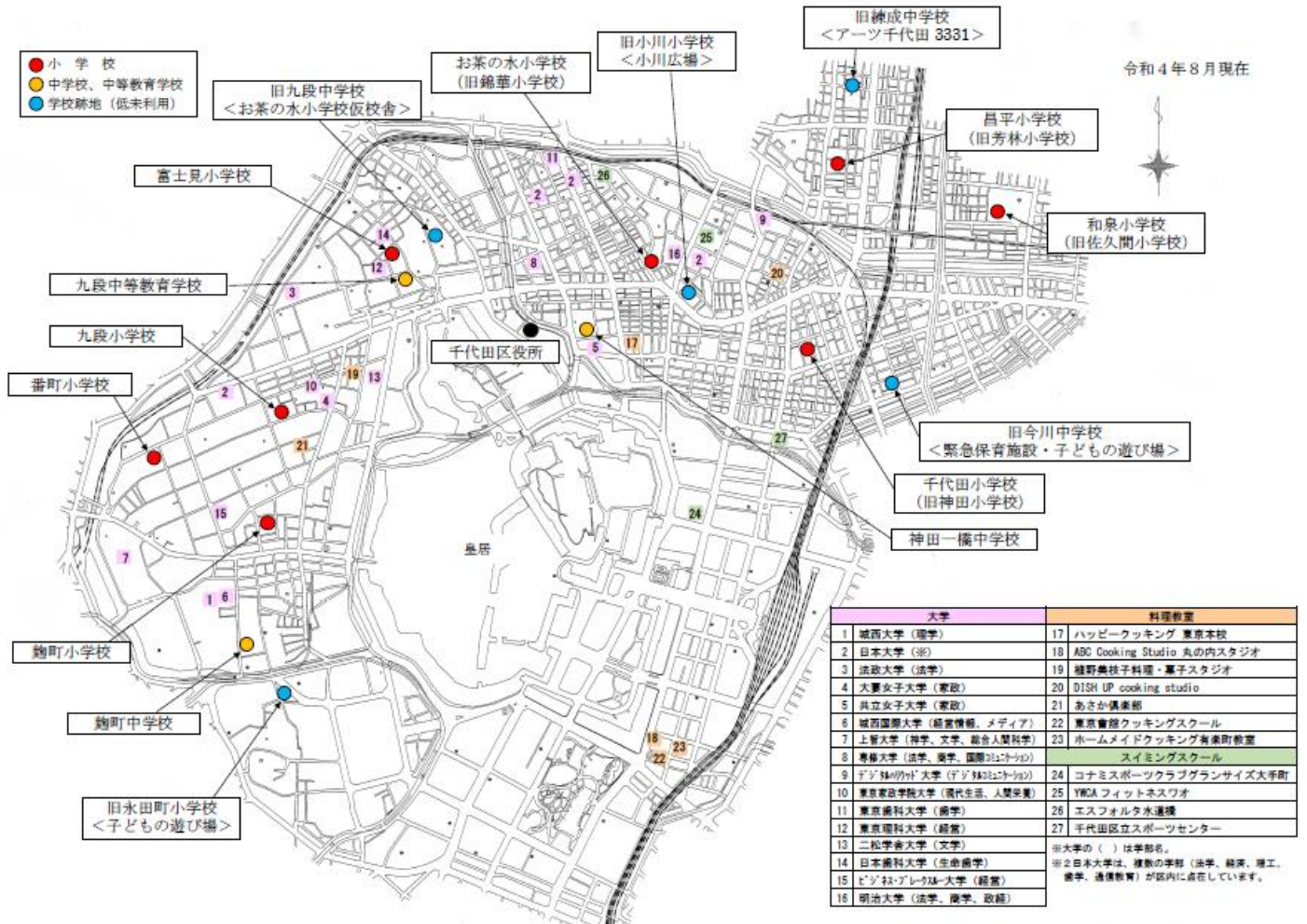
事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
ミニバスケットボール指導	児童家庭支援センター主催 放課後子ども教室と連携した事業。ミニバスに関する技術指導 学生ボランティア	放課後にスポーツ体験の場をすることで、児童が楽しく体を動かすこととともに、休み時間等にも自主的に遊ぶことで、体力向上を図る。（オリパラ教育・伝統文化教育の推進）
令和の日本型学校教育の充実 ＩＣＴ教育	株式会社富士電機	主体的な学習活動を通して、対話によって自分の考えなどを広げたり、深めたりする授業研究を行い、授業改善を図る。また、ＩＣＴ機器の日常的な技術支援を通して、効果的な使い方を実現していく。
キャリア教育	株式会社ミエタ	キャリアについて具体的な考え方を、講師から指導いただき、自分のキャリアについての意識を形成していく。
お箸知育教室	(株) 兵左衛門	講師による食育指導 箸に込められた日本人の思いや、正しい箸の持ち方を知る。廃材を利用して、自分の手の大きさに合った箸を作る。
スポーツおにごっこ	一般社団法人 鬼ごっこ協会	鬼ごっこ協会の講師に様々な鬼ごっこの遊び方を指導していただき、運動の日常化を図る。
体力向上	株式会社プラミン	５年生を対象に外部講師を招き、種目の説明や技の体験を通じて、運動の楽しさを教えていただく。
パラリンピアンとの交流	東京都障害者スポーツ協会	高学年の児童が障害者スポーツを体験しながら、将来の社会の担い手としての社会貢献について考える。

事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
オリンピック・パラリンピック教育推進	株式会社ブラミン 株式会社ZOTT	種目の説明や技の体験を通じて、アスリートとふれあう。
体力向上	日本キッズアスレティックス協会	基本運動プログラム（走・跳・投）を体験し、基礎的・基本的な技能の向上を図る。
神田川船の会	神田川船の会	CESの環境配慮活動および総合的な学習の時間の取組みとして。神田川の観察を通して地域の環境保全の意識や思考力を育む。
フットサルを楽しもう	株式会社ZOTT	基本的な運動の動きを学び、チームでのプレーの楽しさを味わう。
秋葉原のよさを発見	秋葉原タウンマネジメント株式会社	電気部材を用いたキット作成（ラジオ、イルミネーション等）を体験し、地域の方から秋葉原のよさを学ぶ
鍵盤ハーモニカ講師	下倉楽器	初めての鍵盤ハーモニカ指導を講師の先生にお願いすることで1年生の鍵盤ハーモニカに対する意欲を向上させる。
ハートグローバル	特定非営利活動法人 じぶん未来クラブ	ハートグローバルの大学生と生徒が共にダンスを創作する3日間の過程において、生徒は自己開示を経験し、さらに英会話能力を高めることができる。また、各国の大学生との交流により、国際理解教育を推進する。
クエストエデュケーション	教育と探求社	総合の時間を活用して、企業からのミッションを受け、社会の中で企業が果たす役割等を調査し学習する。その結果についてプレゼンテーションを行うことにより、企業や職業が社会に対し、どのような貢献をしているかを学ぶ。また、2月のクエストカップの全国大会への出場を目指す。
【授業 保体(武道)】合気道 技術指導支援	NPO 法人合気道養神館龍	合気道の専門家による授業指導を行い、日本の伝統文化でもある武道についての理解と、体力の向上と護身の技術を身に付ける。

事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
【授業】 華道 (日本の伝統文化)	池坊東京麗光 会支部	華道の基礎を学び、日本の伝統文化についての理解を深める。
【授業】 茶道 (日本の伝統文化)	茶道裏千家汲 古会	茶道の基礎を学び、日本の伝統文化についての理解を深める。
【アフタースクール】スイミング講座	Style1	一般の生徒を対象に水泳技能と体力の向上とオリンピック・パラリンピックの関心を高める。
【アフタースクール】農場運営	ナチュラルアート	講座に登録した生徒に対して、専門家による、農地にした屋上庭園での生産・収穫・販売等の経済活動の指導を行う。
夏季冬季学習教室・直前対策講座	民間教育機関を活用	長期休業中に学習教室を実施し、基礎学力、応用力の育成をめざすとともに、入試直前の対策を強化するために講座を開催する。
放課後英会話講座	民間教育機関を活用	英会話に興味ある生徒対象にネイティブの講師による授業で、英語スピーキング能力の向上をめざす。
放課後プログラミング教室	民間教育機関を活用	プログラミングの基礎を学習する。
ライフスキル	N P O 法人 「修理的対話 フォーラム」	人間関係を構築し、友人間で問題解決能力を身に付ける。
伝統文化の学習 和装	和装教育国民 推進会議	伝統文化の学習の一環として、着付体験をする機会を設け、理解を深める。
伝統文化の学習 茶道	民間教育機関 を活用	伝統文化の学習の一環として、茶道体験をする機会を設け、理解を深める。
伝統文化の学習 和楽器	民間教育機関 を活用	伝統文化の学習の一環として実際に和楽器の鑑賞・体験をする機会を設け、和楽器への理解を深める。
伝統文化の学習 囲碁講座	民間教育機関 を活用	伝統文化の学習の一環として、囲碁の専門家から指導を受ける講座を開設し、囲碁の技術を向上し、理解を深める。

事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
企業訪問	千代田区内等の複数の事業所	キャリア教育
職場体験	千代田区内等の複数の事業所	キャリア教育
キャリア講演会	大学・企業等	キャリア教育
探究ワークショップ	三菱総研	「総合的な学習の時間」において課題解決の方法を学ぶ。
金融教育	みずほフィナンシャル・グループ	国際理解教育の一環として、金融面から国際理解を深める。
江戸っ子塾	伝統芸能の諸分野の専門家	国際理解教育の一環として、日本の伝統文化を学ぶ。
国際理解教育	特定非営利活動法人 開発教育協会 (DEAR)	国際理解教育の一環として、望ましい社会の在り方について学ぶ。
大使館訪問	各国大使館	国際理解教育の一環として、他国と日本とのかかわり方や現状を学ぶ。
進路講演会	駿台予備学校 河合塾 各種専門学校等	進路指導

5 区内にある学びに関わる大学・企業等



6 小学校設置基準等の関係法令

(1) 小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）

最終改正：平成十九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、小学校設置基準を次のように定める。

小学校設置基準

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 編制（第四条—第六条）
- 第三章 施設及び設備（第七条—第十二条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

- 第一条 小学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条 削除

第三条 削除

第二章 編制

（一学級の児童数）

- 第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

- 第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

（教諭の数等）

- 第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。
- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十一条 小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

別表 （第八条関係）

イ 校舎の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	500
四一人以上四八〇人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
四八一人以上	$2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

ロ 運動場の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	2400
二四一人以上七二〇人以下	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
七二一人以上	7200

（２）中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十五号）

最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

中学校設置基準

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 編制（第四条—第六条）
- 第三章 施設及び設備（第七条—第十二条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

- 第一条 中学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条 削除

第三条 削除

第二章 編制

（一学級の生徒数）

- 第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

- 第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

（教諭の数等）

- 第六条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。
- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章 施設及び設備

（一般的基準）

- 第七条 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一 教室(普通教室、特別教室等とする。)

二 図書室、保健室

三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第十条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十一条 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

別表 (第八条関係)

イ 校舎の面積

児童数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	600
四一人以上四八〇人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
四八一人以上	$3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$

ロ 運動場の面積

児童数	面積(平方メートル)
一人以上二四〇人以下	3600
二四一人以上七二〇人以下	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
七二一人以上	8400

（３）義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（一部、抜粋）

（教室の不足の範囲）

第三条 法第三条第一項第一号の教室の不足の範囲は、当該学校の保有する教室について、普通教室の数若しくは総面積、次の表に掲げる特別教室の種類ごとの数の合計数若しくはこれらの特別教室の総面積又は多目的教室（複数の学級の児童又は生徒を対象とする授業その他多様な指導方法による授業又は課外指導で普通教室又は特別教室において行うことが困難と認められるものの用に供するものとして設けられる教室で、併せて児童又は生徒の学校生活の用に供することができるものをいう。以下この項及び第七条第一項において同じ。）の総面積若しくは多目的教室及び少人数授業用教室（専ら少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業の用に供するものとして設けられる教室をいう。同項第一号において同じ。）の総面積が学級数（法第二条第三項の学級数をいう。以下同じ。）に応じ文部科学大臣が定める基準に達しない場合とする。

学校の種類	特別教室の種類
小学校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室
中学校	理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室
義務教育学校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室

（４）建築基準法（一部、抜粋）

下記に掲げる居室は採光上有効な開口部を設けなければならない。

採光が必要な居室の種類		開口部の有効面積／居室の床面積
(1)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の教室	1/5

第二十八条二

居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従って換気設備を設けた場合においては、この限りでない。

（５）学校図書館法（一部、抜粋）

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（６）建築基準法施行令（一部、抜粋）

第二章 一般構造 第二節 居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法
（居室の天井の高さ）

第二十一条 居室の天井の高さは、二・一メートル以上でなければならない。

２ 前項の天井の高さは、室の床面から測り、一室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さによるものとする。

第二章 一般構造 第三節 階段

（階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法）

第二十三条 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第二百十条又は第二百一条の規定による直通階段にあつては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）の蹴上げは二十三センチメートル以下、踏面は十五センチメートル以上とすることができる。

		階段及びその踊場の幅	蹴上げの寸法	踏面の寸法
(一)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの	140cm 以上	16cm 以下	26cm 以上

第五章 避難施設等 第二節 廊下、避難階段及び出入口
（廊下の幅）

第百十九条 廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

	両側に居室がある廊下における場合	その他の廊下における場合
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.3 メートル	1.8 メートル

（７）小学校学習指導要領（一部、抜粋）

第２章 各教科 第９節 体育 第３指導計画の作成と内容の取扱い

２（６）第２の内容の「Ｄ水遊び」及び「Ｄ水泳運動」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。

（８）小学校施設整備指針（一部、抜粋）

第２章 施設計画 第２節 配置計画 第２ 校舎・屋内運動施設 ２ 建物構成

（１）校舎等は、３階以下の建物として計画することが望ましい。ただし、適切な規模の敷地の確保が困難なため、やむを得ず４，５階建規模の小学校校舎、又は５階建以上の複合施設の小学校校舎を計画する場合には、低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし、その上で、優れた立体化の手法により、周辺地域との関係、施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。

(9) 東京都建築安全条例（一部、抜粋）

第二章 特殊建築物 第二節 学校

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第十二条 小学校及び特別支援学校並びにこれらに類する専修学校及び各種学校の用途に供する特殊建築物の四階以上の階には、教室その他の児童又は生徒が使用する居室(以下この条及び次条において「教室等」という。)を設けてはならない。ただし、次に掲げる要件に該当する場合(特別支援学校並びにこれに類する専修学校及び各種学校については、知的障害のある児童又は生徒が利用する部分に限る。)は、この限りでない。

- 一 教室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路(排煙上有効に外気に開放されている通路を除く。)に排煙設備を設けていること。
- 二 各階の居室の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。)及び天井(天井のない場合においては、屋根。以下この号において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この号において同じ。)の仕上げを難燃材料でし、かつ、その居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしていること。
- 三 各階の教室等の各部分から直通階段の一に至る歩行距離又は避難階の教室等の各部分から屋外の出口の一に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

(10) 学校教育法（一部、抜粋）

第八章 特別支援教育

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

(11) 学校教育法施行規則（一部、抜粋）

第四章 小学校 第一節 設備編制

第四十二条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

第八章 特別支援教育

第四百十条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場

合を含む。)、第五十二条の三、第七十二条(第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。)、第七十三条、第七十四条(第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。)、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五(第七十九条の十二において準用する場合を含む。)、第八十三条及び第八十四条(第百八条第二項において準用する場合を含む。))並びに第百七条(第百十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一 言語障害者

二 自閉症者

三 情緒障害者

四 弱視者

五 難聴者

六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行う

第百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

※東京都では、「東京都特別支援教育推進計画」及び「東京都発達障害教育推進計画」において、全ての公立小・中学校に特別支援教室(教員が巡回指導することによって、これまで通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒に対して通級指導学級を行ってきた特別な指導を、在籍校で受けられるようにする仕組み)を設置することとしている。

(12) 消防水利の基準(一部、抜粋)

第一条 この基準は、市町村の消防に必要な水利について定めるものとする。

第二条 この基準において、消防水利とは、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十条第二項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第二十一条第一項の規定により消防水利として指定されたものをいう。

2 前項の消防水利を例示すれば、次のとおりである。

一 消火栓

二 私設消火栓

三 防火水そう

四 プール

五 河川、溝等

六 濠、池等

七 海、湖

八 井戸

九 下水道

7 短期的課題に関連した参考資料・事例

普通教室の要件

【必須】

◎居室（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の教室）は、採光上有効な開口部を設けなければならない。具体的には、以下のとおり。

開口部の有効面積／居室の床面積＝1／5

◎居室の天井の高さは、2.1メートル以上でなければならない。

【望ましい】

○コンピュータ、視聴覚教育メディア等の今後の導入が可能な面積、形状等とすることが望ましい。

○十分な面積の掲示板を壁面等に設けることが重要である。

○水栓、流し等の設備を設置することのできる空間を確保することも有効である。

○低学年用の普通教室は、生活科、図画工作等の教科学習や合科的な内容の学習が行われることを考慮して計画することが望ましい。

○収納棚その他の生活用設備は、児童のための動作空間とともに、教室の周辺部の日常的に目の届く位置に計画することが重要である。

○観察台、展示台等を、児童の活動空間とともに、窓側等に計画することが望ましい。その際、足掛りとならないようにし、墜落防止に配慮することが重要である。

○普通教室内でのコンピュータ活用を見通して、情報用のアウトレットやコンセントを設けたり、多様な情報機器が接続可能な設備を計画することが重要である。

※「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（文部科学省、令和4年3月）では、「未来思考」の視点として、「学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。」と示されており、将来的に学習空間の捉え方が変わる可能性はあります。

参考：電子書籍の普及状況等

(1) 児童生徒等の読書環境の整備に資する多様な蔵書等の整備状況（全国）

	学校数(A)	電子書籍		点字図書		拡大図書、大活字図書		録音図書(音声デ イジー含む)	
		所蔵している学校 (B)		所蔵している学校 (C)		所蔵している学校 (D)		所蔵している学校 (E)	
			割合 (B/A)		割合 (C/A)		割合 (D/A)		割合 (E/A)
小学校	18,849	45	0.2%	8,004	42.5%	2,915	15.5%	975	5.2%
中学校	9,120	28	0.3%	1,783	19.6%	1,501	16.5%	521	5.7%
高等学校	3,436	48	1.4%	423	12.3%	299	8.7%	375	10.9%
特別支援学校	小学部	860	2.8%	178	20.7%	192	22.3%	154	17.9%
	中学部	854	2.5%	135	15.8%	138	16.2%	121	14.2%
	高等部	891	2.4%	123	13.8%	126	14.1%	124	13.9%
義務教育学校	前期課程	100	0.0%	41	41.0%	19	19.0%	8	8.0%
	後期課程	100	0.0%	19	19.0%	17	17.0%	10	10.0%
中等教育学校	前期課程	33	3.0%	3	9.1%	4	12.1%	5	15.2%
	後期課程	31	6.5%	1	3.2%	4	12.9%	4	12.9%
合計	34,274	190	0.6%	10,710	31.2%	5,215	15.2%	2,297	6.7%
		マルチメディアデ イジー図書		LLブック		外国語の図書		映像資料	
		所蔵している学校 (F)		所蔵している学校 (G)		所蔵している学校 (G)		所蔵している学校 (G)	
			割合 (F/A)		割合 (G/A)		割合 (H/A)		割合 (I/A)
		240	1.3%	1,172	6.2%	12,636	67.0%	2,269	12.0%
		94	1.0%	362	4.0%	6,357	69.7%	1,396	15.3%
		21	0.6%	75	2.2%	2,270	66.1%	1,532	44.6%
		222	25.8%	93	10.8%	191	22.2%	352	40.9%
		179	21.0%	80	9.4%	180	21.1%	322	37.7%
		175	19.6%	84	9.4%	194	21.8%	329	36.9%
		1	1.0%	13	13.0%	74	74.0%	15	15.0%
		0	0.0%	7	7.0%	77	77.0%	18	18.0%
		0	0.0%	0	0.0%	25	75.8%	12	36.4%
		0	0.0%	0	0.0%	25	80.6%	12	38.7%
		932	2.7%	1,886	5.5%	22,029	64.3%	6,257	18.3%

出典：令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm

(2) 子供の読書活動推進として電子書籍を活用した取組

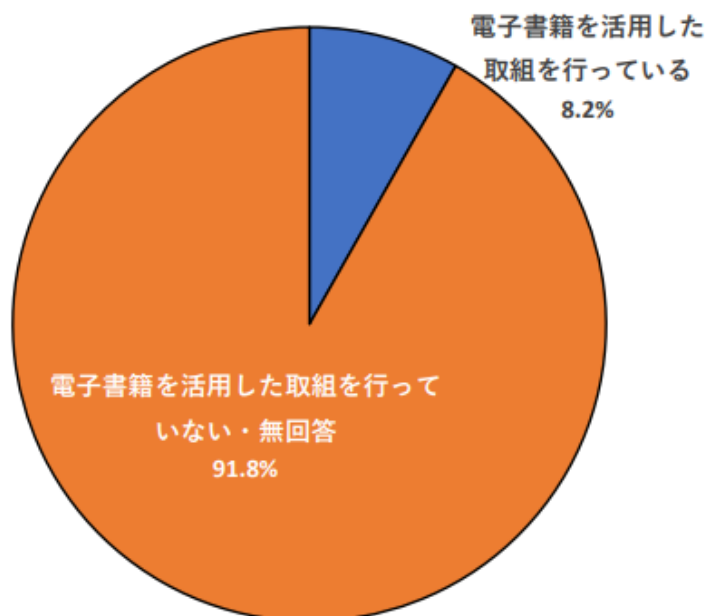


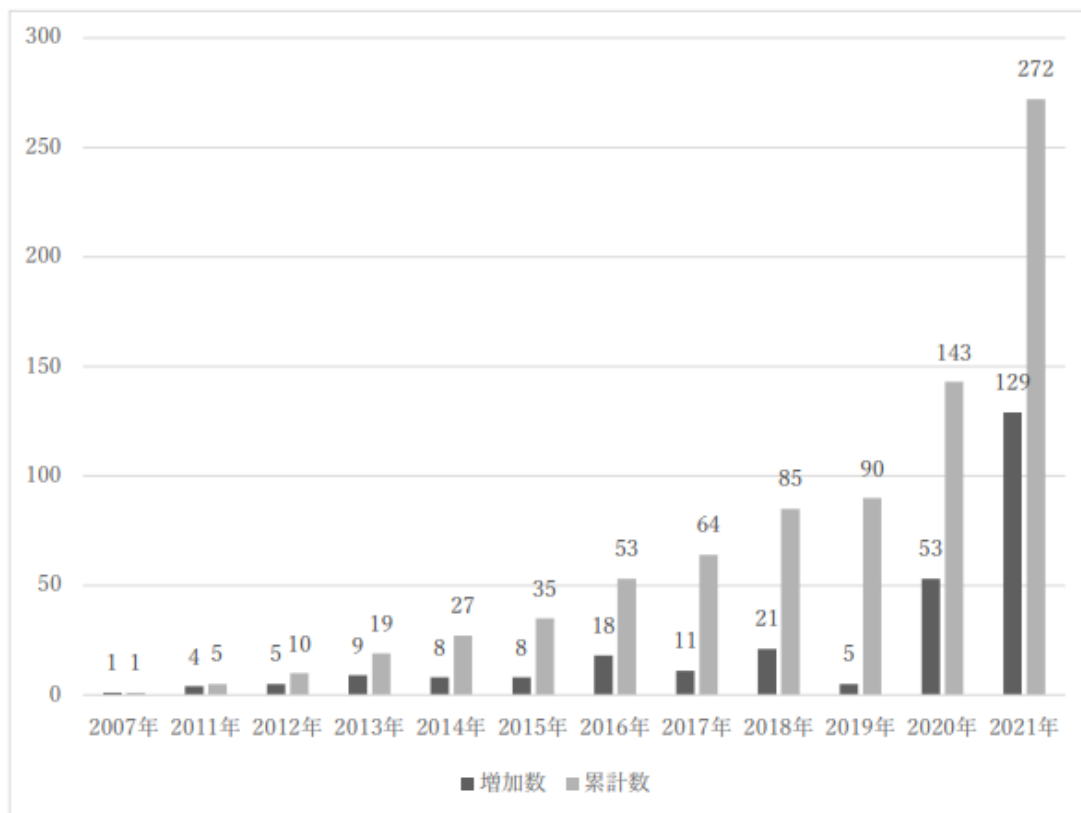
図 2-5 子供の読書活動推進において電子書籍を活用した取組を行っている自治体の割合
(n=1,376)

出典：「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」（令和3年3月）（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_chisui02-000008064_0201.pdf

(3) 電子図書館を導入している公共図書館情報

■ 電子図書館サービスの年別増加数（年増加数・累計数）（2007年～2021年）



（※注 自治体で電子図書館サービスを終了したものは除いています）

出典：一般社団法人電子出版制作・流通協議会 公表資料

https://aebs.or.jp/pdf/E-library_introduction_press_release20220101.pdf

(4) 電子書籍の利用状況（千代田区立学校の児童・生徒）

第7回千代田区子ども読書調査報告書（令和4年3月）より抜粋

(7) 電子書籍の利用状況

＜回答ベース：問6で前の月（10月）に1冊以上読書したと回答した人＞

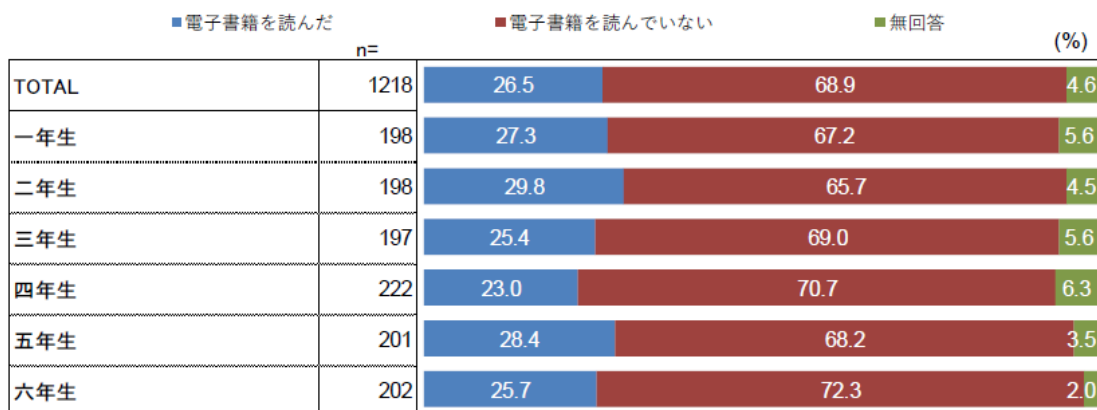
問6-① 問6で答えた本の中に「電子書籍」はありましたか。あてはまる番号に○をつけてください。（単数回答）

電子書籍の利用状況は、小学生で26.5%、中学生で25.6%。

＜小学生＞

前の月（10月）の読書のうち、「電子書籍を読んだ」人は26.5%、「電子書籍を読んでいない」人は68.9%である。

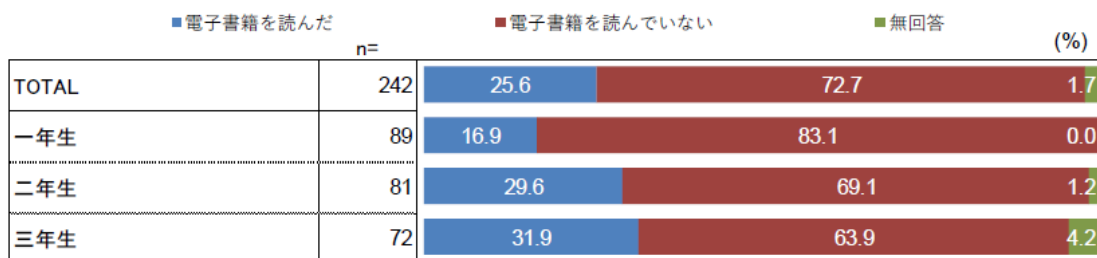
学年別にみると、いずれの学年でも電子書籍の利用は2割を超えている。



＜中学生＞

前の月（10月）の読書のうち、「電子書籍を読んだ」人は25.6%、「電子書籍を読んでいない」人は72.7%である。

学年別にみると、一年生の16.9%、二年生の29.6%、三年生の31.9%が電子書籍を読んでいる。



参考：オープン図書室などの事例

（１）学校中が図書館になるオープンライブラリーの取組（東京都立光明学園）



校舎改築により、元々なかった図書室の行き場を検討した結果、学校中を図書室にしてみました。場所がなくなったから、本は置かなくて良いということはありません。

校内のさまざまな場所で、テーマごとに書架があります。

図書館配置図はアイコン化して、文字が読めなくても分かりやすいよう提示しています。幅広い廊下を工夫して、オープンラック型書架やネット型書架を設置しました。オープンラック型は、表紙を見せた面出しで配架でき、文字が読めなくても表紙の絵や写真で選ぶことができます。ネット型は、高さを自由に変えられ、本を開いた状態でも配架できます。本を車いすの視線に合わせて下向きに傾けることもできます。貸出返却も電子化することで、簡単な操作で貸出・返却ができるため、自分でできる児童生徒もいます。

出典：学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム

<https://accessreading.org/conso/case/3>

（２）伊勢市立みなと小学校



2階のメディアスペース（図書館）は昇降口を入った左側、1・2年生の教室と廊下を挟んで向かいにあり、壁面などがないオープンな作りとなっています。休み時間には教室から出てきた子どもたちの多くがメディアスペースに流れるように入っていく、読書を楽しんだり友達と話したりする姿が見られます。

出典：「こどもが変わる 学校が変わる 図書館づくり」ホームページ

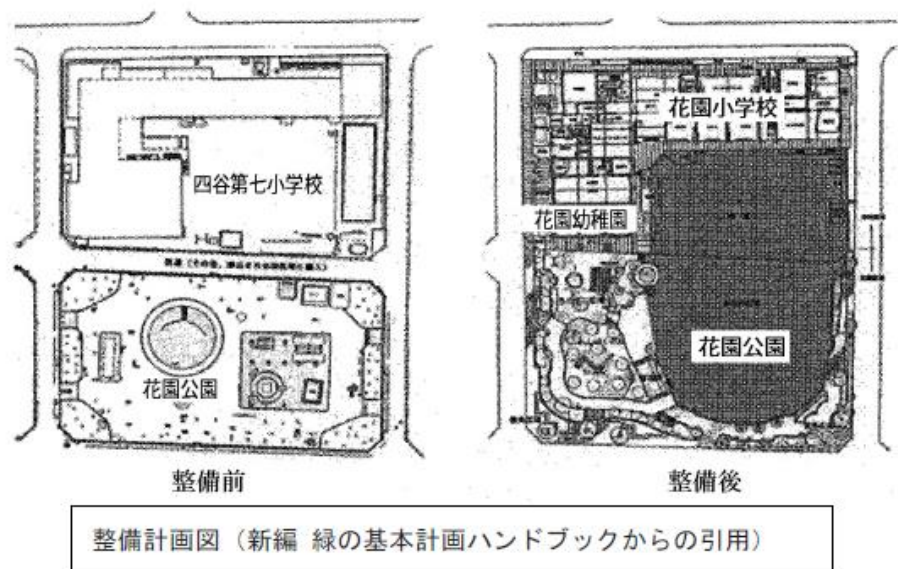
<https://www.hirayumodel.com/topics/entry-1128.html>

参考：校庭と公園を一体的に利用している事例

(1) 花園小学校と花園公園（新宿区） 平面的一体利用（時間区分）

(特長)

- ・ 1997 年に四谷第五小学校と四谷第七小学校を統合する際、隣接する花園公園の一部を小学校校庭と平面的に一体化して整備した。
- ・ 花園幼稚園を併設している。
- ・ 施設全体で道路境界は緑地帯として整備し、公園側には塀や門はない。



- ・ 公園は利用時間を設定し、児童と園児の活動場所の充実と地域住民の利用を共存させている。スクールパーク“開かれた都会のオアシス”として計画され、現在も維持されている。

利用形態	月～金 (学校休業日を除く)	土・日 学校休業日
小学校 (幼稚園を含む)	8～16 時	なし
校庭スポーツ開放 (団体利用)	なし	第 1・3 (日) 9～13 時
その他区事業 地域行事等	なし	区、教育委員会が認めた日時

(規模)

- ・ 花園小学校 敷地面積 4,153.65 m² 延床面積 6,201.40 m² (幼稚園 429.07 m²) 4 階建て
- ・ 花園公園 敷地面積 3,987.98 m²
- ・ 児童数 149 名 (2020 年 6 月) 園児数 55 名 (2020 年 5 月)

(利用調査) 令和2年3月の緊急事態宣言解除後 12:30~13:30 晴れ

○小学校

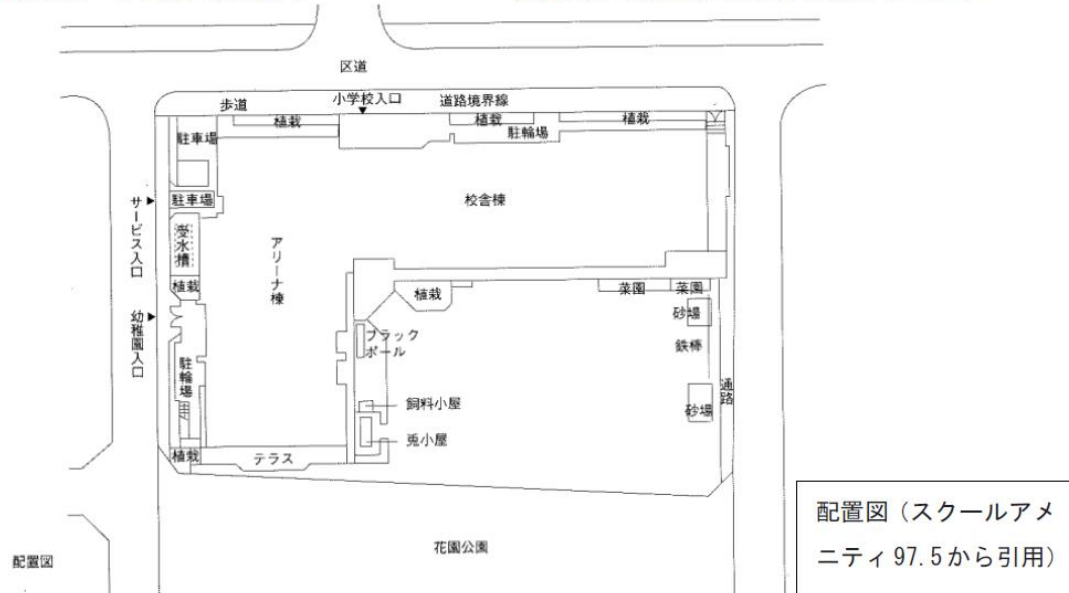
北と西側に各施設の入口があり門が設置されているが、門以外は建物の外周が境界となっている。塀の設置はなく、外観上も公園と一体化した計画となっている。



北側道路 小学校入口がある



東側道路 緑地帯と歩道が整備されている



西側道路 幼稚園の入口



西側道路 サービスの入口

○公園

南側は高木、北側（学校側）は広場で構成され、敷地境界にフェンス等が無く、外観上は小学校の運動場と一体化している。調査時は会社員等が休憩する姿が多く見られた。



小学校の運動場



一体的利用のルールを示す案内板



南側道路



南側アプローチ



公園南側 高木に囲まれたエリア



園庭と遊具

公園改造の背景と目的

昭和30年3月に戦災復興地区面整理事業によって開園した花園公園は、その後の社会環境の変化や施設の老朽化に伴い改造の必要性が高まっていました。一方、公園に隣接する小学校は、子供たちの減少に伴い近隣の小学校との統合により花園小学校となりました。

そこで、この機会にお互いの敷地を有効活用するために花園公園と花園小学校を一体的に整備し、相互利用できるようにしました。

一体整備のメリット

- ① 公園も学校も利用できる空間が広がります。
- ② 公園が子供たちの生活の場となり、活性化します。
- ③ 自然環境に恵まれた教育環境が実現します。
- ④ 地域のコミュニティ活動や防災活動の拠点になります。

これまでの経緯

- 昭和30年3月 花園公園開園
- 平成6年6月 区、花園公園と花園小学校を一体整備する方針を決定
- 平成7年10月
～平成9年2月 花園小学校、花園幼稚園建設工事
- 平成9年2月
～平成9年12月 花園公園改造工事



公園改造工事の完成式の様子

案内図



所在地 東京都新宿区新宿一丁目21番
面積 3,987.98㎡

お問い合わせ先

●公園全般に関しては…

新宿区土木部みどり公園課 ☎(3209) 1111

●一体広場の団体利用に関しては…

新宿区教育委員会スポーツ振興課 ☎(3232) 5121

花園公園改造工事

工期：平成9年2月5日～平成9年12月12日
発注：新宿区 施工：(株) 昭和造園

新宿区立 はなそのこうえん 花園公園



新宿区

花園公園のご案内



②ちびっこ広場

小学校に併設された幼稚園の目の前にある広場です。幼児向けの遊具が設置されています。



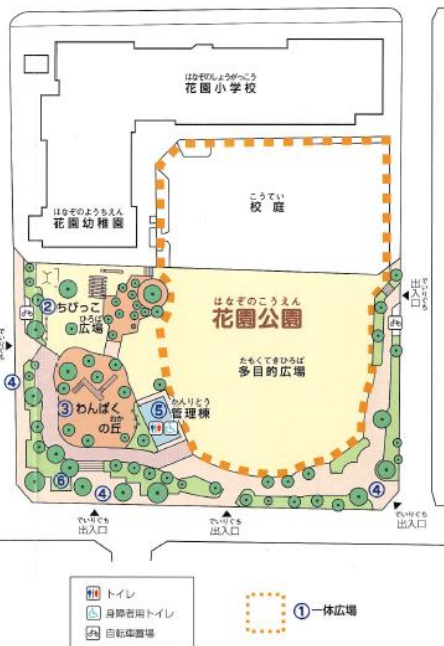
③わんぱくの丘

躍動的な遊びが可能な複合遊具が設置されています。地面にはチップ材（樹木を細かく砕いたもの）が敷き詰められています。



④公園外周部

公園の外周には広場及び園路を設けています。



①一体広場 [面積3,164㎡ (公園部分1,732㎡ 学校部分1,432㎡)]

公園の多目的広場と小学校の校庭を一体的に整備した広場です。通常の公園としての利用のほか、時間帯によって学校の授業や行事、スポーツ活動などに利用されます。

○一体広場の利用時間区分 (平成10年4月現在)

	月～金	土(第1・3・5)	土(第2・4日)	休日	利用形態
小学校・幼稚園の利用	8時～16時	8時～13時	なし	なし	学校が授業・行事等に利用
団体による利用	なし	なし	9時～13時	なし	校庭開放事業等
一般の方の利用	上記以外の時間	上記以外の時間	上記以外の時間	終日利用可	通常の公園として利用



⑤管理棟

公園トイレは災害時にはくみ取りトイレとして使用できます。



⑥三遊亭円朝 旧居跡の碑

明治時代を代表する落語家三遊亭円朝が一時この地に住んでいたことから、旧居跡が新宿区の文化財(史跡)に指定されており、園内に石碑が建てられています。

(2) 第十小学校（杉並区） 平面的・一体的利用（空間区分）

（特長）

- ・1986年に蚕糸の森公園整備と併せて移転して開校した。
- ・地域防災拠点として自由に出入りできるよう、学校の校門や公園の塀は設置していないため、校舎への侵入対策は建築側で工夫している。

（規模等）

- ・第十小学校 敷地面積 10,000 m² 延床 9,657 m² 階数 3 階＋地下プール
- ・蚕糸の森公園 敷地面積 27,146 m² 共同利用は運動公園 (5,032 m²)
- ・児童数 493 名（2020 年 5 月）

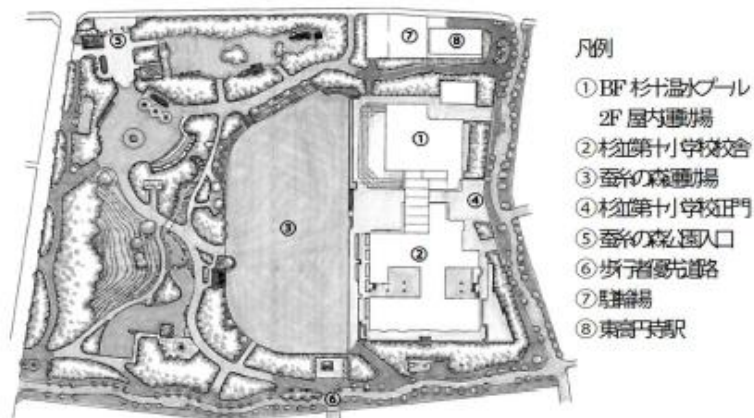
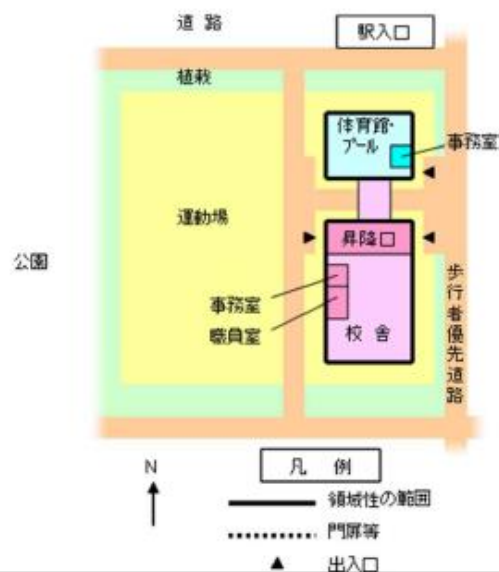


図-1 蚕糸の森公園園路図¹²

「学校施設の開放と住民評価に関する研究
～杉並区の学校公園かと共同利用を対象として～」から引用



「学校施設の防犯対策事例集」から引用



8 中期的課題に関連した参考資料・事例

経済産業省 STEAM 学習プログラムの構築

「STEAM ライブラリー」

STEAM ライブラリーは、生徒が一方向的に学習をするだけでなく、教師や研究者、企業人も交わる双方向的な学習の場を目指しています。将来的には、生徒の興味・関心に合わせて情報を選択し、学校の枠を超えて協働的に学習・実践・発信ができるプラットフォームになる予定です。情報のインプットだけでなく、学びを深めるためのワークショップやプロジェクト、成果発表会やコンテストなどのアウトプットの場も提供します。先生方の負担を最小限におさえながら、子どもたちが一貫してワクワクした気持ちで学習に臨むような教育を実現します。



(出典：STEAM ライブラリー未来の教室ホームページ <https://www.steam-library.go.jp/about>)

「未来の教室」実証事業

【事例1】日本の未来社会を創る：「スマート農業：農業×データ科学×IoT×ロボティクス」～専門高校における新たな学びと「STEAM 拠点」としての可能性

全国農業高等学校校長協会の協力のもと、ベジタリア株式会社が実施したプロジェクト。農業高校（総合高校含む）6校の園場や施設を使用して、第4次産業革命時代の農業のイメージをもとに、生徒たちがIoTセンサーの仕組みやロボット技術の仕組みを学び、簡易的なセンサーやロボットの制作実習を通じて、それらの技術を農業分野でどのように活用することができるかを探究し、未来の園場管理システムを創り上げることを目指した。

先端技術を用いて本物の課題に取り組む中で、生徒達からは「自分たちにもできる」「誰かの役に立つ」「こんな仕事（ロボティクス分野）に就きたい気持ちが出た」「世の中の役に立つ物が作れそうだな」ということを実感することができた」といった感想が出ており、学ぶ意味の実感によって、学習意欲や興味関心が向上する結果となった。

「クラウドIoTセンサー」を自作



【事例2】アジアの社会課題解決に取り組む：「交通渋滞問題：数理×倫理×ルール」

徳島商業高校の協力のもと、NPO 法人 TOKUSHIMA 雪花菜工房が実施した実証事業では、カンボジアの首都プノンペンの交通渋滞問題をテーマに、教科横断的に知識を活用しながら解決に取り組んだ。生徒たちは渋滞を数理的に理解するため、実際にプノンペンの交差点に立ち、交通量調査を行った。

また、生徒たちは数理モデルによる課題の構造把握に加えて、「交通マナーの悪さを同時に解決しなければいけない」という気づきを得て、渋滞を招きにくい交通インフラの設計のほか、現地の倫理や慣習をルールの整備や教育改革を通じて変容させるプロジェクトに取り組んだ。この探究学習において、生徒たちは数学を学ぶ意味を深く理解するとともに、数学以外の分野も含めた主体的な課題発見・解決の楽しさを経験した。

渋滞を数理モデル化し、数学の授業と結びつけ、現象の深い理解を図る



(出典：「未来の教室」ビジョン 経済産業省「未来の教室」とEdTech研究会 第2次提言)

【関連事例】

東急、渋谷の IT 企業サイバーエージェント、DeNA、GMO インターネット、ミクシィが、渋谷区教育委員会と連携して提供する渋谷区立小中学校のプログラミング授業メニューを決定！（2022. 02. 20）

東急株式会社（以下「東急」）、株式会社サイバーエージェント（以下「サイバーエージェント」）、株式会社ディー・エヌ・エー（以下「DeNA」）、GMO インターネット株式会社（以下「GMO インターネット」）、株式会社ミクシィ（以下「ミクシィ」）、渋谷区教育委員会の 6 者が推進する「Kids VALLEY 未来の学びプロジェクト」（以下、本プロジェクト）は、2020 年度、渋谷区立小中学校に対して提供する授業メニューを決定しました。

本プロジェクトを通じて育成していきたい人物像を「渋谷に集積した大手 IT 企業の支援による社会につながる・開かれた学習を通して、自らのアイディアを自由に表現する力としてプログラミングの技能を養い発展的に社会に活用する意欲を持つ人材」と定め、教育課程内で重視される「プログラミング的思考」に加え、「実践的な知識・技能＝手段としてのテクノロジー」および「それを活用しようとする意志」を養うことを重視し、公教育支援を行います。

2020 年度は本プロジェクトが渋谷区の重点項目として選定されており、渋谷区立小中学校に対し、4 月から、各社が開発したプログラミング授業メニューの提供に加え、IT 企業 4 社や東急グループのリソースを活用した講師やサポートスタッフの派遣支援、プログラミング関連のワークショップの開催、教員研修などを行います。（出典：東急株式会社ホームページ <https://www.tokyu.co.jp/image/news/pdf/20200220-1.pdf>）

平成 26 年度より中央区理数教育パイロット校に指定

【理数教育推進のための 3 つの柱】

①科学的思考力の育成、②科学体験と自然体験の充実、③理数教育を支えるその他の活動

【早稲田大学との連携】

1・2 年生 実験教室（城東小学校にて実施）

ものづくりを通して、科学の大切さを知る

5 年生 キャンパスツアー

早稲田大学理工学部を見学し、サイエンスについての興味関心を高める

3・4・6 年生 実験教室（早稲田大学にて実施）

実際に実験を行うことで、サイエンスについての興味関心を高める



（出典：中央区立城東小学校ホームページ <https://www.chuo-tky.ed.jp/~joto-s/index.cfm/13.html>）

【関連事例】

インテル株式会社と STEAM 教育等推進に関する覚書締結式を開催

戸田市教育委員会はインテル株式会社と「STEAM 教育ならびに 21 世紀型スキル育成教育の推進に関する覚書」を締結し、最新テクノロジーを活用した STEAM 教育について共同研究を行います。

研究にあたっては戸田東小・中学校にインテル社製のハイスペック PC を中心に、動画編集やデザインソフト、3D プリンターなどを配した「STEAM Lab」を設置し、実社会における課題解決などを行う学習に取り組みます。また、市内教員研修についても、インテル社の教員研修プログラム「インテル Teach プログラム」に基づいて実施します。

(注釈) STEAM 教育とは、Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Art (芸術・デザイン)、Mathematics (数学) などの頭文字をとったもので、幅広い分野で新しい価値を創造する人材育成を目指す新しい教育の在り方の一つです。

(出典：戸田市ホームページ)

<https://www.city.toda.saitama.jp/site/press/hisyo-press2021-steamkyouiku.html>

【STEAM Lab の事例】

ハイテク産業を牽引する主要な学問分野に加え、デザイン思考や幅広い教養とリベラルアーツの要素を組み込んだ新しい学びを総称する STEAM プログラムに基づき、より高度になる子供たちのクリエイティブを支える STEAM Lab を開設している。

(埼玉県戸田市の事例)



(出典：インテル株式会社ホームページ)

<https://www.intel.co.jp/content/www/jp/ja/education/steam-lab/overview.html>

※インテル株式会社東京本社(東京都千代田区丸の内 3-1-1 国際ビル 5 階)

【関連事例】

常石ともに学園（イエナプラン教育校）

2022年（令和4年）4月、再編後の常石小学校の施設を活用して、「常石ともに学園（イエナプラン教育校）」を開校。常石ともに学園では、1年生から3年生及び4年生から6年生をグループとして、すべての教育活動を異年齢集団で行います。

○1～3年生、4～6年生による異年齢集団を基本単位として教育活動を行います。

○「対話」「遊び」「仕事（学習）」「催し（行事や祝い）」の4つの活動を基本に、子ども一人一人の個性を尊重しながら自立と共生を学びます。

○教室を「リビングルーム」として捉え、安心して過ごせる環境をつくります。

4つの基本活動に基づいた時間割

- ◆ 4つの基本活動である対話・遊び・仕事・催しをもとに教育活動を行います。
- ◆ 機械的に時間を区切るのではなく、子どもの状況に応じて、活動の時間を延ばしたり縮めたりしながら行います。
- ◆ リズミカルに活動が循環するよう、学校の日課を設定していきます。

1 対話（サークル対話）

- 個人を尊重する気持ちを育み、学級を信頼関係のある集団に育てていきます。
- サークル対話は円座になって行います。
- 朝と帰りの時間だけでなく、一日の中で必要に応じて行います。



2 遊び

- 「遊び」そのものが「学び」であり、考える力や協働する力を付けていきます。
- 一日の教育活動の中に「遊び」を入れていきます。
- 様々な場所で、子どもがやりたいことを自由に選択して遊ぶことができる環境づくりを行います。



3 仕事〈ブロックアワー〉

- 子どもが学習計画を立て、自分で学び続ける力を付けていきます。
- 子どもの状況に応じて学習を進めます。
- 自立学習やインストラクション（教師による指導）、学年の内容を超えた共通の問いについて考えることなどを、組み合わせて行います。

※〈ワールドオリエンテーション〉

- 生きた本物の題材から問いを見出し、探究し続ける力を付けていきます。
- 教科の内容を関連付けて学習していきます。
- 本物の問いと向き合い、異年齢集団で協働的に探究していくことで、教科・学年の枠を超えて学んでいきます。

4 催し

- 子どもたちが喜びや悲しみなどを一緒に分かち合います。
- 運動会や学習発表会などの行事だけでなく、誕生日のお祝いをしたり、その週の学びを簡単なプレゼンテーションや演劇にして発表したりします。
- 他の学年や保護者、地域の方と共有したりすることも行います。

ある一日の日課表

	内容
8:20	読書
8:35	サークル対話
8:50	ブロックアワー
9:40	ブロックアワー
10:25	休憩
10:45	体育
11:30	音楽
12:20	給食
12:55	休憩
13:25	そうじ
13:45	ワールドオリエンテーション
14:30	催しやサークル対話
15:00	下校

（出典：福山市教育委員会ホームページ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kyoiku/239339.html>）

【関連事例】

-異年齢グループで行う総合的な学習の時間（水谷博士タイム）-

埼玉県富士見市立水谷小学校では「協働的、探究的な学び」の実現のため、3年生～6年生の異年齢が混在するグループで地域社会と協働する学びを行います。

（株）weclip は、その新しい取り組みを『事業づくり』の観点から支援します。

教育支援事業を行う株式会社 weclip（本社：埼玉県川越市、代表取締役：横田 泰成）が、2021 年 6 月 3 日（木）より埼玉県富士見市立水谷小学校における新たな授業づくりの支援を開始しました。また、2021 年 11 月 10 日（水）には協働先である「しあわせパン工房 KoMugi」と児童によるレシピ開発に向けた意見交換会を行うことを、お知らせします。

「協働的、探究的な学び」を実現するために、新たな学びづくりへ取り組む

2021 年度より富士見市立水谷小学校（以下、水谷小学校）では、「総合的な学習の時間（水谷博士タイム）」において画期的な取り組みを始めました。3～6 年生が混ざり合うことで異年齢のグループを形成して学びを行っています。それにより、子どもたちが互いに協働し探究的な学びを実現することを目指しています。

水谷小学校では、この「協働的、探究的な学び」を実現するためには地域社会との関わりが不可欠との考えと共に、“unlearn”（学びの再構築）というコンセプトのもと既成概念に囚われない学びづくりをするためには、外部の力が必要との考えをお持ちでした。

そこで協育事業を行っている weclip にご依頼をいただき、この度、学びづくりを支援していくこととなりました。

■新たな学びづくりに対する支援内容

1. 「総合的な学習の時間（水谷博士タイム）」における授業設計
2. 授業設計における地域企業や店舗等との交渉
3. 講演授業における必要人材の斡旋

企業勤めの weclip メンバーが得意とする対外折衝をはじめ、ビジネスの観点を基盤に授業設計の支援を行っています。

（出典：株式会社 weclip ホームページ <https://weclip.jp/>）

【関連事例】

山口県長門市内 全小学校で ECC のデジタル教材とアプリ導入

2021. 10. 06

総合教育・生涯学習機関の株式会社 ECC（本社：大阪市北区、代表取締役社長：花房雅博）は、山口県長門市と連携し、デジタル教材「パパッとえいご」と、人工知能（AI）搭載の対話型英語学習アプリ「おもてな City®へようこそ！」を活用したオリジナル英語学習システムの長門市内全小学校（1・2 年生対象）への導入を開始いたします。

またこれに併せて、アプリ「おもてな City®へようこそ！」内に長門市の観光名所のことを英語で紹介できる観光コンテンツ（無料）を公開いたしました。

■長門市内全小学校での英語学習への導入について

2020 年 4 月から、小学校 3・4 年生で外国語活動、5・6 年生で教科として外国語が必修化されたことにより、これまで以上に、その英語力が求められる時代になりました。また今年度より、児童生徒に 1 人 1 台端末を配布する等、教育の ICT 化も同時に進められています。

長門市が推進する子育て世代からも「選ばれるまち」づくりの一環で、市内小学校に通う児童がスムーズに、英語教育に取り組めるための独自の行政サービスとして、小学校 1・2 年生の余剰時間を活用して、楽しく英語に触れる機会を増やすための施策を ECC がサポートすることになりました。

具体的には、教員が専用端末（iPad）を操作し、電子黒板に映像やクイズ、歌などを映し出し、児童参加型の授業を展開できるデジタル教材「パパッとえいご」と、AI 音声認識対話技術による実践的な英会話や発話練習が何度でもできるアプリ「おもてな City®へようこそ！」の 2 種類を使用し、楽しく英語学習を進めていくものです。

（出典：ECC グループ企業サイト <https://www.ecc.co.jp/newsrelease/2021/20211006.html>）

【関連事例】

中央区 城東小学校新校舎での授業が2学期からスタート 更新日：2022年8月31日

平成29年から改築工事を進めてきた城東小学校の新校舎が完成し、授業が2学期からスタートします。

工事は八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業にて行われました。建物は宿泊施設や事務所、バスターミナルなどが入る高層複合ビルで、小学校は南東側の1階から4階に配置され、柳通り側に専用の出入口を設けています。

普通教室は3、4階の南側に配置し、2階に体育館、3階に屋内プール、4階に全天候型の屋上校庭を整備し、天候に左右されることなく、授業ができるようになっています。また、屋上などにはビオトープや菜園・水田を整備し、東京駅前の立地でありながら、自然と触れ合うことができるよう配慮されています。

【施設整備の内容】

- ① 学級規模12学級(令和5年度から令和10年度にかけて2学級化を予定)
- ② 複合ビルの出入口とは別に東側道路(柳通り)に面して小学校専用の入口を設置
- ③ ビル南側に面した3階、4階に普通教室(12室)を整備
- ④ 2階に体育館、3階に屋内温水プール、4階に全天候型の屋上校庭(開閉式屋根)を整備
- ⑤ 5階(屋上)に菜園、水田を整備
- ⑥ 理数教育パイロット校として4階理科室前にビオトープ、5階(屋上)に太陽光発電設備等を設置
- ⑦ 2階に体育館フロアに地域防災拠点倉庫を配置
- ⑧ 全館LED照明を設置
- ⑨ 地域冷暖房設備からの冷温水及び蒸気供給による高効率エネルギーの利用
- ⑩ 雨水利用、中水利用



(出典：中央区ホームページ <https://www.city.chuo.lg.jp/>)

【関連事例】

（葛飾区）今後の水泳指導の実施方法に関する方針について

更新日 令和3年2月8日

子どもたちの水泳の授業は、水泳運動の楽しさに触れ、基本的な水泳技術の習得を図る、大切な取り組みです。

しかし、近年では雨天や低温に加え、猛暑などにより、計画的な実施が難しくなっています。

そのため、教育委員会では、1年の中で計画的に水泳指導を実施できるよう、令和2年12月に「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」を策定しました。

【今後の水泳指導の実施方法と移行の考え方】

- ・区立小学校は、学校の改築や大規模改修の時期に合わせて、奥戸・水元総合スポーツセンターや民間の屋内温水プールを活用した水泳指導へと移行していきます。
- ・それ以外の区立小学校についても、状況の整った学校から順次、できる限り早く、奥戸・水元総合スポーツセンターや民間の屋内温水プールを活用した水泳指導へと移行していきます。
- ・区立中学校は、学級担任制ではないことや、水泳指導を2単位時間続けて行う調整が必要なことなどから、各校の状況を踏まえて対応していきます。

「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の移行計画

1 改築する小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行計画

項目・年度（令和）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
各年の改築校移行想定数		2校	1校	2校	1校	1校	1校	1校
改築校移行想定累計数		2校	3校	5校	6校	7校	8校	9校
改築校の想定		稲上小 水元小	二上小	宝木原小 東又小	よつぎ小	5年度選定校1校	5年度選定校1校	5年度選定校1校

令和5年度、次期改築校の選定

2 改築校以外の小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行計画

項目・年度（令和）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
各年の改築校以外の学校の移行想定数		6校	4校	4校	4校	4校	5校	4校
改築校以外の学校の移行想定累計数		6校	10校	14校	18校	22校	27校	31校
改築校＋改築校以外の学校の移行想定累計数		8校	13校	19校	24校	29校	35校	40校

3 学校外の屋内温水プールの受入可能想定数

項目・年度（令和）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
屋内温水プール受入可能想定数	20校	20校	20校	20校	30校	30校	40校	40校
新しい受入先の確保 金町公園プールの改修を検討（10校程度受入想定）		設計	解体工事	建設工事・竣工	開設準備・オープン			
金町公園プールの次の施設の整備は、各学校の移行の状況を注視し、地域バランスにも配慮して必要な時期に整備検討を始める。					設計・工事・開設準備・オープン			

（出典：葛飾区ホームページ <https://www.city.katsushika.lg.jp/>）

9 長期的課題に関連した参考資料・事例

【関連事例】

中央区 小学校特認校制度

「特認校制度」とは…

中央区では、規則に定められた通学区域に基づき、お住まいの住所地により指定された小学校に就学していただいています。

特認校制度とは、これらを前提としながらも、施設に余裕のある学校を「特認校」として指定し、その特認校には通学区域に関係なく、希望により就学できる制度です。保護者の学校選択の幅を広げ、小規模化や児童増に伴う学校施設の狭あい化の進行を緩和し、よりよい教育環境を確保するため、実施しています。令和5年度は5校を指定しています。

全16校から自由に選択できるものではありません。

【対 象 者】

中央区に在住し、令和5年4月に小学校新一年生となる予定のお子さん

【就 学 の 条 件】

特認校への就学にあたっては、次の条件を満たす必要があります。

- 1 児童とその保護者が、就学を希望する特認校の教育方針等に賛同すること。
- 2 児童が特認校へ自力で通学すること。（自転車通学は禁止しています。公共交通機関での通学については、保護者の責任で安全確保ができる方法で通学できることが条件です。）
- 3 児童が特認校へ卒業まで通学すること。

※9月16日（金）より、教育方針や学校施設等の資料を各学校のホームページに掲載いたしますので、教育方針等をよく確認のうえ、各学校のホームページから「教育方針等確認書兼誓約書」を印刷し、特認校申請時に添付してください。

（出典：令和5年度 新1年生対象 中央区立小学校案内）

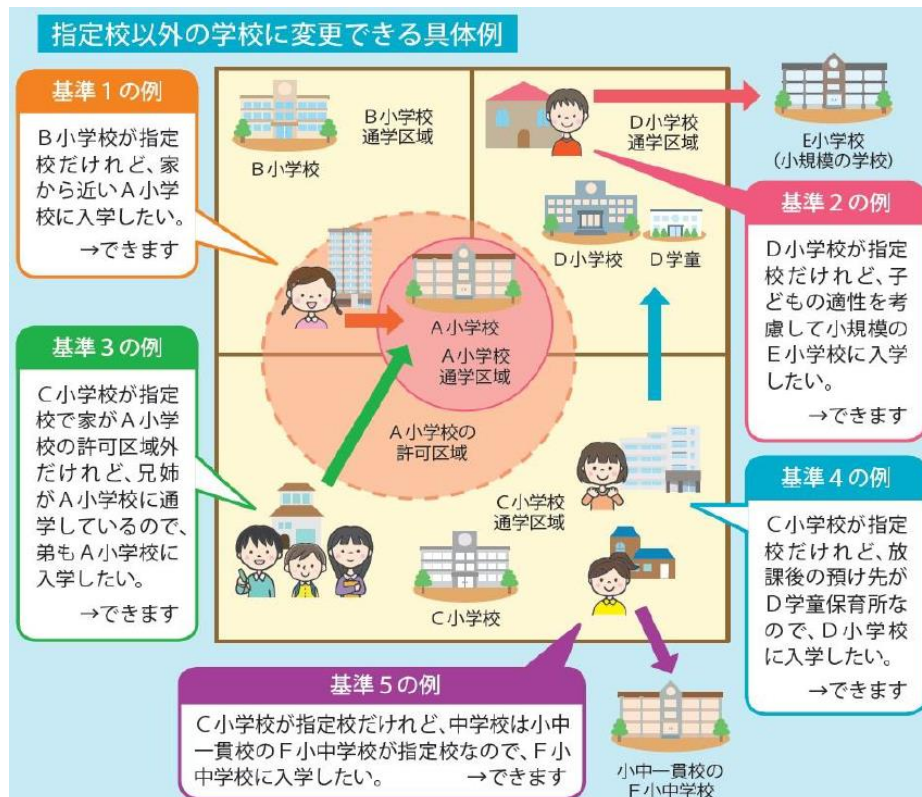
【関連事例】

八王子市 小学校 「学校選択制」から「新指定校変更制度」へ移行

中学校 「学校選択制」を継続し、受入予定数の決定方法を見直し

小学校については、「児童の安全、地域の見守り」をキーワードに、「学校選択制」から、現行の「指定校変更制度」の承認基準を充実した「新指定校変更制度」へと移行します。「新指定校変更制度」では、現行の承認基準である「許可区域(地形等を考慮して、指定校以外の特定の学校への入学を認める区域)」を、これまでの学校選択の状況を参考にして、大幅に拡大します。「学校選択制」と同様に、教室数より一部の学校については制約がありますが、指定校と比べて自宅から近い学校がある場合など、通学がお子さんの過度な負担とならず、安全に指定校以外の学校に通学できる区域を「許可区域」として指定します。

中学校については、市内すべての中学校から選択できる「学校選択制」を継続しますが、「学習環境の充実」をキーワードに、受入予定数の決定方法の見直しを実施します。現行の受入予定数は、普通教室へ変更可能な教室をできる限り確保し、決定していましたが、学習環境の充実を図るため、習熟度別指導や新学習指導要領に基づく指導を含めた各学校の教室利用計画を踏まえて、受入予定数を決定することとします。なお、学校の教室利用計画によっては、受入予定数が現在の受入予定数を下回ることも想定されるので、希望者が受入予定数を超えた場合には、学校選択による希望者を対象とした抽選を実施することとなります。



(出典：八王子市ホームページ <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>)

【関連事例】小中高一貫教育のグランドデザイン



(出典：東京都立小中高一貫教育校パンフレットより抜粋)

令和5年4月区立幼稚園・こども園(短時間)入園選考結果

入園申込

園名	3 歳児					4 歳児					5 歳児				
	募集数	申込数	内定数	空き数	備考	募集数	申込数	内定数	空き数	備考	募集数	申込数	内定数	空き数	備考
翹町幼稚園	35 (0)	22 (△8)	22 (△8)	13 (8)		3 (△13)	2 (1)	2 (1)	1 (△14)		13 (10)	0 (△1)	0 (△1)	13 (11)	申込なし
九段幼稚園	35 (0)	14 (1)	14 (1)	21 (△1)		20 (12)	0 (△1)	0 (△1)	20 (13)	申込なし	10 (△4)	0 (0)	0 (0)	10 (△4)	申込なし
番町幼稚園	35 (0)	25 (11)	25 (11)	10 (△11)		18 (6)	4 (4)	4 (4)	14 (2)		18 (3)	0 (0)	0 (0)	18 (3)	申込なし
お茶の水幼稚園	20 (0)	10 (3)	10 (3)	10 (△3)		29 (3)	0 (0)	0 (0)	29 (3)	申込なし	25 (6)	0 (0)	0 (0)	25 (6)	申込なし
千代田幼稚園	15 (0)	11 (△2)	11 (△2)	4 (2)		2 (△7)	0 (0)	0 (0)	2 (△7)	申込なし	10 (10)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	申込なし
昌平幼稚園	15 (0)	6 (2)	6 (2)	9 (△2)		11 (7)	0 (△1)	0 (△1)	11 (8)	申込なし	9 (6)	0 (0)	0 (0)	9 (6)	申込なし
いずみこども園	15 (0)	10 (0)	10 (0)	5 (0)		4 (2)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	申込なし	1 (△1)	0 (△1)	0 (△1)	1 (0)	申込なし
ふじみこども園	25 (0)	14 (△14)	14 (△11)	11 (11)		-	-	-	-		-	-	-	-	
合計	195 (0)	112 (△7)	112 (△4)	83 (4)		87 (10)	6 (3)	6 (3)	81 (7)		86 (30)	0 (△2)	0 (△2)	86 (32)	

※ () 内は、昨年度と比較した人数の増減

※申込日：令和4年10月31日、11月1日、11月4日

令和 5 年 4 月保育園等入園（一次締切）申込状況

1 申込状況

		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
一 次	申込者数	148 (△10)	144 (△ 3)	41 (6)	57 (△18)	9 (△ 8)	8 (△ 1)	407 (△34)
	募集数	224 (△11)	147 (20)	48 (4)	68 (3)	55 (△16)	78 (51)	620 (51)
二 次	申込者数	—	—	—	—	—	—	—
	募集数	—	—	—	—	—	—	—
総申込者数		148 (△10)	144 (△ 3)	41 (6)	57 (△18)	9 (△ 8)	8 (△ 1)	407 (△34)

※（ ）内は、昨年度と比較した人数の増減

※申込期間 一次：令和 4 年 11 月 24 日～12 月 23 日 ／二次：令和 5 年 1 月 4 日～2 月 14 日

2 申込方法

申込者数 申込方法	令和 5 年 4 月 A		令和 4 年 4 月 B		差引き C = A - B
	一次	二次	一次	二次	
窓口	308	—	388	—	△80
郵送	31	—	53	—	△22
オンライン	68	—	未実施	—	68
計	407	—	441	—	△34

3 今後の予定

- (1) 2 月 7 日（火）一次申込分の結果発表
- (2) 2 月 14 日（火）二次申込期限
- (3) 2 月 28 日（火）二次申込分の結果発表

こども家庭庁設置法の施行に伴う千代田区子ども・子育て会議 に関する規定整備について

1 背 景

令和 5 年 4 月 1 日のこども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号）の施行により、内閣府の外局として、こども家庭庁が設置される。また、同法とともに公布されたこども家庭庁設置法施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）の制定に伴い、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）が改正された。これら一連の法律の制定や改正に伴い、千代田区子ども・子育て会議に関し、必要な規定整備を行う必要がある。

2 概 要

本区子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法を根拠に設置されている。今般のこども家庭庁設置法の施行に伴い子ども・子育て支援法が改正されていることから、千代田区子ども・子育て会議に関する諸規定に関して、必要な規定整備を図るものである。

3 改正予定条例

千代田区子ども・子育て会議条例

4 施行予定日

令和 5 年 4 月 1 日

新産業振興・イノベーション創出促進事業に係る調査提案報告について

1 調査事業

(1) 概要

- ・区が持続的に発展・成長して行くため、地域の現状を踏まえた産業振興に関する区内全域における千代田の可能性や対応策の調査・分析を実施。

2 調査概要

(1) 調査方法

- ・新産業振興については、既存の産業集積の実態と特徴より、それらと相乗効果の高い、成長余力の大きい新たな産業の可能性を抽出。
- ・イノベーション創出については、社会環境の変化に対して俊敏かつ柔軟な対応により、新たな付加価値の提供を担うスタートアップに関して、区内外の状況と方向性を整理し、これまでの延長線ではない新たな視点で既存産業や地域課題の解決を図る手段として活用する方策を調査。

(2) 区内資源の把握（産業・資源、特徴）

① 産業集積状況

- ・新産業振興については、既存の産業集積の状況を調査。区内の産業小分類別事業者数、経年変化、区内地区別産業中分類より地区別の産業集積の特徴を抽出。麴町・番町地域と飯田橋・富士見地域では医療業、医薬品製造業や士業などの専門サービス、神保町地域では映像・音声・文字情報制作業、万世橋地域と和泉橋地域では機械器具卸売業と情報サービス業などの特徴的な集積が見られる。
- ・イノベーション創出については区内に立地するスタートアップの概況を整理。都内に立地するスタートアップ 7,250 社の内 97%が 23 区に立地。区別には渋谷区、港区に次いで 3 番目に多く、都内立地の約 14%が区内に立地している。また母数は少ないものの、神保町地域では既に比較的従業員規模の大きなスタートアップが立地している。

② 新たな産業振興の可能性

- ・既存の産業集積状況より、既存産業に対する波及効果が高く、掛け合わせによる成長余力が大きい新産業の可能性を地域別に抽出。麴町・番町地域と飯田橋・富士見地域では専門サービス業と医療業、医薬品製造業の掛け合わせとしてヘルステック領域。神保町地域と万世橋地域では情報制作業と情報サービス業の掛け合わせとしてコンテンツ産業領域。万世橋地域と和泉橋地域では機械器具卸売業と情報サービス業の掛け合わせとして e スポーツ領域。地域と新産業の可能性を以上の 3 つに絞り、事例や波及効果など深堀調査。

③新産業に対する支援の方向性

- ・新産業を振興するためには持続的な発展を期待できる、多くの主体が連携した関係の形成が求められる。当初着手する地域と支援する新産業の可能性をもとに限定して試行し、その後、横展開を図ることによって、“集める”、“留める”、“共に創る”を進め、多くの主体が連携した関係を形成することにより豊かな地域社会形成に貢献する。

④新産業振興の可能性の抽出

- ・麴町・番町地域と飯田橋・富士見地域におけるヘルステック領域は、ヘルステックの特性上、大学や企業の研究開発機能が中核となり関係構築される傾向が強いが、当地域には本社機能や営業機能が多いため、多くの主体が連携した関係形成の難易度は高い。
- ・神保町地域と万世橋地域におけるコンテンツ産業領域は、出版から販売までを区内で完結しているものの、近年は個人の創作活動の発信が容易となり、個のクリエイターに中核が移りつつある。既存の事業者とは対象や目線が異なる事から、多くの主体が連携した関係の形成にはやや時間を要するものと考えられるため第二優先とする。
- ・万世橋地域と和泉橋地域におけるeスポーツ領域は、eスポーツの国体やアジア競技大会への種目化による認知度の向上や、区内の拠点整備度合いや関連事業者が厚く存在していることなどから、多くの主体が連携した関係の形成も比較的容易と考えられ、同地域におけるeスポーツ振興は高い波及効果を期待することができるため第一優先とする。

⑤イノベーション創出の担い手としてのスタートアップの可能性の確認 (区での調査概要を7/5常任委員会にて報告)

- ・スタートアップ立地集積によって、オフィス空室率の低下、昼間区民の増加による街の活気の高まり、街の文化との融合による新たな魅力の創造、スタートアップの成長による地域での経済的効果、地域と行政との連携による社会課題の解決などが期待できる。スタートアップ同士、行政や地域と顔の見える関係を構築することによって、多くの主体が連携した関係の形成を促進することができる。

(3)支援方策の検討

1)新産業に関して

①万世橋地域、和泉橋地域におけるeスポーツ振興

- ・新産業振興は、始動期（情報発信、認知度向上）、成長期（地域ブランド定着による集積）、成熟期（イノベーション創出や他分野への波及）の振興プロセスを見据えた展開が必要。
- ・始動期においては、万世橋地域、和泉橋地域にてeスポーツに関するイベントなどの支援により、情報発信を重ね、認知度の向上を図り、“集める”きっかけを作る。
- ・“集める”、“留める”、“共に創る”をそれぞれの期の特性に合わせて実施する。

②e スポーツ振興のメリットとリスク

- ・メリットは既存資源活用、新たな世代のファン層獲得、波及効果への期待の3点。一方リスクはゲーム依存症の恐れや、振興については多様な主体による関係性構築の困難さが挙げられる。
- 区の新産業振興においてはeスポーツを幅広く捉え、近年注目される「シリアスゲーム」^注などによる学習的価値獲得への流れの形成。後者についてはイベントなどの開催において、地域での企業間連携を促す仕組みの導入や、地域内連携の動きの見える化によったリスク軽減が重要。

※注 シリアスゲーム：医療や福祉など様々な社会問題解決のために開発されたゲーム

2)イノベーション創出に関して

①イノベーション創出に関するスタートアップの位置づけ

- ・区内では大丸有地域以外にも多くのスタートアップが集積している。事業者間の顔の見える関係を作り、横の連携や地域との連携を産み出すことが、強い地域の力になりうる。
- ・また区内の大学においては産学連携や起業支援に積極的な大学もあり、コミュニティへの組み込みを図る事も重要。

②国や都のスタートアップ施策との差異化

- ・国においては研究開発や国際化について、都においてはスタートアップの向け施策、投資家向け施策、インキュベーション施設向け施策などを幅広く実施している。
- ・区においてスタートアップ支援の方向性を検討するにあたっては、これらの支援策や制度を有効に活用しつつ、地域に近い関係性を活かし、地域に密着した支援策を展開することによって、地域課題の解決を目指すべきと考える。地域社会と一番近い基礎自治体として、既に集積しているスタートアップが見える形で束ね、横のつながりや地域とのつながりを作ることが求められる。

(4)区による今後の支援の可能性

1)新産業としてのe スポーツ振興に関する支援策の方向性

- ・万世橋地域、和泉橋地域を中心に萌芽段階にあるeスポーツ産業は、強い国際競争力を有しており地域の産業構造と高い親和性を有していることから、地域の商業地の活性化と、区内全体での産業の持続的な発展に向けた最初の一步となる。
- ・関連するステークホルダーや事業環境が整っているというメリットと、確立している秋葉原のブランド力を活かし、住民や地域に対する社会的利益向上を図る。これらを域内の大小様々なeスポーツ関連イベントを支援しながら、地域の新しい個性としての認知を図る。

2)イノベーション創出としてのスタートアップに関する支援策の方向性

- ・スタートアップの立地促進と地域との連携を深めるためには、区内一律での取組ではなく、1つの地域をモデル地域とすることが妥当である。地域の活性化や地域の新しい個性の浸透の効果を街に見出すために、企業の集積が進んでいる大丸有や万世橋地域・和泉橋地域以外より、初期段階のモ

デルを選定すべき。そこで、現時点でのスタートアップ集積は低いものの、街に独特の文化があり“集める”核を作りやすい神保町地域を中心に、新たな活力の創出に向かうことが効果的。

- ・その上で、商工関係団体や大学を含めた地域に根差した顔の見えるコミュニティを形成し、“集める”、“留める”、“共に創る”を進めて行く。
- ・スタートアップの集積を進めるため、不動産関係者との連携によって、成長による区内移転の受け皿を確保することや、区内の立地に関する理解を深めることも必要。

3 調査を受けて

(1)今後の方向性

1)新産業について

- ・万世橋地域、和泉橋地域に貢献したいと考える事業者による、自由なアイデアを活用し、多くの主体が連携した関係構築の第一歩となる社会的な認知を獲得するためのイベントを支援する。

2) スタートアップについて

- ・国や都の施策との関連において、重複は避けるべきであり、例えば海外からのスタートアップの呼び込みや、スタートアップが集まる施設づくり、スタートアップへの目利きと投資などについては区で優先的に取り組むべき施策ではないと考える。
- ・顔の見える関係を作るためのコミュニティの場の構築や、手段としてのスタートアップ活用による地域課題解決を試行する。

図 新産業振興、イノベーション創出対比表

	新産業振興	イノベーション創出
基本的な考え方	多くの主体が連携した関係の形成によって豊かな地域社会形成に質する支援を実施するための調査・分析	
調査方法	既存産業集積と相乗効果の高い、成長余力の高い新たな産業を抽出するため、地域別の既存産業集積の状況と特性を調査	これまでの延長線にはない視点による既存産業や地域課題の解決を図る手段として、スタートアップの集積状況と活用する方策を調査
ターゲットと可能性	麴町・番町地域と飯田橋・富士見地域：ヘルステック領域 神保町地域と万世橋地域：コンテンツ産業領域 万世橋地域と和泉橋地域：eスポーツ領域 について可能性や波及効果について深掘調査	顔の見える関係形成の促進による地域での経済的効果、地域と行政との連携による社会課題の解決などを試行できる可能性について調査
振興の可能性の抽出	関連事業者の存在状況などから波及効果が期待できる地域と産業領域を抽出 第一の可能性は万世橋地域と和泉橋地域におけるeスポーツ領域、第二の可能性は、神保町地域と万世橋地域におけるコンテンツ産業領域	街に独特の文化があり、核を作りやすい神保町地域を中心にしたスタートアップの立地促進と地域との連携を第一優先として振興の可能性を抽出、その後対象地域を拡大
リスクや考え方	eスポーツ領域ではゲーム依存症の恐れ、振興については多様な主体による関係性構築の困難さが主なリスク 低減するため、前者では学習的価値の獲得や、後者では地域での企業間連携を促す仕組みの導入や、地域内連携の動きの見える化を推進	国や都のスタートアップ施策との差異化の整理が必要 顔の見える関係構築と大学との連携による参加者の多様性確保など、地域に密着した支援策の展開による地域課題の解決を推進
今後の支援の可能性	事業環境が整っている点と、確立している秋葉原のブランド力を活かし、eスポーツ関連イベントを支援し、住民や地域に対する社会的利益向上を図るとともに地域の新しい個性としての認知度を向上	商工関係団体や大学を含めた地域に根差した顔の見える関係を形成し、“集める”、“留める”、“共に創る”を進め、手段としてのスタートアップ活用による地域課題解決を試行

マイナンバーカードによる住民票等の証明書 コンビニ交付状況について

1. コンビニ交付概要

① 事業の開始

区役所が閉庁している早朝や夜間、休日にもマイナンバーカードを利用して証明書を取得することができるサービスを平成31年2月15日から開始

② 取得可能な証明書、取得可能時間及び発行手数料

取得可能な証明書	取得可能時間	手数料
住民票	午前6時30分～午後11時 (12月29日～1月3日、 システム休止日を除く)	300円
印鑑登録証明書		
税証明書		
戸籍事項証明書	平日：午前9時～午後7時 土曜日：午前9時～午後5時 (日曜日・祝日、12月29日～1月3日、 システム休止日を除く)	450円
附票事項証明書		300円

※戸籍および附票事項証明書は千代田区に本籍がある方

2. コンビニ交付証明書発行枚数

(枚)

取得可能な証明書	令和4年度 (12月末)	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
住民票	7,936	8,450	5,260	2,986	359
印鑑登録証明書	5,062	5,290	3,783	2,195	250
税証明書	1,037	980	580	230	22
戸籍事項証明書	5,596	4,724	2,862	1,677	115
戸籍の附票の写し	439	479	297	132	18
合計	20,070	19,923	12,782	7,220	764

3. マイナンバーカード保有状況

	令和4年度 (12月末)	令和3年度	令和2年度
保有人数	37,735	31,617	23,100
保有率(%)	55.6	47.0	34.4

4. マイナンバーカード年齢別保有状況(令和4年度12月末現在)

年齢	保有者人数	人口	保有者割合
0～9歳	2,663	6,259	42.5%
10～19歳	2,364	5,272	44.8%
20～29歳	5,275	8,961	58.9%
30～39歳	7,259	11,290	64.3%
40～49歳	6,968	12,055	57.8%
50～59歳	5,363	9,593	55.9%
60～69歳	3,261	5,539	58.9%
70～79歳	2,680	4,961	54.0%
80～89歳	1,589	3,021	52.6%
90～99歳	310	925	33.5%
100～109歳	3	35	8.6%
計	37,735	67,911	55.6%

5. 今後のスケジュール

- 千代田区印鑑条例の一部改正
 - ・電子証明書の移動端末機(スマートフォン)への搭載 令和5年5月予定
 - ・多機能端末機の設置(本庁舎、麴町・万世橋出張所) 令和5年7月予定
- 千代田区手数料条例の一部改正 令和5年4月(広報紙4月5日号にて周知予定)
- システム改修に伴うコンビニ交付の停止
令和5年3月8日(戸籍証明書) 令和5年3月31日(全証明書))
(広報紙3月5日号にて周知予定)

男女共同参画センター運営事業者の選定結果について

令和 5 年度以降の男女共同参画センター業務の運営事業者について、公募によるプロポーザル方式で募集し以下のとおり選定した。

1 業務名

千代田区男女共同参画センター業務

2 業務概要

(1) 施設所在地

千代田区九段南 1 - 2 - 1 千代田区役所 10 階(千代田区男女共同参画センターMIW)

(2) 履行期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 (履行状況が良好な場合は令和 8 年 3 月 31 日)

(3) 業務内容

千代田区ジェンダー平等推進行動計画に基づき、「性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められ参画できる社会の実現を目指す」ための活動拠点として、相談、学習、情報、支援、交流の 5 つの施設機能をもつ、男女共同参画センターの運営を行う。

3 採否の決定した日

令和 5 年 1 月 23 日 (月)

4 選定委員会

委員長 文化スポーツ担当部長

委 員 生活支援課長

コミュニティ総務課長

国際平和・男女平等人権課長

学識経験者 (大学教授)

5 プロポーザル参加者

2 者

6 選定事業者

事業者名： 株式会社生活構造研究所

代 表 者： 代表取締役 塚田 修二

住 所： 東京都千代田区麴町二丁目 5 番地 4

7 審査結果

評価合計 1000 点満点中 860 点

(合計点が、配点 (1000 点) の 6 割 (600 点) 以上であることを選定する基準とした。)

評価項目	配点 (200 点× 5 名)	内定者	不採用者
1 基本方針	50	42	32
2 組織体制	215	198	178
3 事業内容	390	347	272
4 事業実施のプロセス	95	82	72
5 コスト	100	65	63
6 ヒアリング	150	126	109
合 計	1000	860	726

新ちよだアーツスクエア基本構想（素案）について

1 進捗状況

日付	内容等
令和 4 年	
5 月 27 日(金)	地域文教委員会 ・新基本構想策定に向けた令和 4 年度のスケジュールについて報告
5 月 31 日(火)	第 1 回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想策定に向けた令和 4 年度のスケジュールについて報告 ・これまでのちよだアーツスクエア事業の成果、課題や今後の方向性等について意見聴取
8 月 18 日(木)	組織目標管理レク ・新基本構想（たたき台）第 1 章、第 2 章の内容について確認
8 月 22 日(月)	第 2 回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想（たたき台）第 1 章、第 2 章の内容について意見聴取
9 月 26 日(月)	地域文教委員会 ・新基本構想（たたき台）第 1 章、第 2 章の内容について報告
11 月 2 日(水)	組織目標管理レク ・新基本構想（たたき台）第 1 章～第 3 章の内容について確認
11 月 14 日(月)	第 3 回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想（たたき台）第 1 章～第 3 章の内容について意見聴取
12 月 7 日(水)	地域文教委員会 ・新基本構想（たたき台）第 1 章～第 3 章の内容について報告
令和 5 年	
1 月 13 日(金)	第 4 回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想（素案）の内容について意見聴取
1 月 24 日(火)	首脳会議 ・新基本構想（素案）の内容について確認

2 今後のスケジュール

日付	内容等
令和 5 年	
1 月 30 日(月)	地域文教委員会 ・新基本構想（素案）の内容について報告
2 月 5 日 ～ 2 月 24 日	意見公募（パブリックコメント）実施 （広報千代田 2 月 5 日号）
3 月中旬	第 5 回千代田区文化芸術プラン推進委員会 ・新基本構想の策定

3 意見公募（パブリックコメント）の概要

（１）資料の閲覧場所

区 HP、情報コーナー（区役所 2 階）、文化振興課（区役所 6 階）、出張所、
アーツ千代田 3331（外神田 6－11－14）、日比谷図書文化館（日比谷公園 1－
4）、九段生涯学習館（九段南 1－5－10）

（２）提出方法

氏名（名称）、住所（所在地）、所属（区内在勤・在学者は勤務地・学校の名称、法人その他の団体は代表者の氏名、区内に事務所を有する方は事務所の名称）・意見を記入のうえ、文化振興課宛に提出。（郵送、ファクス、Eメール、区 HP、窓口）

4 第 3 回千代田区文化芸術プラン推進委員会における意見反映状況

意見の内容	委員名	反映状況
学校の面影を残したまま活用することが大事。	ムトライン氏 服部氏 小林氏 久保田氏	・ P. 20「3 機能構成」の冒頭文に記載済 ・ P. 23「2 施設・設備の改修工事にあたって」の『⑥ 改修工事に際し残していく点』に記載済
初期投資の回収やイベントの準備期間などを考慮すると、契約期間が 5 年間では短いのではないか。	田中氏 椿氏 長田氏 服部氏 小林氏	・ 庁内における検討及び専門家への意見聴取の結果、契約期間は 5 年間とする（契約期間については P. 26 に記載済）
歴史文化を継承する活動が求められる。	星野氏 新井(巖)氏 服部氏	・ P. 29「発表活動」に追記
多言語対応などのユニバーサルデザインに配慮した施設整備・事業展開をして欲しい。	ムトライン氏	・ P. 23「2 施設・設備の改修工事にあたって」の『③ バリアフリー、ユニバーサルデザイン』に追記 ・ P. 30「広報活動」に追記
区民向けの施設にするのか、来街者向けの施設にするのか、どちらかを明確にした方が良いのではないか。	長田氏	・ 新基本構想には記載しないものの、区民向けの施設として位置付けることを庁内で確認

5 第 4 回千代田区文化芸術プラン推進委員会の結果

これまで様々なご意見を頂戴したが、本素案の内容について各委員に了承していただいた。

また、今後修正が必要になった場合は、パブリックコメント実施後に適宜対応することを確認した。

Art Chiyoda Square

新ちよだアーツスクエア基本構想（素案）

令和〇年〇月

千代田区

目次

第1章 これまでのちよだアーツスクエアの展開について 1

- 1 設置からこれまでの経緯..... 1
- 2 成果・課題..... 5

第2章 新ちよだアーツスクエア基本構想について 19

- 1 新ちよだアーツスクエア基本構想の位置づけ..... 19
- 2 設置目的・基本方針..... 20
- 3 機能構成..... 20

第3章 ちよだアーツスクエアの今後について..... 22

- 1 対応すべき課題..... 22
- 2 施設・設備の改修工事にあたって..... 23
- 3 運営方法..... 24
- 4 展開する事業・プログラム..... 29
- 5 事業者の評価..... 31
- 6 区民参画..... 32
- 7 今後のスケジュール（予定）..... 33
- 8 改修工事後のフロアマップ（イメージ）..... 34

資料編 35

- 1 千代田区文化芸術プラン推進委員会委員名簿..... 35
- 2 千代田区文化芸術プラン推進委員会設置要綱..... 36
- 3 ちよだアーツスクエア評議委員会設置要綱..... 37
- 4 新ちよだアーツスクエア基本構想の策定経過（作成中）..... 39

はじめに

千代田区では、平成 16 年 3 月に策定した「千代田区文化芸術基本条例」に基づく文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年 1 月に「千代田区文化芸術プラン（第一次）」を策定しました。その中の重点プロジェクトの一つである「ちよだアートスクエア構想」実現に向けて、「ちよだアートスクエア検討会」において検討を重ね、平成 18 年 10 月「ちよだアートスクエア構想の提言」をまとめました。提言では、千代田区の特徴として江戸時代から積み上げられてきた豊かな文化芸術資源と、新たな文化を発信する基盤があることから、歴史文化を継承する活動と新しい文化を創造する活動を大きな二本柱とした拠点づくりの必要性が謳われました。

提言を受けて発足した、「ちよだアートスクエア実施委員会」では、設置すべき機能や想定されるプログラム、施設の利用方法、運営方法など、ハードとソフトの両面から、さまざまな検証及び議論が行われ、ちよだアートスクエアを実現するための具体的な検討を行いました。ちよだアートスクエアのありべき姿を細部に至るまで活発に議論し、ちよだアートスクエアを実現するための具体的な枠組みを取りまとめ、平成 19 年 12 月、「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」が、区へ提出されました。

区では、これらの経緯を踏まえて、「（仮称）ちよだアートスクエア実施計画書」を取りまとめ、事業者の公募を経て、平成 22 年 6 月、旧練成中学校に「アーツ千代田 3331」が開館しました。開館から約 12 年が経過し、その間、公募により選定された団体が民設民営による運営の下、その専門性を生かして旧練成中学校を活用し、アートの鑑賞・体験機会の提供のほか、地域コミュニティづくりにも取り組んできました。

これまでの取り組みを受けて、令和 3 年 9 月に策定した「千代田区文化芸術プラン（第四次）」において、ちよだアートスクエアを文化芸術拠点施設として位置づけ、今後も文化芸術振興施策を推進していく拠点施設として役割を果たしていくことを示しました。そして、同年 12 月、同プランにおいて示した役割を果たしていくため、ポップカルチャーや電気街として知名度のある秋葉原という地域特性や芝生の広がる練成公園との一体性、交通アクセスの利便性の高さといった特長を兼ね備えた旧練成中学校を、ちよだアートスクエアの拠点施設として位置づけて活用していく方向性を決定しました。

旧練成中学校をちよだアートスクエアの拠点施設として活用する方向性を決定したことを受けて、この度、今後の運営方法や整備内容、取り組みの方向性などを示した「新ちよだアートスクエア基本構想」を策定しました。

第1章

これまでのちよだアートスクエアの展開について

1 設置からこれまでの経緯

※下線部分の詳細については12～18ページを参照

平成16年3月	千代田区文化芸術基本条例を制定。
平成17年1月	千代田区文化芸術基本条例に基づき「千代田区文化芸術プラン（第一次）」を策定。同条例第7条の重点目標「育てる」を推進していくための重点プロジェクトとして、「（仮称）ちよだアートスクエア」が位置づけられる。
平成18年10月	「ちよだアートスクエア構想の提言」 ちよだアートスクエア検討会において、千代田区の歴史と文化を尊重しつつ、新しい文化を生み出すための文化芸術の拠点づくりが必要であるとの結論が出され、ちよだアートスクエアの <u>位置づけ、設置目的、対象となる区民、文化芸術拠点の必要性、拠点設置場所</u> ※などに関する提言がまとめられた。
平成19年12月	「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」 「ちよだアートスクエア構想の提言」を受けて発足したちよだアートスクエア実施委員会において、ちよだアートスクエアの <u>基本方針、設置場所、設置期間、機能構成</u> ※などについての検討が行われ、設置に向けた具体的な枠組みが取りまとめられた。
平成20年7月	「（仮称）ちよだアートスクエア実施計画書」 区は、「ちよだアートスクエア構想の提言」及び「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」に基づき、ちよだアートスクエアの <u>位置づけ、設置目的、基本方針、対象となる区民、設置場所、使用エリア、設置期間、機能構成</u> ※などを取りまとめた計画書を作成した。
平成20年9月	合同会社コマンドAを第1期運営事業者として決定。
平成21年10月	区と合同会社コマンドAとの間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書を締結。 【第1期契約期間】平成21年10月29日から平成27年1月31日まで
平成22年6月	ちよだアートスクエアとして、「アーツ千代田 3331」開館。

平成 25 年 6 月	ちよだアートスクエアのあり方検討会より、第 1 期の評価・検証と、今後のあり方について検討を行った「ちよだアートスクエアの今後のあり方について」の報告がなされる。
平成 26 年 1 月	ちよだアートスクエア第 2 期運営事業者を募集。
平成 26 年 4 月	合同会社コマンド A を第 2 期運営事業者として決定。
平成 27 年 1 月	区と合同会社コマンド A との間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書を締結。 【第 2 期契約期間】平成 27 年 2 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
令和元年 9 月	東京 2020 大会の開催にあわせて「障害者アート世界展 2020」を実施するため、区と合同会社コマンド A との間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書の一部を変更する契約書を締結し、契約期間を延長。 【契約延長期間】令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
令和 2 年 4 月	ちよだアートスクエア事業あり方検討会より、第 1 期・第 2 期の評価・検証と、今後のあり方について検討を行った「ちよだアートスクエア事業の今後のあり方について」の報告がなされる。
令和 3 年 9 月	「千代田区文化芸術プラン（第四次）」策定。ちよだアートスクエアを文化芸術拠点施設として位置づけ、今後も文化芸術振興施策を推進していく拠点施設として役割を果たしていくことを示した。
令和 3 年 12 月	東京 2020 大会の延期に伴い「障害者アート世界展 2020」を延期したため、区と合同会社コマンド A との間で普通財産（土地建物）賃貸借契約書の一部を変更する契約書を締結し、契約期間を再延長。 【契約再延長期間】令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
〃	旧練成中学校跡地を、ちよだアートスクエアの拠点施設として位置づけて活用していく方向性を決定した。

(参考 1) 「アーツ千代田 3331」の施設状況

地下1階～地上3階と屋上からなるアーツ千代田 3331 には、現在、アートギャラリーやスタジオ、クリエイティブオフィスが入っており、日々さまざまな活動が生まれています。

フロア	主な機能
屋上※ ¹	・ レンタルスペース (校庭)
	・ 菜園
3 階	・ レンタルスペース (会議室)
	・ テナントスペース (オフィス)
2 階	・ レンタルスペース (体育館※ ² 、ワークショップルーム)
	・ テナントスペース (オフィス、ギャラリー等)
	・ 区民会議室※ ³
1 階	・ レンタルスペース (コミュニティスペース、ギャラリー、ラウンジ等)
	・ テナントスペース (カフェ、ショップ)
	・ ウッドデッキ
	・ 親子休憩室
地下1階	・ レンタルスペース (ワークショップルーム)
	・ テナントスペース (オフィス、ギャラリー等)
	・ 防災備蓄倉庫

※ 1 屋上は主に菜園やテニス・サッカーなどのスポーツ、テレビ・雑誌の撮影などで使用

※ 2 体育館は地域のスポーツ団体やスポーツ開放などでも使用

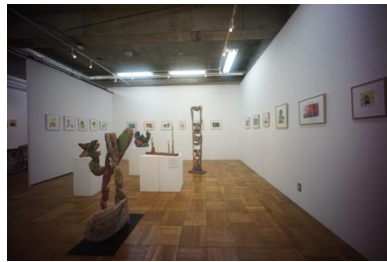
※ 3 区民会議室は主に町会活動やシルバートレーニングスタジオなどで使用



アーツ千代田 3331 外観



1 階メインギャラリー



2 階テナントスペース



2 階テナントスペース



アーツ千代田 3331 入口



1 階カフェ



1 階コミュニティスペース

2 成果・課題

(1) 第1期(平成21年10月29日～平成27年1月31日)の成果・課題

① 運営事業者主催等による主な実施事業(平成22年度～平成26年度)

平成22年度	事業名	グランドオープン記念展 3331 Presents TOKYO:Part1	グランドオープン記念展 3331 Presents TOKYO:Part2	千代田芸術祭「3331 アンデパンダン」	日比野克彦個展「ひとはなぜ絵を描くのか」
	実施日	6/26～7/25	8/7～29	9/8～19	10/30～12/13
	内容	3331 入居団体から推薦を受けたアーティストによる展覧会	3331 入居団体の企画参加による展覧会やワークショップ	無審査で作品を出品できる展覧会(応募作品 346 作品)	日比野克彦個展やクレーンによるライブペインティング等
	来場数	1,721 名	1,200 名	3,100 名	3,503 名
平成23年度	事業名	東日本大震災復興支援「Arts Action 3331」	ARTS FIELD TOKYO 2011	千代田芸術祭 2011	「つくることが生きること」東日本大震災復興支援プロジェクト展
	実施日	4/20～7/10	5月～3月	9/3～9/19	3/11～3/25
	内容	被災地の支援活動を行っているアーティストが発表・報告をするチャリティ企画	芸術分野の専門家による講義	無審査で出品できる展覧会。展示・ステージ・マーケットの3部門	東日本大震災の復興に向けて活動する人の想いと活動内容を共有する展覧会
	来場者数	12,923 名	801 名	7,965 名	19,347 名
平成24年度	事業名	藤浩志の美術展 セントラルかえるステーション	千代田芸術祭 2012	TRANS ARTS TOKYO 展	アンデパンダン・スカラシップ展
	実施日	7/15～9/9	9/16～10/8	10/21～12/2	1/26～2/17
	内容	おもちゃのかえっこをテーマに環境や防災などを遊びながら学ぶ企画	展示・ステージ・マーケットの3部門の参加型イベント	さまざまなジャンルのアーティストが参加する展覧会	千代田芸術祭で審査員賞等を受賞した作品を展示
	来場者数	3,874 名	15,823 名	2,849 名	8,077 名

平成25年度	事業名	特別企画展 祭礼図巻にみる江戸の粋	Open Sky3.0 八谷和彦個展	メイド・イン・神田	三. 一一映画祭
	実施日	4/27～5/19	7/13～9/16	10/27～11/17	3/9～3/30
	内容	神田祭をテーマに区指定有形文化財となっている山車人形や祭礼図巻等の展示	アーティストによる自作飛行機2機や飛行シミュレーターの展示	神田にゆかりのある人々をモデルに写真家が撮影したポートレイトを展示	東日本大震災に関するドキュメンタリー映画 32 本を上映
	来場者数	2,500 名	6,920 名	723 名	843 名
平成26年度	事業名	天下祭と山王さん～江戸っ子は、山車に絵巻に、木遣り唄～	3331 千代田芸術祭 2014	DOMMUNE University of the Arts -Tokyo Arts Circulation-	3331 Art Fair 2015 -Various Colle
	実施日	5/25～6/22	8/23～9/7	9/20～11/3	3/21～3/29
	内容	山王祭をテーマにした展示とワークショップを開催	展示・マーケット・ステージの3部門の参加型イベント	インターネット放送局を開設するアーティストの世界を表現する展覧会	見るだけでなく買うことで参加できるアートフェア
	来場者数	1,300 名	30,000 名	11,000 名	2,300 名

② 評価（平成25年6月「ちよだアートスクエアの今後のあり方について」より引用）

- ◎ 現代アートの面ではその方面から評価され、メディアにもよく取り上げられている。
- ◎ 3年で拠点として、成功しつつある。
- ◎ 地元町会とさまざまな行事を実施している。
- × 千代田区らしい歴史文化の継承が不足している。
- × 人の交流できる部分があり見えず、賑わいに欠ける。
- × 入居団体の部屋が事務的に使われ、閉鎖的。地域に還元できていない。
- × 外神田周辺を離れると、認知度が低い。

③ 課題（平成25年6月「ちよだアートスクエアの今後のあり方について」より引用）

アーツ千代田 3331 で行われている活動は、現代アートに偏り過ぎの部分は見受けられるが、面白い展開もあり、ちよだアートスクエアとして、不足点、評価できない点はあるにしても、基本的なところでは、「ちよだアートスクエア構想」の実現として評価できる。

なお、このまま継続していく場合には評価できない点等で示されている部分である、区特有の歴史文化の継承や地域との親和性を強化するため、例えばコーディネーターを配置する等の提案を求めるなどの改善が必要である。

(2) 第2期(平成27年2月1日～令和5年3月31日)の成果・課題

① 運営事業者主催等による主な実施事業(平成27年度～令和3年度)

平成27年度	事業名	特別企画展「神田祭ー江戸・東京のひととまちー」	夏の3331こども芸術学校&かえっこバザール	中村政人個展「明るい絶望」	ムンタダス展 アジアン・プロトコル
	実施日	5/1～5/11	8/1～8/9	10/10～11/23	3/20～4/17
	内容	神田祭をテーマに祭礼絵巻や古写真、御飯屋、地元町会の御神輿などを展示	木工や絵画、写真、料理、版画教室の他、かえっこバザールを開催	中村政人の個展。韓国と日本で撮影した写真の展示会等	ムンタダス氏による日本・中国・韓国の類似点や相違点にフォーカスした展示会
	来場数	1,197名	6,084名	4,672名	1,035名
平成28年度	事業名	山王祭のいま・みらいーまちが支える江戸の粋ー	3331 Art Fair 2016 -Various Collectors Prizes-	夏の3331こども芸術学校2016	第4回3.11映画祭
	実施日	5/26～6/12	5/11～5/15	7/30～9/4	3/11～3/12
	内容	山王祭をテーマにした展示やワークショップを実施	さまざまな注目作家による作品展示。小林史子展も同時開催	子どもたちが本格的な創作体験ができる教室を開講	映画を通じて復興の今を考える映画祭
	来場者数	1,241名	1,132名	226名	1,219名
平成29年度	事業名	「橋を渡る」東京から江戸へ	佐藤直樹個展「秘境の東京、そこで生えている」	夏の3331こども芸術学校2017	3331 ART FAIR 2018
	実施日	4/30～5/14	4/30～6/11	7/22～8/20	3/7～3/11
	内容	神田祭の時期に合わせ、橋を巡りながら江戸から繋がる町の形成を見る展覧会	3331ロゴマークなどを手がけるデザイナーディレクター佐藤直樹氏による絵画作品の展覧会	子どもたちが本格的な創作体験ができる教室を開講	アーツ千代田3331全館を会場とした展覧会。作品を購入でき、「見る」「買う」「参加する」楽しさを体験できる。
	来場者数	1,218名	3,410名	210名	20,140名



平成30年度	事業名	「ときを渡る～」山王さん”を支えた町の150年～	3331 こども芸術学校 2018	池田昌紀 Portrait Project 2012-2018 「いなせな東京」	3331 ART FAIR 2019
	実施日	5/19～6/10	7/21～8/19	9/22～10/14	3/6～3/10
	内容	山王祭をテーマに、氏子町の歩んだ150年間の歴史や文化、街並みの変遷をたどった展示会	子どもたちが本格的な創作体験ができる教室を開講	150人を超える千代田区民を撮影した、写真家池田昌紀氏による肖像写真展	アーツ千代田 3331 全館を会場とした展覧会。作品を購入でき、「見る」「買う」「参加する」楽しさを体験できる。
	来場者数	2,143 人	225 名	17,142 人	22,206 人
令和元年度	事業名	特別企画展「神田祭の元年～変幻自在の江戸の華～」	夏の 3331 こども芸術学校 2019	HOW TOKYO BIENNALE ? 東京ビエンナーレ 2020 計画展	3331 ART FAIR 2020
	実施日	4/27～5/12	7/20～8/18	10/12～11/4	3/18～3/22
	内容	氏子町会から集められた神田祭に関する古写真や道具などを展示する展覧会	幅広い芸術・表現活動を通して、こどもたちの「主体性」「多様な価値観」「創造性」を育む本格的な創作教室	「東京ビエンナーレ 2020」のプレイベント。参加アーティストによるトークイベント等を実施	アーツ千代田 3331 全館を会場とした展覧会。作品を購入でき、「見る」「買う」「参加する」楽しさを体験できる。
	来場者数	3,209 名	562 名	898 名	1,777 名
令和2年度	事業名	特別企画展 「山王祭と江戸東京 - 坂道を行くがゆく町」(仮題)	夏の 3331 こども芸術学校 presents みる・描く・あそぶ！サマーアトラボ	平野真美 個展「変身物語 METAMORPHOSES」	3331 ART FAIR 2021
	実施日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	8/17～8/23	1/9～2/22	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
	内容		こどもの主体性や発想力を育む作品や体験を提供するイベント	平野真美氏による生と死という根源的なテーマに問いを投げかけた展覧会	
	来場者数		737 名	1,235 名	

令和3年度	事業名	特別企画展「疫病・たいさ〜ん！江戸の人々は病いとう向き合ったか」	オルタナティブ！小池一子展「アートとデザインのやわらかな文化創造に向けて」	3331 ART FAIR 2021
	実施日	4/17～5/30	1/22～3/21	10/29～10/31
	内容	感染症がたびたび蔓延した江戸時代に着目し、パンデミックが当時の暮らしや文化にもたらした影響や、闘う江戸の人々の姿を紹介する展示	日本で初めて「オルタナティブ・スペース」を創設した小池一子の現代美術への情熱を具現化した作家の作品展示を軸に、小池一子の仕事を紹介	アートを「買う」「観る」「参加する」楽しみを体験できる展覧会
	来場者数	3,282名	6,278名	9,872名

② 評価（令和2年4月「ちよだアートスクエア事業の今後のあり方について」より引用）

- ◎ 区民が文化芸術に触れる機会や、交流・活動・発表としての場を多く提供している。
- ◎ 地域との密接な関係作りにも貢献しており、ここ数年は、神田地域のみならず、麹町地域とも連携したイベントや事業を展開している。
- ◎ 提供するアートの質を保ちながら、同時に地域に根差している点が強みである。
- ◎ 運営事業者の地域との関係構築の努力もさることながら、旧練成中学校の面影を残した利活用が、古くからの住民にとって「優しい」と言える。
- ◎ 運営については、区の補助を受けることなく、独立採算で運営できている点も評価される。
- × 旧練成中学校が外神田に立地しているため、麹町地域に住む人たちには親しみが薄く、来館したことのない人もいると思われる。

③ 課題（令和2年4月「ちよだアートスクエア事業の今後のあり方について」より引用）

ちよだアートスクエア事業は地域コミュニティとの密なつながりが特徴であり、それを土台としてアートを発信しているからこそ魅力があると考えられる。だからこそ、地域に軸足を置きつつ、文化、芸術、教育を通じた新たなコミュニティを創出する拠点となることが可能と考えられる。今後も、人々の生活の質を高める役割を果たすため、10年、20年といった周期の長期的な拠点場所が必要と考えられる。

設置場所については、地域とのつながりという強みがあることから、現状の旧練成中学校を活用し続けることが望ましい。ただし、いずれの事業者においても文化芸術の拠点として、そして地域のコミュニティ拠点として活用されるよう、「千代田区文化芸術プラン」に拠点として明記する必要があると考える。

なお、今後の事業継続にあたっては、旧練成中学校の施設が老朽化していることから、大規模な修繕が必要である。利用者の安全性確保と利便性向上のためにも検討いただきたい。

運営方法については、千代田区という都心区だからこそ可能な民設民営を継続し、新しいモデルをつくってもらいたい。ただし、文化芸術や地域性のある事業を行う上で適切な契約期間や更新のあり方は再考の余地がある。

(参考2) アーツ千代田 3331 における事業実績

	総事業回数	総来場者数	運営事業者 主催事業回数	運営事業者 主催事業来場者数	運営事業者 収支差額
平成 22 年度	354 回	401,037 人	11 回	13,377 人	20,836,489 円
平成 23 年度	479 回	546,688 人	11 回	50,424 人	33,791 円
平成 24 年度	653 回	805,150 人	10 回	11,244 人	-5,026,709 円
平成 25 年度	650 回	602,990 人	10 回	14,454 人	-5,596,137 円
平成 26 年度	781 回	700,342 人	11 回	15,363 人	13,236,689 円
平成 27 年度	781 回	859,935 人	11 回	17,753 人	16,486,099 円
平成 28 年度	832 回	811,203 人	9 回	4,910 人	25,213,398 円
平成 29 年度	698 回	860,363 人	13 回	30,644 人	8,558,972 円
平成 30 年度	986 回	845,707 人	8 回	27,192 人	13,876,196 円
令和元年度	868 回	885,860 人	12 回	12,791 人	21,570,261 円
令和 2 年度	507 回	232,081 人	9 回	3,607 人	9,698,255 円
令和 3 年度	745 回	383,210 人	12 回	21,770 人	3,613,637 円
計	8,334 回	7,934,566 人	127 回	223,529 人	122,500,941 円

(参考3) 運営事業者のテナント売上 ※単位＝円

	テナント売上
平成 22 年度	80,342,279
平成 23 年度	82,193,769
平成 24 年度	80,352,379
平成 25 年度	80,886,422
平成 26 年度	82,657,367
平成 27 年度	84,425,689
平成 28 年度	86,027,936
平成 29 年度	85,826,965
平成 30 年度	81,757,129
令和元年度	85,896,195
令和 2 年度	84,656,469
令和 3 年度	83,760,022
計	998,782,621

(参考4) 区の収支実績 ※単位＝円

【第1期】		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	貸付料収入(A)	2,850,000	10,906,224	10,906,224	10,906,224	10,906,224
支出	維持費支出	981,226	1,275,793	1,529,123	1,442,618	589,885
	事業費支出	7,997,785	5,990,366	8,000,000	8,000,000	8,000,000
	補助金等支出	※ ¹ 39,577,000				
	支出計(B)	48,556,011	7,266,159	9,529,123	9,442,618	8,589,885
収支差額(A)－(B)		-45,706,011	3,640,065	1,377,101	1,463,606	2,316,339

【第2期】		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入	貸付料収入(A)	17,197,152	17,197,152	17,197,152	17,197,152	17,197,152
支出	維持費支出	7,001,776	6,875,110	6,912,935	6,955,580	6,946,234
	事業費支出	8,000,000	8,000,000	8,498,720	8,488,000	※ ² 20,829,500
	補助金等支出					
	支出計(B)	15,001,776	14,875,110	15,411,655	15,443,580	27,775,734
収支差額(A)－(B)		2,195,376	2,322,042	1,785,497	1,753,572	-10,578,582

【第2期】		令和2年度	令和3年度
収入	貸付料収入(A)	17,197,152	17,197,152
支出	維持費支出	15,413,829	6,935,899
	事業費支出	※ ² 7,442,000	※ ³ 82,064,000
	補助金等支出	※ ³ 8,494,232	
	支出計(B)	31,350,061	88,999,899
収支差額(A)－(B)		-14,152,909	-71,802,747

第1期・第2期の総計

収入総計(A)	166,854,960
支出総計(B)	292,241,611
収支差額総計(A)－(B)	-125,386,651

※1 施設整備補助金。平成21年度にも160,420,000円交付しており、総額で199,997,000円交付。

※2 令和元年度～令和3年度までの事業費支出には、障害者アート（ポコラート）世界展2020にかかる経費を含む。（令和元年度＝1,300万円、令和2年度＝700万円、令和3年度＝8,000万円）

※3 新型コロナウイルス感染拡大の影響による運営支援金。

「1 設置からこれまでの経緯」において記載した、ちよだアートスクエアの設置目的や基本方針、機能構成などを示した「提言」・「答申」・「実施計画書」の一部を以下に記載する。

平成 18 年 10 月「ちよだアートスクエア構想の提言」

●ちよだアートスクエアの位置づけ

平成 17 年 1 月に策定した千代田区文化芸術プランの重点プロジェクトであり、文化芸術活動の場所や発表の機会を提供するなど、新たな文化芸術の拠点施設を整備し、区民の自主的で独創的な文化芸術活動を支援・推進する。

また、地域の団体や企業、アート活動団体等が連携し、ネットワークの広がりを創ることで、人材の育成を図る。

●ちよだアートスクエアの設置目的

「生活の質を高める」

文化芸術は、人々の生活の質を高めるために重要な役割を果たす。千代田区は、文化的・歴史的に貴重な財産を多く持つことから、それらに関する情報を発信すると共に、有効に活用し、これにより人々のさまざまな自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことが、ちよだアートスクエアの目的である。

●ちよだアートスクエアの対象となる区民

「アートスクエア区民」

ちよだアートスクエアの対象は、千代田区に、在住・在勤・在学する人々および観光客（外国人を含む）など、千代田区とかかわるすべての人々とする。

●文化芸術拠点の必要性

「ソフトとハードの両面から文化芸術活動の拠点づくりが必要」

【ハード面】

・拠点の設置

活動の拠点として常時使用できる、千代田区を象徴する施設を 1 箇所設け、その中に、情報発信の拠点としての機能も持たせる。

・既存施設の活用

既存区有施設を活用する。その他に、利用可能な公私立の小・中学校・高校や大学・専門学校をはじめ、企業のオープンスペース等の施設及び専門家の稽古場などを広く活用し、アートスクエア区民の活動の場を広げる。

【ソフト面】

・ちよだアートスクエアの活動対象

活動はちよだアートスクエアの目的に適合する分野を対象とする。

・ちよだアートスクエア運営組織の設置

ちよだアートスクエアで実施する活動を、円滑かつ機能的に運営するために、専門のコーディネーターや地域住民等で構成する運営委員会を設置する。

●ちよだアートスクエアの拠点設置場所

ちよだアートスクエアの拠点については、当面、区の活用策の決まっていない区有財産を、周辺地域の合意のもとに、地域に貢献する形で有効活用をすべきである。

また、財政的な面からも、新たな施設を整備するより既存施設を活用する方が費用対効果において優れている。

旧学校施設である旧永田町小学校、旧今川中学校、旧練成中学校の3箇所について、下表のとおり優劣順位をつけたところ、当面の設置場所として旧練成中学校を活用することが望ましいと判断した。

ちよだアートスクエア としての必要条件	展開する内容 (検討委員の意見をまとめたもの)	旧練成中	旧今川中	旧永田町小
教室形式の 個室・空間 (一定数の教室)	・地域の文化や産業の創造活動の場 ・千代田区の伝統を守り、伝え、育てる場 ・自分の得意な分野を発揮し、モノを創る場 ・同好者が集い、刺激し合い、楽しみを分かち合う場	1	3	2
講堂・ホール・ 体育館・図書館・ 多目的ホール	・芸能分野の「コンクール」の場 ・大使館などを取り込んだ国際的な活動の場 ・千代田区の出版文化を図書館方式等で伝える場	1	3	2
交通アクセス		1	2	1

※1が最も優れている。

平成 19 年 12 月「ちよだアートスクエア(仮称)の設置について(答申)」

●ちよだアートスクエアの基本方針

- * 運営への参画、利用の両面で区民等へ開放的な施設とする。
- * 伝統文化と現代文化芸術の会合う場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。
- * 人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設および事業に持たせる。
- * 区民等が参加できるイベント等を常に発信する。
- * 千代田区・地域との関連性を活かす。

●設置場所

区有財産の有効活用という観点および秋葉原に程近い好立地条件を勘案し、ちよだアートスクエア検討会の提言のとおり、旧練成中学校にちよだアートスクエアを設置することが適切である。

旧練成中学校の地階から地上 3 階までの全フロアと屋上を使用する。ただし、以下の部分については、他施設への振替等が困難のため、使用エリアから除外する。

- ・給食室：平成 22 年 3 月まで給食調理室として使用する。
- ・非常用倉庫（1 階）：災害時に使用するため常設とする。
- ・体育館：区民等が使用していない時間帯は使用可能とする。

●設置期間

施設全体の運営を行う運営団体や入居者が入居後も計画的に活動ができるよう配慮すると、ちよだアートスクエアの設置期間は、長期間が望ましいが、当面の期間は旧練成中学校へ設置することとする。

●ちよだアートスクエアの機能構成

アート・カフェ

1 階に設置。「食の交流」をコンセプトに、入居者だけでなく来訪者がいつでも利用できるカフェ。食に関連したプロジェクト、ワークショップ、レクチャーなどを行うと同時に文化芸術情報の発信などのインフォメーション機能も持たせる。

グリーン・アート・スペース

屋上に設置。植物や自然と関連のあるアート・プログラムを実施する場として使用。植物などを介して来館者や区民等が交流することのできる場を提供する。レンタル菜園など東京の屋上で栽培することでの付加価値をつけるオリジナル野菜の開発などのプログラムが考えられる。

イベント・スペース／ギャラリー

1階ランチルームおよび教室を使用。展覧会やワークショップなどをはじめとし、一般の来館者が日々楽しむことのできるさまざまなアート・プログラムを実施する。一元的な使用ではなく、出来るだけ多様な活動ができるスペースにすること、アート・カフェとの連携、オープンな空間づくりなどを考慮する。

多目的スペース

演劇・ダンス等の練習などに使用。

活動スペース

教室 20 室程度を使用。区民団体や NPO 等の文化芸術系の団体が年単位で入居し活動する施設の中核機能。国内だけにとどまらず、海外の文化芸術団体を誘致することも検討。入居団体のネットワークによりコラボレーション事業が派生するなど、団体が同居することでのメリットを活かし相乗効果をねらう。

プロジェクトルーム

教室 10 室程度を使用。週単位から月単位で利用できるスペース。アーティストの制作スタジオや練習の場として使用。木工・金属加工室、デザイン・映像編集作業室なども備えることが望ましい。

平成 20 年 7 月「(仮称) ちよだアートスクエア実施計画書」

●ちよだアートスクエアの位置づけ（「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用）

平成 17 年 1 月に策定した千代田区文化芸術プランの重点プロジェクトであり、文化芸術活動の場所や発表の機会を提供するなど、新たな文化芸術の拠点施設を整備し、区民の自主的で独創的な文化芸術活動を支援・推進する。

また、地域の団体や企業、アート活動団体等が連携し、ネットワークの広がりを創ることで、人材の育成を図る。

●ちよだアートスクエアの設置目的（「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用）

「生活の質を高める」

文化芸術は、人々の生活の質を高めるために重要な役割を果たす。区は、文化的・歴史的に貴重な財産を多く持つことから、それらに関する情報を発信するとともに、有効に活用し、これにより人々のさまざまな自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことが、ちよだアートスクエアの目的である。

●ちよだアートスクエアの基本方針

（「ちよだアートスクエア(仮称)の設置について(答申)」より引用）

- * 運営への参画、利用の両面で区民等へ開放的な施設とする。
- * 伝統文化と現代文化芸術の出会い場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。
- * 人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設および事業に持たせる。
- * 区民等が参加できるイベント等を常に発信する。
- * 千代田区・地域との関連性を活かす。

●ちよだアートスクエアの対象となる区民（「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用）

ちよだアートスクエアの対象は、千代田区に、在住・在勤・在学する人々および観光客（外国人を含む）など、千代田区とかかわるすべての人々とする。

●設置場所

東京都千代田区外神田六丁目 11 番 14 号 旧練成中学校

(施設概要)

名称	旧千代田区立練成中学校
所有者	千代田区
所在地	千代田区外神田六丁目 11 番 14 号
敷地面積	3,724.39 m ²
建物延面積	7,249.72 m ²
建築年	昭和 53 年
構造	RC 地下 1 階地上 3 階
建物用途	学校

●旧練成中学校における使用エリア

(「ちよだアーツスクエア(仮称)の設置について(答申)」より引用)

基本的に旧練成中学校の全館（地階から地上 3 階までの全フロアと屋上）を使用する。ただし、旧練成中学校の以下の部分については、使用エリアから除外する。

- ・給食室：平成 22 年 3 月まで給食調理室として使用。
- ・非常用倉庫（1 階）：災害等の緊急時に使用するため、千代田区の使用エリアとするが、公園側からの入口設置等の提案内容により、これを施設内の別の場所に移すことは可能とする。
- ・体育館：現状、複数の区民によるスポーツ任意団体が、平日夜間及び土日の昼夜に毎週使用しているため、千代田区の使用エリアとするが、運営団体が体育館を空いている時間帯で活用したい場合は、体育館の管理を運営団体に依頼することとする。
- ・教室：2 階の 1 教室は、区民用会議室とし、千代田区の使用エリアとする。
- ・2 階倉庫：2 階体育館入口側
- ・1 階玄関受付：運営団体が体育館及び区民用会議室の管理を行わない場合は、千代田区の使用エリアとする。

●設置期間

旧練成中学校を活用しての（仮称）ちよだアーツスクエアの設置は、暫定であるため、設置期間は 5 年間とする。

●機能構成（案）（「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」より引用）

ちよだアートスクエアに設置される機能構成は、選定された運営団体からの提案内容により決定するが、以下の機能が想定される。

アート・カフェ

1階に設置。「食の交流」をコンセプトに、入居者だけでなく来訪者がいつでも利用できるカフェ。食に関連したプロジェクト、ワークショップ、レクチャーなどを行うと同時に文化芸術情報の発信などのインフォメーション機能も持たせる。

グリーン・アート・スペース

屋上に設置。植物や自然と関連のあるアート・プログラムを実施する場として使用。植物などを介して来館者や区民等が交流することのできる場を提供する。レンタル菜園など東京の屋上で栽培することでの付加価値をつけるオリジナル野菜の開発などのプログラムが考えられる。

イベント・スペース／ギャラリー

1階ランチルームおよび教室を使用。展覧会やワークショップなどをはじめとし、一般の来館者が日々楽しむことのできるさまざまなアート・プログラムを実施する。一元的な使用ではなく、出来るだけ多様な活動ができるスペースにすること、アート・カフェとの連携、オープンな空間づくりなどを考慮する。

多目的スペース

演劇・ダンス等の練習などに使用。

活動スペース

教室 20 室程度を使用。区民団体や NPO 等の文化芸術系の団体が年単位で入居し活動する施設の中核機能。国内だけにとどまらず、海外の文化芸術団体を誘致することも検討。入居団体のネットワークによりコラボレーション事業が派生するなど、団体が同居することでのメリットを活かし相乗効果をねらう。

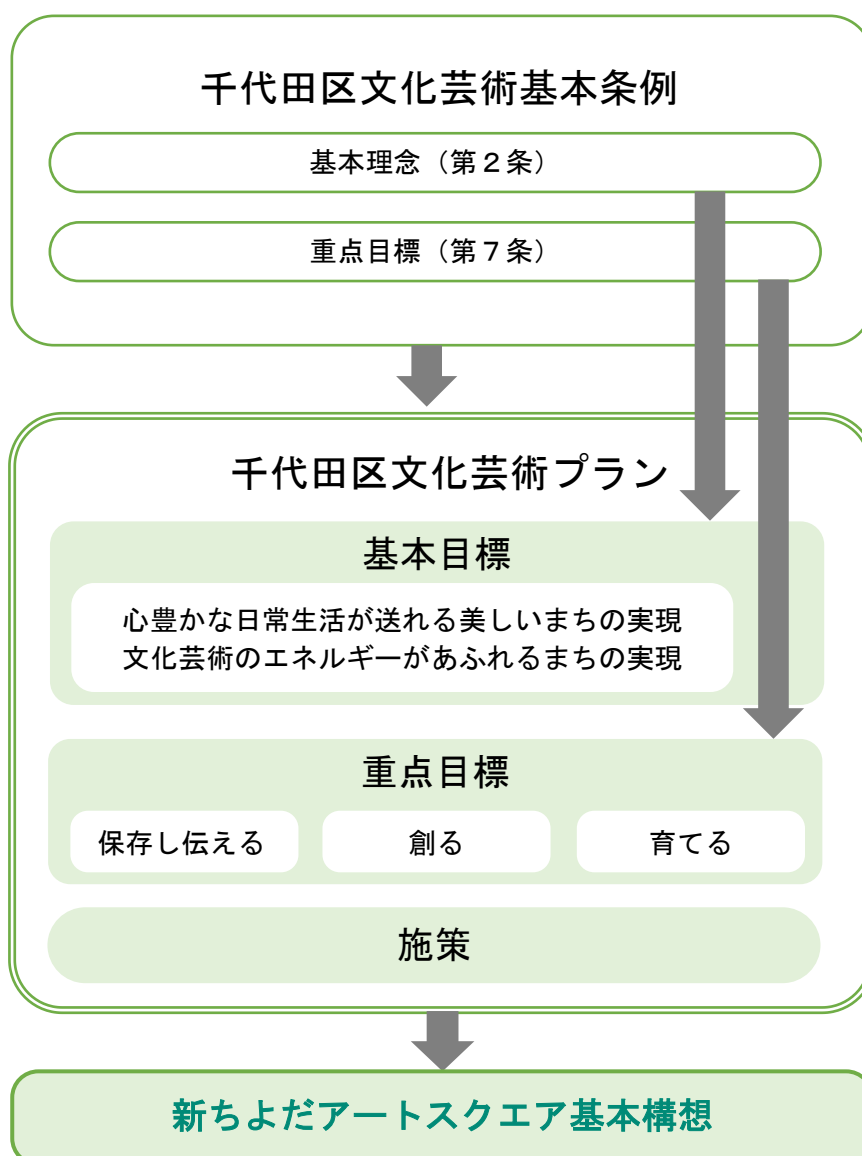
プロジェクトルーム

教室 10 室程度を使用。週単位から月単位で利用できるスペース。アーティストの制作スタジオや練習の場として使用。木工・金属加工室、デザイン・映像編集作業室なども備えることが望ましい。

第2章 新ちよだアーツクエア基本構想について

1 新ちよだアーツクエア基本構想の位置づけ

旧練成中学校跡地をちよだアーツクエアの拠点施設として活用する方向性を決定したことを受けて、今後の運営方法や整備内容、取り組みの方向性などを示した「新ちよだアーツクエア基本構想」を策定します。この構想は、「千代田区文化芸術基本条例」や「千代田区文化芸術プラン（第四次）」に基づき、「ちよだアーツクエア」のあり方を示しています。



2 設置目的・基本方針

(1) 設置目的

これまで育んできた文化力と文化芸術にかかる豊富な資源を生かし、千代田区ならではの文化芸術をさらに発展させ、より広く、多くの人々に向けて発信し、心豊かなまちを実現するため、「ちよだアートスクエア構想の提言」における設置目的を引き継ぎます。

平成 18 年 10 月「ちよだアートスクエア構想の提言」より引用 ※詳細は 12 ページを参照

「生活の質を高める」

文化芸術は、人々の生活の質を高めるために重要な役割を果たす。千代田区は、文化的・歴史的に貴重な財産を多く持つことから、それらに関する情報を発信すると共に、有効に活用し、これにより人々のさまざまな自己表現の場や交流の機会を提供する。その結果、人々の生活の質を高める役割を果たすことが、ちよだアートスクエアの目的である。

(2) 基本方針

「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」における基本方針を引き継ぐとともに、これまでの取り組みにおける課題や社会情勢の変化を踏まえ、下記のとおり定めます。

平成 19 年 12 月「ちよだアートスクエア（仮称）の設置について（答申）」より一部引用

※詳細は 14 ページを参照

- * 運営への参画、利用の両面で区民等へ開放的な施設とする。
- * 伝統文化と現代文化芸術の出会う場所とし、地域での新たな活動を誘発する拠点とする。
- * 人々の興味を惹き、話題性を創出できるような明確な特徴を施設および事業に持たせる。
- * 区民等が参加できるイベント等を常に発信する。
- * 千代田区・地域との関連性を活かす。
- * コロナ下においても文化芸術の灯を絶やさずに次世代へと継承・発展していくための事業を展開する。 **新規**

3 機能構成

ちよだアートスクエアに設置する機能構成は、「（仮称）ちよだアートスクエア実施計画書」において決定した事項を参考にしながら下記のとおり定め、今後選定する運営事業者からの提案内容により決定します。

なお、学校施設の面影を残した利活用が評価されていることから、学校施設らしさを残したうえで、旧練成中学校を活用することを前提としています。

アートカフェ

1階入口付近に設置します。「交流」をコンセプトに、入居者だけでなく来館者がいつでも利用できるカフェです。食文化などに関連したプログラムを行うと同時に、文化芸術に関する情報の発信などのインフォメーション機能を持たせます。

屋上スペース

屋上に設置します。植物や自然と関連のあるプログラムを実施する場として使用します。植物などを介して来館者が交流することのできる場を提供します。

また、太陽光パネルを設置するなど、SDGsに関する取り組みも推進します。

イベントスペース／ギャラリー

1階に設置します。展覧会やワークショップなどをはじめとし、来館者が日々楽しむことのできるさまざまなプログラムを実施します。一元的な使用ではなく、できるだけ多様な活動ができるスペースにし、アートカフェとの連携、オープンな空間づくりなどを考慮します。

多目的スペース（体育館）

展覧会や演劇、ダンス等の練習に使用します。

また、地域の子どもの遊び場にするなどの活用も考えられます。

活動スペース

教室 30 室程度を使用します。文化芸術団体が入居して活動するちよだアートスクエアの中核機能です。国内だけにとどまらず、海外の文化芸術団体を誘致することも検討します。入居団体同士によるコラボレーション事業など、団体が同居することでのメリットを活かして相乗効果を狙います。

また、アーティストの制作スタジオや練習の場、木工・金属加工室、デザイン・映像編集作業室などとして使用します。

音楽・動画配信スペース

子どもから高齢者まで日常的に音楽活動を楽しむことができる場とします。また、音楽を通じてさまざまな世代の人が交流できるような機能を持たせます。

また、スタジオ機能も持たせて、SNS などの動画配信等も可能となるように検討します。

1 対応すべき課題

（１）施設の老朽化・機能改善

旧練成中学校は築44年（昭和53年7月竣工）が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。旧練成中学校を活用するにあたって、今後、改修工事を行う必要があります。

改修工事にあたっての主な課題は下記の4点です。

- ① 老朽化の進行対応
- ② 避難所機能の強化
- ③ 社会・技術的变化による施設設備の見直し、陳腐化の対応
- ④ ちよだアートスクエアの役割機能充実

（２）運営方法

●現在の運営方法＝民設民営

現在、ちよだアートスクエアの設置目的・基本方針に基づいて選定された運営事業者が、区と普通財産賃貸借契約を締結したうえで、旧練成中学校の土地及び建物を借り受けてこれを使用し、提案した運営事業を実施しています。

区の財政に頼らない独立採算で事業を展開していますが、旧練成中学校を活用するにあたり、改めてその運営方法についてメリット・デメリットを明らかにして検討する必要があります。

また、施設の使用エリアについても検討する必要があります。

（３）展開する事業・プログラム

イベントが現代アートに偏った傾向があることから、江戸・東京の歴史・文化を伝える区独自の文化芸術資源を保存・継承・活用していくため、伝統文化や伝統芸能等に関する取り組みも推進し、区民がより文化芸術に親しめる事業・プログラムを展開する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、オンラインイベントの需要が高まっているため、ICT機器などの設備や機能を導入し、事業・プログラムを展開する必要があります。

（４）評価の方法

民間の事業者が自由に運営しており、集客力の高いイベントを実施している一方で、区の関与度が低い状況にあります。そのため、区側が運営事業者の事業内容・経営状況等を把握して、定期的に評価を行い、運営の改善につなげていく必要があります。

(5) 区民参画

旧練成中学校は外神田に立地しているため、麹町地域に住む人たちには親しみが薄い状況があります。また、文化芸術に興味のない方の認知度も芳しくない状況にあります。

ちよだアーツスクエアは、区の文化芸術拠点施設として、区民の興味・関心にあわせて運営する必要があります。そのため、さまざまな文化芸術プログラムの実施や、情報発信など、区民が運営全般に関わることができる体制を整えていく必要があります。

2 施設・設備の改修工事にあたって

今後も文化芸術拠点施設として役割を果たすだけでなく、避難所としての機能を確保するため、主に下記の点を配慮し、また現地調査の結果を踏まえたうえで、施設・設備の改修工事を実施します。

① 建物の躯体及び付随する箇所

例：外壁及び内壁改修、屋上防水層及び柵腐食改修、鉄筋露出改修、館外パイプ塗装、耐震改修 等

② 施設インフラの整備

例：受電設備(キュービクル)、空調設備、給排水設備、館内照明 LED 化改修 等

③ バリアフリー、ユニバーサルデザイン

例：トイレの洋式化、多機能トイレの設置、多言語対応 等

④ 残置物の撤去

例：学校時代に使用していたもので、現在使用していない設備等の撤去 等

⑤ その他

例：体育館へのエアコン設置、近隣への防音対策、敷地内マラソンコース等の整備、
オンラインイベント等を実施するための設備・機能の導入 等

⑥ 改修工事に際し残していく点

例：区民会議室の活用など旧練成中学校の面影、施設南面を玄関口とした練成公園との一体性 等

3 運営方法

ちよだアートスクエアでは、現在、民設民営により運営を行っていますが、旧練成中学校を活用するにあたり、他の運営方法のメリット・デメリットを精査し、今後の運営方法について検討を行います。

(1) 現在の事業者の運営の評価

現在の事業者の運営の評価を、下表のとおりまとめました。

良い点	・事業者は、区の財政に頼らない独立採算で自立性の高い運営を行っており、イベントの企画力が高く、幅広い年齢層の集客効果を上げている。 ・地域行事に参加したり、地域の祭礼にかかる展示会を行うなど、地域との繋がりを密にしている。
悪い点	・事業者が自由に運営しているため、行政の関与度が低い。 ・区民が利用できるスペースが少ない。 ・地域の文化団体を支援、育成する機能がない。

(2) 運営方法の整理

想定される3つの運営方法について、下表のとおり整理しました。

直営（業務委託）	【概要】 区が事業者に業務委託し、管理運営を行う。 【メリット・デメリット】 ◎ 民間のノウハウを活用して、質の高いサービス提供、コスト削減が可能である。 ◎ 区の文化振興施策の方向性や意図を正確に体现できる。 ◎ 区の予算に基づいた安定した運営が可能である。 × 区の財政負担が大きい。 × 事業者は基本的に仕様書通りにしか業務を行うことができず、自由に事業を展開できない。
指定管理	【概要】 公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、区が指定した事業者が施設の管理運営を行わせる。 【メリット・デメリット】 ◎ 民間のノウハウを活用して、質の高いサービス提供、コスト削減が可能である。 ◎ 区民ニーズに応じた多様で柔軟なサービスを提供できる。 × 施設・設備改修には一定程度制限がある。

民 設 民 営	【概要】
	事業者に土地・建物を貸付し、公募により選定された事業者が管理運営を行う。
	【メリット・デメリット】
	◎ 民間のノウハウを活用して、質の高いサービス提供、コスト削減が可能である。
	◎ 区民ニーズに応じた多様で柔軟なサービスを提供できる。
	◎ 有償貸付とすることで、区は貸付料収入を得ることができる。
	◎ 事業者の負担により、施設・設備改修を比較的自由に行うことができる。
	× 行政の関与度が低いいため、事業者の事業内容等を把握しておく必要がある。

（３）これからの運営方法

ちよだアートスクエアの運営に一番適した方法は何であるかを、①事業展開の自由度、②区の財政負担、③専門性、④公共性・公益性、⑤安定性の５つの観点から、３つの運営方法におけるメリット・デメリットを鑑みて検討を行います。

ちよだアートスクエアは、「千代田区文化芸術プラン（第四次）」において、文化芸術拠点施設として位置づけられ、今後も文化芸術振興施策を推進していく拠点施設として役割を果たしていく必要があることから、文化芸術活動を行っていく上で、事業者の自主性や創造性が尊重され、多様な表現活動を行うことを保障することは最も重要な視点となります。

その点から、①事業展開の自由度という観点から検討を行います。直営（業務委託）や指定管理者制度の場合、運営する事業は、一定程度、協定内容や仕様書などに縛られます。また、事業を実施するにあたっての予算の自由度や、施設・設備改修の自由度にも制限があります。

一方、民設民営の場合、区の財政に頼らない独立採算を前提とした運営のもと、自由に事業を展開することができるため、事業者の自主性や創造性が十分に尊重され、自由な発想による活動を行うことができます。文化芸術活動は、既存の方法論や価値観に基づかないものもあり、また時として、市場原理や経済効率に反することもあるため、自由度が高い運営方法が求められます。

次に、②区の財政負担の観点から検討を行います。直営（業務委託）や指定管理者制度の場合、区は事業者には委託料や指定管理料を支払う必要があります。これまでちよだアートスクエアで行われてきた規模の事業を指定管理者等に行わせる場合、区の財政負担が増加することが想定されます。また、公の施設である建物全体で事業者が収益事業を行うことには制限があるため、財源・収入源の確保が課題となります。

一方、民設民営の場合、区は協定等に基づいて施設・設備の修繕費用を一部負担するものの、土地・建物の貸付料を収入として得ることができます。また、施設の一部について文化芸術活動を行う団体に転貸可能とすることで、事業者は、貸館収入に加えて転貸賃料収入を得ることができ、両方の収入を軸に独立採算で自立性の高い運営を行うことができます。千代田区という都心区だからこそ、事業者は、高い稼働率による貸館収入と転貸賃料収入を軸に運営することができ、区としては最小限の財政負担で文化芸術拠点施設を設置することができます。

さらに、③専門性の観点では、３つの運営方法とも違いはそれほどないものと考えますが、④公共性・公益性、⑤安定性の観点では、指定管理者制度や民設民営に比べ、直営（業務委託）のほうが区

の予算に基づいて安定した運営が可能となります。ただし、事業者は基本的に仕様書通りにしか業務を行うことができず、自由に事業を展開できない可能性があります。

以上、ちよだアートスクエアの運営に一番適した方法とは何であるかを検討した結果、今後も引き続き「民設民営」で運営を行っていきます。

なお、公共性・公益性、安定性を確保するため、運営する事業内容と経営状況を区が把握する仕組みの導入を検討します。

(4) 運営事業者の選定

文化芸術活動を行っている実績を持つ事業者が、ちよだアートスクエアを運営することとします。ちよだアートスクエアにおいて強い特色を打ち出し、人々を惹きつける魅力ある場所とするためには、運営における方針の一貫性が重要であり、設置目的・基本方針等に基づいて公募（プロポーザル方式）により選定された事業者が、ちよだアートスクエアに含まれる機能を一括して運営及び取りまとめを行うこととします。

契約期間については、「千代田区指定管理者ガイドライン」における指定期間の考え方を参考に検討を行います。

契約期間を短期間とするか長期間とするかについては、それぞれに課題があるものの、「千代田区指定管理者ガイドライン」では、下記のとおり基準を設けています。

<千代田区指定管理者ガイドライン（平成30年9月改定） 抜粋>

- ①施設の維持管理が中心となる施設は5年間とする。（千代田万世会館、内幸町ホール）
- ②人的サービスや事業の企画・運営が中心となる施設は5年間とする。（スポーツセンター、図書館等）
- ③利用者との信頼関係が重要で、指定管理者の変更が利用者に与える影響が大きい施設は10年間とする。（福祉施設全般）
- ④PFI方式で整備運営する施設はPFI事業の期間とする。（富士見わんぱくひろば等）

上記の基準①②を参考にし、ちよだアートスクエアは、施設の維持管理や事業の企画・運営が中心の施設であることから、契約期間は5年間として、契約期間ごとに事業者を公募により選定します。

（参考）特別区における廃校活用事例

特別区における廃校を活用した事例とその運営方法を、下表のとおりまとめました。

運営方法	自治体名	旧校舎名	現施設名	活用種別	契約期間
民設民営	東京都新宿区	淀橋第三小	芸能花伝舎	文化施設	10 年
	東京都新宿区	四谷第四小	四谷ひろば	地域交流拠点	5 年
	東京都新宿区	四谷第五小	吉本興業ホールディングス 株式会社東京本部	企業オフィス	10 年
	東京都世田谷区	池尻中	世田谷ものづくり学校（令 和4年5月31日をもって閉館）	産業支援施設	5 年
	東京都豊島区	大明小	みらい館大明	生涯学習施設	1 年
指定管理	東京都港区	飯倉小	東麻布保育園	保育所	10 年
一部委託	東京都台東区	小島小	台東デザイナーズビレッジ	デザイン関連 創業支援施設	

（５）使用エリア他利用条件

ちよだアートスクエアの使用エリアについては、学校施設の面影を残した利活用が評価されていることや、これまで地域社会活動やスポーツ振興等の場などのコミュニティの拠点として大きな役割を果たしてきたことを踏まえて、事業者による運営と区が直接管理・運営する区分を整理していきます。

基本的には、事業者がちよだアートスクエア（旧練成中学校）の全館（地下1階から地上3階と屋上まで）を管理・運営しますが、下記の部屋については区と共用管理を行います。

●旧練成中学校記念室（仮称）兼 区民会議室

2階の教室を1部屋、練成中学校の記念品等を展示した会議室として、町会等地域の打合せやシルバートレーニングスタジオとして使用します。

●多目的スペース（体育館）※更衣室、シャワー室を含む

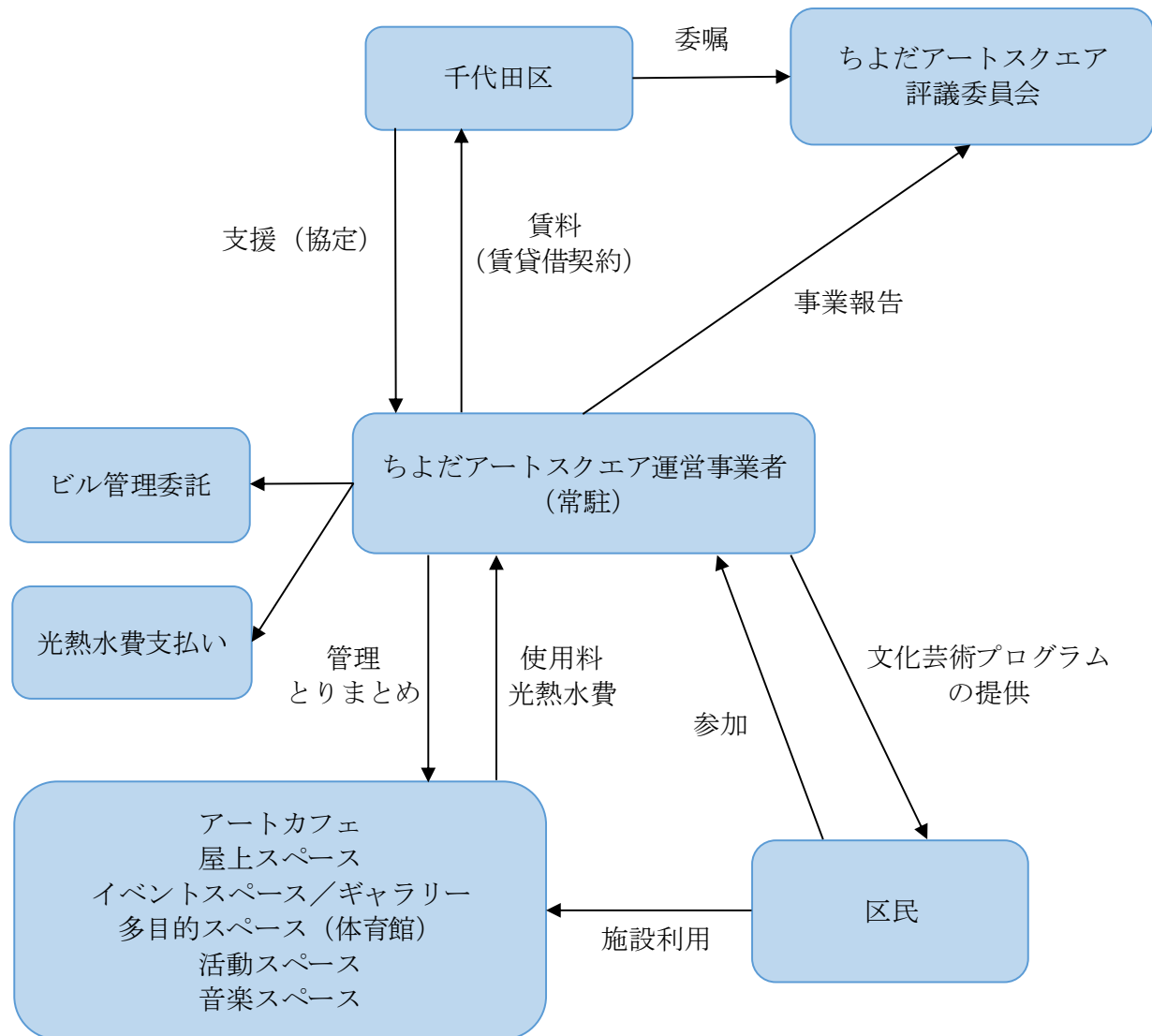
スポーツができる施設として、区がスポーツ開放、区民等団体への貸し出しを行います。

また、上記の施設について、区が使用していない時間帯は事業者も使用できるものとし、事業者が管理を行うものとします。

●避難所としての管理・運営

ちよだアートスクエア（旧練成中学校）は、区の避難所として指定されているため、災害が発生した場合、全館を区が避難所として使用します。また、2階の教室を1部屋、災害対策用物品の保管等を行う防災備蓄倉庫として使用します。

運営方法の枠組み（イメージ）



4 展開する事業・プログラム

(1) 展開する事業の方向性

「千代田区文化芸術プラン（第四次）」において、ちよだアートスクエアは、千代田区文化芸術基本条例第7条（重点目標）における「創る」と「育てる」にかかる施策とプロジェクトを担うことを示しました。また、同プランにおいて、ちよだアートスクエアの今後の取り組みとして、下記の役割を果たすことを決めました。（「千代田区文化芸術プラン（第四次）」から引用）

- ① 区民が文化芸術を身近に感じ、多様な文化芸術に親しむことができるよう、鑑賞の機会を充実していくことに加え、区民文化活動の活性化を促し、ちよだの魅力を共有・発信し、区内にとどまらず、国内外においても文化芸術の拠点としての役割を果たしていきます。
- ② 次世代を担う子ども・若者の想像力育成及び文化芸術を創り、担う人の育成を目指す拠点として、質の高い文化芸術に触れる機会を提供するとともに、障害の有無にかかわらず創作・表現する人々を支援していき、新たな芸術家・作家の発掘・発信とともに、区民参画の推進にも取り組んでいきます。

「千代田区文化芸術プラン（第四次）」における方針と、ちよだアートスクエアの設置目的・基本方針に基づいた事業の企画提案を募り、選定された事業者が提案した事業を展開します。

(2) 想定されるプログラム

ちよだアートスクエアにおいて、具体的に実施するプログラムは、選定された事業者からの提案内容により決定しますが、以下の活動を想定します。

発表活動

展覧会の開催や、インターネットなどを用いた地元密着型アートスクエア放送局の設置など、アーティスト、クリエイターたちの発表活動及び情報発信を行います。

また、江戸・東京の歴史・文化を伝える区独自の文化芸術資源を保存・継承・活用していくため、伝統文化や伝統芸能等に関する取り組みを実施します。

なお、現代文化と江戸文化、現代アーティストと伝統技能職人のコラボレーションなど、地元に存在する伝統的なものと新しいものの融合なども考慮します。

交流活動

アートを通じて、子どもから高齢者までさまざまな世代の人が繋がることのできる多世代交流プログラムを実施します。また、多分野の人々が文化芸術を媒介に交流できるプログラムを実施します。

また、海外、国内のアーティストを招聘するなど、地元、国内、海外の人々が交流を図ることのできる国際交流プログラムも実施します。

育成活動

プロのアーティストを招聘して、子ども・若者向けのワークショップ等を実施することにより、豊かな想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、新たな芸術家・作家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげます。また、若手アーティスト等に制作スタジオを貸し出すなど、アーティストやクリエイターを支援・育成する活動を行います。

教育普及活動

区民を対象としたアーティストによるワークショップや、区内の小学校にアーティストを派遣し、トークやワークショップを行うなどのアウトリーチ活動（拠点以外での地域との連携を図る活動を行うこと）、アートスクールの開催、ボランティアスタッフ育成プログラムの実施など、一般の人々が参加することができ、アートを楽しみながら学ぶことのできる教育普及活動の実施を想定します。

広報活動

地域の学校、企業、団体等との定期的な相互情報交換の場を設けたり、一カ所に情報を集めるだけでなく、相互に情報物が届くネットワークの形成など、ちよだアートスクエア独自の地域に密着した広報活動を実施します。

また、神田地域だけでなく麹町地域の方にも足を運んでいただくため、麹町地域の方限定のイベントや、出張イベントなどを通じた広報活動を行います。

なお、広報活動及びその他の事業展開にあたっては、施設を訪れた外国人がストレスフリーに施設を楽しむことができるように多言語対応を推進します。

コロナ下における活動

コロナ下によって施設に来館できない状況を補うだけでなく、来館したいという気持ちを高めるような相乗効果を生むため、デジタルコンテンツを充実させます。具体的には、web サイト上での鑑賞機会の提供や、トークイベントやワークショップ等の映像の公開、自宅で文化芸術に触れることができるコンテンツの作成・提供等を想定します。

また、高齢者でもデジタルコンテンツを享受することができるよう、デジタル活用支援講座等を実施します。

隣接する区立練成公園との一体的な利用

隣接する練成公園と施設を一体的に利用することで、施設の出入口と公園をつなげて緑とのつながりを創造し、子どもから高齢者まで多世代が交流できる施設として今後も活用することを想定します。

5 事業者の評価

(1) 基本的な考え方

ちよだアーツスクエアの運営において、事業者の実施する事業内容や経営状況等を、区が定期的に評価し、運営の改善につなげていきます。

評価にあたっては、施設の稼働率や集客数など、経済性・効率性だけに着目するだけではなく、設置目的や基本方針等に沿った成果を生み出しているかといった定性的な面も重視し、中長期的な視点に立った評価を実施します。

(2) 評価にあたっての視点

① 評価項目

- ・事業成果、利用者サービス

設置目的・基本方針に照らし、事業実施や利用者サービスについてどのような成果をあげたか

- ・適正な管理運営

公契約条例に準じた労働環境の確保や人員配置、適切な維持管理による施設の安全確保など、適正な管理運営ができているか

- ・収支実績

経営状況の安定性、管理経費の縮減、収入の増加など、適切な予算執行がなされているか

② 評価方法

- ・事業者による自己評価

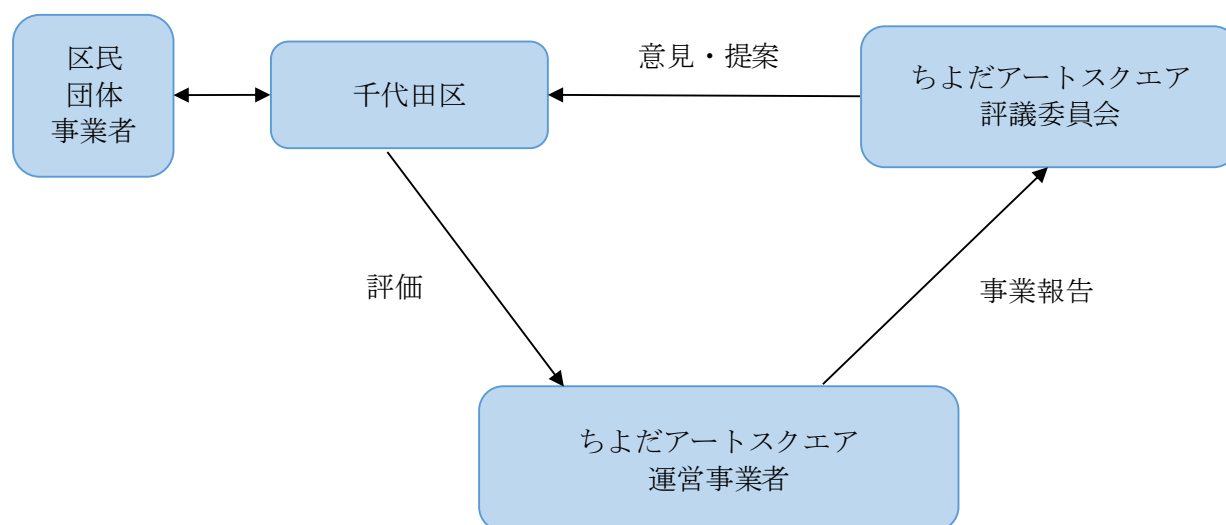
- ・ちよだアーツスクエア評議委員会からの意見・提案をもとにした評価

③ 評価の活用

評価結果に基づいて、事業者に必要な助言・指導を行い、施設管理運営のさらなる改善を促すほか、事業者を求める業務要求水準等の見直しを行う際に活用します。

なお、民設民営の利点である自主性・自立性を損なわないよう配慮することとします。

評価方法（イメージ）



6 区民参画

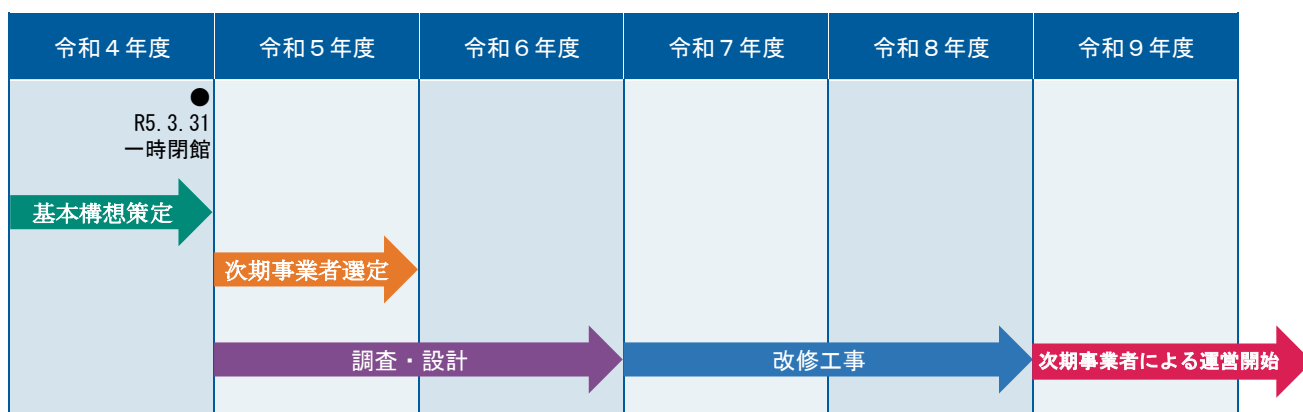
ちよだアーツスクエアは、区の文化芸術拠点施設として、区民の興味・関心にあわせて、さまざまな文化芸術プログラムの実施や、情報発信など、運営全般に関わることができる体制を整えていく必要があります。主に下記の事項に重きを置き、区民参画に取り組みます。

（例）

	関わり方	内容
1	事業への参加	・運営事業者による主催事業に出演者等として参加 ・講座やワークショップなど体験型事業への参加 ・鑑賞者としての参加
2	事業の実施	・区民主体による企画の制作・運営・実施 ・若手のアーティストや地域の担い手を育成する事業の実施
3	運営への参加	・レセプションистとしての参加（チケットのめぐり、会場案内など） ・講座やワークショップなどの準備等の手伝い
4	情報発信・地域連携	・広報物のデザイン、広報記事の企画・制作 ・プロや他の区民団体、地域企業等と連携した活動の推進
5	事業者への意見・提案及び計画・企画への参画	・設置目的・基本方針に沿って、施設の利用状況や事業者の活動実績等に対して意見・提案を行う ・有識者や専門家等とともに事業者に意見・提案する機会に参加する ・計画・企画の見直しや策定などへの参画

7 今後のスケジュール（予定）

旧練成中学校跡地をちよだアートスクエアの拠点施設として活用するため、今後、施設老朽化に伴う改修工事を行います。改修工事完了後にリニューアルオープンする予定です。



【補足事項】

ちよだアートスクエアは、「千代田区文化芸術プラン（第四次）」において文化芸術拠点施設として位置づけられ、同プランにおいて定めた役割を果たしていく必要があることから、調査・設計・改修工事期間中も下記のとおり事業を継続します。

①調査・設計期間中の事業展開について

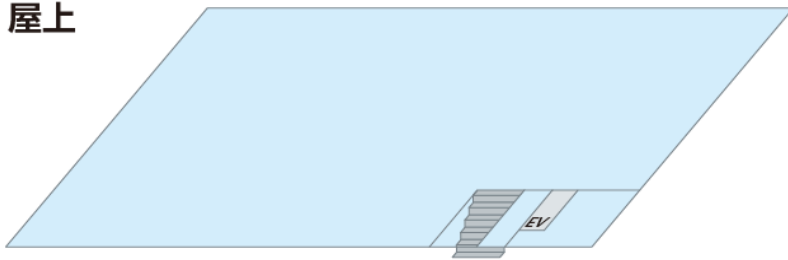
調査・設計期間中は、ちよだアートスクエア（旧練成中学校）の使用できる箇所を活用し、「千代田区文化芸術プラン（第四次）」において主な取り組みとして示した、「アーティスト・イン・レジデンス」や「障害者アート支援事業」などを実施します。

②改修工事期間中の事業展開について

改修工事期間中は、ちよだアートスクエア（旧練成中学校）を使用できないため、代替施設での事業実施や、オンラインによる事業を検討します。

8 改修工事後のフロアマップ（イメージ）

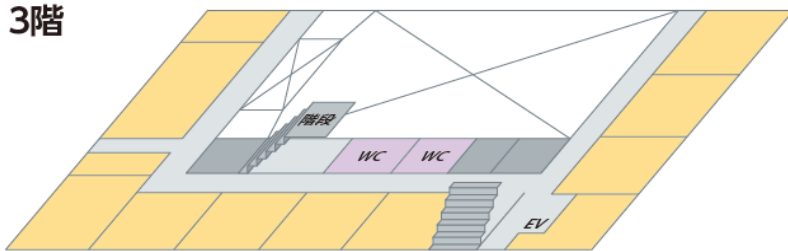
屋上



機能構成

- 屋上

3階



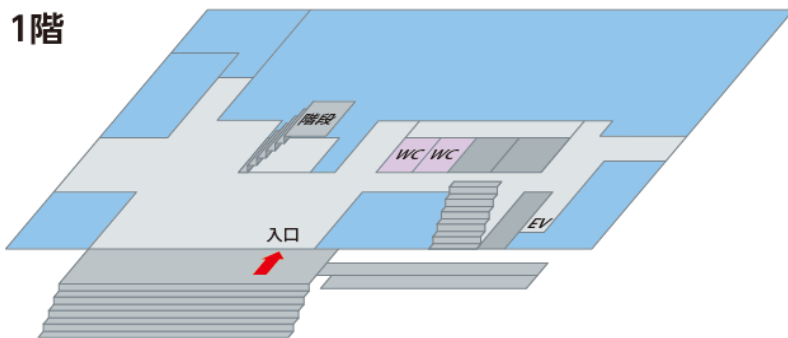
- 活動スペース

2階



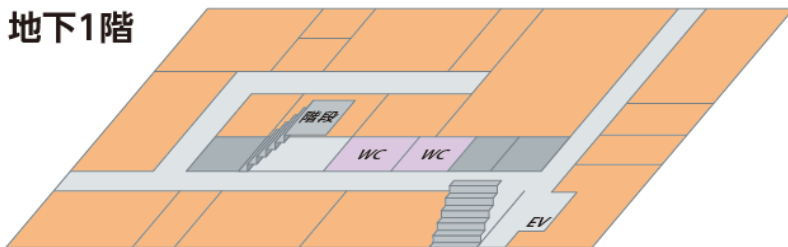
- 多目的スペース（体育館）
- 活動スペース
- ★防災備蓄倉庫
- ★旧練成中学校記念室（仮称）
兼 区民会議室

1階



- アートカフェ
- イベントスペース/ギャラリー
- 活動スペース

地下1階



- 音楽・動画配信スペース
- 活動スペース

※各スペースのフロア構成はイメージです。

1 千代田区文化芸術プラン推進委員会委員名簿

千代田区文化芸術プランの効果的な推進を図るために設置している「千代田区文化芸術プラン推進委員会」において、新ちよだアートスクエア基本構想の内容について意見を聴取した。

また、ちよだアートスクエアの運営管理を行う団体が実施する事業等に対して地域等の意思を反映させるため設置している「ちよだアートスクエア評議委員会」の委員にも出席を求め、意見を聴取した。

(敬称略)

	No	役名	所属等	氏名
千代田区文化芸術プラン推進委員会委員	1	委員長	明治大学政治経済学部教授	星野 泉
	2	委員長職務代理者	千代田区文化財保護審議会委員 東京工業大学博物館教授	山崎 鯛介
	3	委員	千代田区ミュージアム連絡会 東京ステーションギャラリー学芸室長	田中 晴子
	4	委員	千代田区文化芸術協会 理事長	新井 巖
	5	委員	千代田区文化連盟 代表幹事	阿部 俊裕
	6	委員	千代田区観光協会アンバサダー	マライ メントライン※ ¹
	7	委員	地域振興部文化スポーツ担当部長	恩田 浩行※ ²
ちよだアートスクエア評議委員会委員	8	委員	京都造形芸術大学美術工芸学科教授	椿 昇
	9	委員	オフソサエティ株式会社代表取締役	長田 哲征
	10	委員	複合文化施設「スパイラル」 シニアキュレーター・アートプロデューサー	岡田 勉
	11	委員	御茶の水美術専門学校 理事長	服部 浩美
	12	委員	神田五軒町々会会長	小林 俊司
	13	委員	神田五軒町々会婦人部長	新井 美智子
	14	委員	練成中学校同窓会長	久保田 富三郎
			地域振興部文化スポーツ担当部長	恩田 浩行※ ²

※¹ 令和4年度第3回千代田区文化芸術プラン推進委員会から就任

※² 区職員の恩田浩行（地域振興部文化スポーツ担当部長）は、両方の委員を務めている

2 千代田区文化芸術プラン推進委員会設置要綱

平成 27 年 6 月 1 日 27 千地文振発第 130 号

改正 令和 4 年 2 月 15 日 3 千地文振発第 459 号

(設置)

第 1 条 千代田区文化芸術基本条例（平成 16 年千代田区条例第 1 号）第 6 条に基づき策定した千代田区文化芸術プラン（以下「文化芸術プラン」という。）の効果的な推進を図るため、千代田区文化芸術プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 推進委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 文化芸術プランの進捗状況の把握及び点検に関すること。
- (2) 文化芸術プランの効果的な推進に関すること。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、区の文化芸術施策に関すること。

(委員の構成及び任期)

第 3 条 推進委員会は、学識経験者、関係団体及び区職員のうちから区長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。任期途中で委員を辞したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 推進委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

(会議)

第 5 条 委員長は、必要に応じて推進委員会を招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、第 3 条第 1 項に規定する委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 推進委員会の庶務は、地域振興部文化振興課において処理する。

(補則)

第 7 条 本要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 15 日 3 千地文振発第 459 号）

この要綱は、令和 4 年 2 月 15 日から施行する。

3 ちよだアートスクエア評議委員会設置要綱

平成 22 年 2 月 26 日 21 千区文ス発第 682 号

改正 平成 27 年 4 月 6 日 27 千地文振発第 17 号

改正 平成 29 年 9 月 12 日 29 千地文振発第 249 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、ちよだアートスクエア評議委員会（以下「評議委員会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 ちよだアートスクエア（以下「アートスクエア」という。）の運営管理を行う団体（以下「アートスクエア運営団体」という。）が実施する事業等に対して地域等の意思を反映させるため、千代田区に評議委員会を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 評議委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) ちよだアートスクエア運営団体が実施する運営における文化芸術事業に関すること。
- (2) ちよだアートスクエアの施設運営方法に関すること。
- (3) その他必要な事項

(構成)

第 4 条 評議委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) アートスクエアの構想、設置についての審議会に関わっていた者
- (2) 文化芸術に関し専門的知識経験を有する者
- (3) 文化芸術施設等の運営に携わっている者
- (4) 区民
- (5) 文化芸術の振興を所管する部長

(定数及び任期)

第 5 条 評議委員会の定数は 13 人以内とする。

2 評議委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 委員本人から申し出があったときその他正当な理由があるときは、これを解嘱し、補欠の委員を委嘱することができる。ただし、補欠委員による任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 評議委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、評議委員会を主宰し代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第7条 評議委員会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、第4条に定める委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 評議委員会の事務局は文化振興課に置く。

(補則)

第9条 本要綱に定めるもののほか、評議委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から適用する。

附 則 (平成27年4月6日 27千地文振発第17号)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年9月12日 29千地文振発第249号)

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

4 新ちよだアートスクエア基本構想の策定経過（作成中）

日程	内容等
令和4年	
5月31日	令和4年度第1回千代田区文化芸術プラン推進委員会 議題1 千代田区文化芸術プラン（第四次）掲載事業の進捗確認について 議題2 ちよだアートスクエア新基本構想の策定について
8月22日	令和4年度第2回千代田区文化芸術プラン推進委員会 議題1 新ちよだアートスクエア基本構想（たたき台）について
11月14日	令和4年度第3回千代田区文化芸術プラン推進委員会 議題1 千代田区文化芸術プラン（第四次）掲載事業の進捗確認について 議題2 新ちよだアートスクエア基本構想（たたき台）について
令和5年	
1月13日	令和4年度第4回千代田区文化芸術プラン推進委員会 議題1 新ちよだアートスクエア基本構想（素案）について
2月5日～	新ちよだアートスクエア基本構想（素案）のパブリックコメント実施 （2月24日まで）

外濠公園総合グラウンドの利用に関する意見募集の状況について

1. 経 緯

外濠公園総合グラウンドの利用に際して、利用時間までに連絡なく使用しない「無断キャンセル」や、利用日の直前にキャンセルする「直前キャンセル」が多数発生し、有効な施設利用が図られていない等の課題があるため、新たに無断キャンセル等に対する利用制限を付す必要がある。

2. 利用制限の内容

「無断キャンセル」は1回につき3か月間、利用日4日前以降の「直前キャンセル」は1回につき1か月間、それぞれ抽選申込と空き施設予約ができない期間を設定する。

3. 意見募集の概要

(1) 期間・意見数

令和4年12月5日（月）～12月19日（月） 12件

(2) 意見の概要

①意見者の区分

千代田区在住者（在住・在勤者含む）：8名 新宿区在住者：4名

②賛否等の内訳

- ・賛成（キャンセル規定に前向き）の意見：7件
- ・直前までキャンセル認める提案意見：2件
- ・その他の意見：3件

③主な意見（抜粋）

- ・無断キャンセルは悪質なので2倍～3倍の料金いただく。
- ・直前キャンセルも厳しいペナルティを課すべきだと思う。
- ・無駄キャンセル、直前キャンセルにペナルティをつけることにより効率的に利用されることを希望する。
- ・他区や都の施設と同様のペナルティの仕組みを採用頂きたい。
- ・賛成、当日のみならず前日、前々日のキャンセルも制限すべき。
- ・グラウンドはみんなで公平に使えるもので、予約だけして使わないのはとんでもないことで、区にしっかり対策をしてほしい。
- ・無断キャンセル防止策として、利用料の事前入金もありだと思う。
- ・直前キャンセルできるのがこれまでのメリット、直前キャンセルを当日1～2時間までにしてはどうか。

4. 意見募集の公表

- ・ホームページ：令和5年2月3日（金）
- ・広報：2月5日号